

36室保存用
年少労働調査資料
8B-2 no. 50

新聞配達に従事する 年少者の労働実態調査

昭和37年4月

労働省婦人少年局

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査 正誤表

☆ 112頁の % 数字は全部()かとする

は し が き

この調査は新聞配達に従事する年少者が、どのような生活を送っているかについてその実態を明らかにしようとして実施したものである。

新聞配達の仕事は、近代的な日刊新聞が横浜ではじめて誕生して以来、或いはまた、古くは形をことにするが元禄時代の読売瓦版以来さまざまな形態で行われ、早くより年少者（八百屋、豆腐屋の売子、車夫等）の片手間仕事として発足したが、その業務は、いわゆる報道を担当する大企業の最先端の大衆に接する部分で、1日もかかずこのできない地味な仕事でありながら、その実態は比較的世人の注目するところとはならなかつた。そしてその労働の実態は、必ずしも年少者の就労に適した物心両面の配慮がなされているとはいいがたく、また就業が年少者の学業の修得に及ぼす影響も少くない状況である。さらに最近の産業活動の活潑化にともない、一部には次第に求人難の傾向がみられ、このため労働強化、年令の低下も懸念されはじめている。

この調査の結果では、現在年少配達員のもつている多くの問題を提示しているが、この古くて新しい業務についての諸問題は今日あらためて検討され、新しい角度からその解決がはかられねばならない。使用者のこれらの問題に関する認識を深め、その解決と、この業務にたずさわる約15万人といわれる年少者の保護福祉に役立つならばまことに喜びとするところである。

最後にこの調査の実施にあたり多大の御協力と御援助をいただいた日本新聞販売協会、各事業主、および関係学校長ならびに担任教諭各位に衷心より謝意を表する次第である。

昭和37年4月

労働省 婦人少年局

目 次

はじめに	1
第1部 調査の概要	4
1. 調査の目的	4
2. 調査の構成および調査事項	5
3. 調査時期	5
第2部 事業場調査	6
I 調査結果の概要	6
(1) 児童の使用許可	6
(2) 労働者名簿の調製について	6
(3) 賃金台帳の調製について	6
(4) 新聞配達に従事する年少者数	6
(5) 1ヵ月1人平均の給与額	6
(6) 事業主の意見	7
II 調査の結果	7
【I】 事業場の規模	7
【II】 取扱新聞部数	8
【III】 適用事業場報告の提出状況	8
【IV】 児童・生徒の使用許可	9
【V】 労働者名簿の調製	9
【VI】 賃金台帳の調製	10
【VII】 年少配達員の募集方法	13
【VIII】 年少新聞配達員数	16
【IX】 補助員の使用状況	17
【X】 賃 金	17
1 賃金の支払形態	17
(1) 補助員	17
(2) 15才未満の年少配達員	17
(3) 15才～18才未満の年少配達員	18

(4) 18才以上の配達員	18
2 賃金の計算方法	18
(1) 補助員の賃金	18
(2) 15才未満の年少配達員の賃金	19
3 1カ月1人平均の給与額別事業場数	21
4 褒賞制度の有無	22
【XI】 保険制度への加入状況	23
1 保険の種類	23
2 保険加入の理由	23
【XII】 業務上災害の発生状況	24
【XIII】 労働関係諸法規に関する意見	24
【XIV】 年少配達員に対する意見希望等	25
第3部 児童調査	26
I 調査結果概要	26
(1) 集合時刻	26
(2) 労働時間	26
(3) 休日	26
(4) 災害事故	26
(5) 賃金	27
(6) 家庭環境等	28
(7) 学校生活	28
II 調査結果	29
【I】 年少配達員数	29
【II】 監督者はだれか	31
【III】 勤続年数	31
【IV】 労働条件	31
1 通勤、住込の状況	31
2 仕事の内容	32
3 配達部数と配達の方法	32
4 欠勤した場合の配達方法	33

5 休 日	34
6 労働時間	35
(1) 販売所に集合する時刻	35
(2) 新聞配達の終了の時刻	36
(3) 新聞配達に要する時間	36
7 賃 金	36
(1) 手取賃金	36
(2) 賃金の支払者	37
(3) 欠勤時等の賃金の差引状況	37
8 働く前後の労働条件の相違	38
[V] 本人についての問題	38
1 就業状況	38
(1) 就業の経路	38
(2) 就業の動機	38
(3) 保護者の承認	40
2 賃金の使途	40
3 睡眠時間	40
4 下校以後就労までの余裕時間	42
5 疲労感	42
6 就労による困難点	43
7 勉学上の困難点	43
第4部 学校調査	44
I 担任教師の所見	44
1 家庭の生活程度	44
2 両親の有無	44
3 中心となつている働き手	45
4 就業の年少配達員におよぼす影響	46
II 学校側の新聞配達に対する意見	48
1 年少配達員数	48
2 学校長の証明書の発給状況	51

3. 新聞配達業務に対する意見	51
4. 労働関係法規に関する意見	54

目 次

第 1 図 取扱新聞部数	8
第 2 図 労働基準法適用事業報告の提出状況	9
第 3 図 児童の使用許可をうけている事業場数	10
第 4 図 労働者名簿の有無	11
第 5 図 児童・生徒の募集方法	12
第 6 図 地区別年令階級別新聞配達従事者数	13
第 7 図 通勤・住込別労働者数	14
第 8 図 地区別朝夕刊別配達員数	15
第 9 図 地区別就業経路別年少新聞配達員数	39
第 10 図 地区別家庭の生活程度別就業者数の割合	44
第 11 図 地区別本人の健康状態	46
第 12 図 地区別配達業務の健康におよぼす影響別就業者数の割合	46
第 13 図 地区別学業成績別就業者数の割合	47
第 14 図 地区別 1 校平均就業児童生徒数	48
第 15 図 地区別就業児童数別学校数の割合（小学校）	49
第 16 図 地区別就業生徒数別学校数の割合（中学校）	49
第 17 図 地区別学年別就業児童数の割合（小学校）	50
第 18 図 地区別学年別就業生徒数の割合（中学校）	50

表目次

第 1 表	賃金台帳の有無別事業場数	11
第 2 表	年令階級別朝夕刊別配達員数	16
第 3 表	地区別補助員の使用有無および補助員数	17
第 4 表	地区別災害事故の状況	27
第 5 表	地区別事業場数および総従業員数	29
第 6 表	地区別年令別男女別従業員構成	30
第 7 表	地区別男女別学年別年少配達員	30
第 8 表	地区別年少配達員数	31
第 9 表	地区別配達の方法	33
第 10 表	地区別欠勤した場合の配達方法	34
第 11 表	地区別休日の有無別年少配達員数	35
第 12 表	地区別就寝時刻別年少配達員数	41
第 13 表	地区別両親の有無別年少配達員数	45
第 14 表	地区別中心となつてゐる働き手別年少配達員数	45
第 15 表	地区別新聞配達の業務に関する意見(問題点)	52

調査統計表

I	事業場調査結果表	90
1 - 1 表	地区別規模別取扱新聞部数別事業場数	90
1 - 2 表	地区別規模別配達戸数別事業場数	91
1 - 3 表	地区別規模別労働基準法適用事業報告提出の有無別事業場数	92
1 - 4 表	地区別規模別児童の使用許可をうけている事業場数	92
1 - 5 表	地区別使用許可をうけている児童数	92
1 - 6 表	地区別規模別労働者名簿の有無別事業場数	93
1 - 7 表	地区別規模別賃金台帳の有無別事業場数	93
1 - 8 表	地区別規模別年令階級別労働者数	94
1 - 9 表	地区別年令階級別通勤・住込別労働者数	95
1 - 10 表	地区別年令階級別朝夕刊別労働者数	97
1 - 11 表	地区別規模別補助員の使用有無・使用人数別事業場数	99
1 - 12 表	地区別賃金支払形態別事業場数	101
1 - 13 表	地区別規模別1ヵ月1人平均給与額別事業場数	103
1 - 14 表	地区別褒賞制度の有無別事業場数	109
1 - 15 表	地区別保険の種類別加入の有無別事業場数	109
1 - 16 表	福祉施設の有無別、事業場数	109
1 - 17 表	地区別、規模別、レクリエーションの実施の有無別、事業場数	110
1 - 18 表	地区別、実施レクリエーション別、事業場数	111
1 - 19 表	地区別、保険加入理由別、事業場数	112
1 - 20 表	地区別、災害事故の有無別、事業場数	113

II 個人調査結果表

2-第 1 表	地区別、男女別、年令別年少配達員数	115
2-第 2 表	地区別、男女別、学年別、年少配達員数（在学者のみ）	115
2-第 3 表	地区別、休日の有無別、年少配達員数	117
2-第 4 表	地区別、監督者別年少新聞配達員数	118
2-第 5 表	地区別、勤続年数別年少新聞配達員数	118
2-第 6 表	地区別、仕事の内容別年少新聞配達員数	119
2-第 7 表	地区別、配達受持時刻別、配達部数別、年少新聞配達員数	120
2-第 8 表	地区別、配達受持時刻別、新聞販売所集合時刻別年少新聞配達員数	121
2-第 9 表	地区別、販売所における所要時間（朝刊配達時のみ）	122
2-第 10 表	地区別、配達受持時刻別、配達終了時刻別年少新聞配達員数	123
2-第 11 表	地区別、配達受持時刻別、配達時間別年少配達員数	124
2-第 12 表	地区別、配達受持時刻別、年少配達員の平均賃金	125
2-第 13 表	地区別、配達受持時刻別、賃金（手取賃金）階級別年少新聞配達員数 （25日以上稼働したもの）	126
2-第 14 表	欠勤時等の減給の状況	127
2-第 15 表	地区別、不時着時の減給額別、新聞年少配達員数	127
2-第 16 表	断られた時の減給額別、新聞年少配達員数	129
2-第 17 表	地区別、賃金、支払者別、年少配達員数	129
2-第 18 表	就業経路別、新聞年少配達員数	130
2-第 19 表	地区別、就業動機別、年少新聞配達員数	130
2-第 20 表	地区別、年令別、賃金の使途状況別、年少新聞配達員数	131
2-第 21 表	地区別、年令別、賃金の使用内容別年少新聞配達員数	132
2-第 22 表	家人の新聞配達従事に対する承認の有無別年少新聞配達員数	133
2-第 23 表	配達受持時刻別、起床別、年少配達員数	134
2-第 24 表	地区別、配達受持時刻別、睡眠時間別、新聞配達児童、年少者数	135
2-第 25 表	下校後の余裕時間別、夕刊年少配達員数	136
2-第 26 表	地区別、就業による勉学上の困難の内容別、新聞配達児童、年少配達員	137
2-第 27 表	地区別、被労働別、年少新聞配達員数	138
2-第 28 表	就業による困難、不快事等の内容別、年少新聞配達員数	139

Ⅲ……………学校調査結果表

3-第1表	地区別、家庭の生活程度	141
3-第2表	地区別、生活保護法の被適用世帯数	141
3-第3表	地区別、本人の健康状態	141
3-第4表	地区別、学業成績別、年少配達員数	142
3-第5表	地区別、授業時間中に就労することの有無別、年少配達員数	142
3-第6表	地区別、配達業務の健康におよぼす影響別、年少配達員数	143
3-第7表	地区別、配達業務の学業におよぼす影響	144

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査

はじめに

(日本の新聞配達の略史)

我が国の印刷術は遠く奈良朝時代に始まり、仏典、経書の類が印刷されたが、その後、貞享(西暦1684年)元祿(1688年)の時代になつてはじめて通俗文学の印刷が行われるようになった。そして元祿時代から読売瓦版(木版又は土版木をもちい半紙一枚刷りのもの)が行なわれた。これには心中斬落、仇討などの事実を絵入で印刷し、その文句を読み立てながら市中を売り歩いたが、この仕事をしたのは多くは放蕩で身持ちくずした者が、深簾笠に身をやつし、夜に入つて売り出すのが普通とされていた。その後徳川中世からは木版で印刷され、絵草紙屋の店頭に並べて販売されるようになったが、さらに徳川の末期になつて外国船の来航がはじまつてからは、この種の印刷物は急に増加して材料の蒐集、編集も次第に進歩した。一方地方の各藩では政治、外交の諸問題の紛糾や国論の沸騰等から中央徳川幕府の事情や、民間の形勢を知る必要が生じ、幕府と藩との連絡機関として、江戸に留守居役を置き、政治、外交の諸問題又は民間の事情を自らの藩に報告するとともに、藩同志の外交をも行なつたので、互に組合を作つて会合をしては各自の情報を交換し、これを総合して「新聞」と名づけ、藩主に報告するようになった。さらに文政(1818)の頃から神田旅籠町に藤田由蔵という人が「生きた新聞」という古本屋を営み、御沙汰、下馬風聞、市中の流言などの聞き込みを記入して所蔵し、所望するものに願つて居たので、当時「本由は新聞を売つて飯を食ひ」という川柳がみられ、みなこれを珍らしい販売と見ていたが、今日の通信社の原祖ともいふべきものであろう。さらに安政元年(1854)には、米国使節ペリーの来航にともない、いよいよ幕府は開港することになつたため、諸藩の人々は争つて海外事情を知ることが求めたが、たまたまバタビヤのオランダ政府から新聞が献上されたので、幕府はこれを蕃書調所(洋書研究のために幕府が設置したもの)に対してその翻訳を命じた。これが文久2年1月(1862)にはじめて発行され、「官板バタビヤ新聞」とよばれ半紙2つ折5、6葉の木版印刷のものであつたが、これが日本ではじめて「新聞」と名のつく刊行物の発行された最初のものであり、当時の洋書店萬屋兵四郎が販売にあたつた。その後「官板海外新聞」「官板海外新聞別集」など7種のものが木版活字、あるいは鋳版を用いて印刷されている。

さらに下つて慶応4年(明治元年、1868)には「中外新聞」が佐幕派によつて第1号

を出して、佐幕派の勝報を掲げ、また「太政官日誌」が同年に薩長派によつて発行され、戦報を掲載したが、一方長崎では「崎陽雑報」が発行されて報道本位で中立の立場をとつていた。この当時の新聞は、半紙2つ折りの美濃紙半切の2つ折を綴じたもので、発行度数もいろいろみられ、多くは3日目に1回発行されていたが、発行部数は「中外新聞」が最も多くて、1,500部、売価は一定せず毎号異つていたのが多いようである。明治元年に勃興した多数の新聞も、その後維新戦乱の平定、新聞印刷条例（明治2年2月布告）による取締によつてその影をけし、次々と廃刊の運命をみた。しかし明治3年12月（1870年）「日版横浜新聞」が横浜で創刊され、明治12年には東京に発行所移して、「東京横浜新聞」と改題し後に「東京毎日新聞」と改称して今日に至つているが、これは日本において近代的意味における最初の日刊新聞ということができる。当時高価の洋紙を用い、鉛活字の一枚刷であつた。その後明治4年（1871年）に東京に「新聞雑誌」が出され、また京都には「京都新聞」が発行された。さらに明治5年（1872年）2月に「東京日日新聞」、3月に「日新真事誌」、6月「郵便報知新聞」が出された。「東京日日新聞」は最初3人によつて創刊し、さらに雇人2人と5人で仕事をはじめたが、その後器械の購入等により次第にその売れ高を増加し、百号毎に千枚あての増加を見、明治7年5月には8,000枚の売れ高となつた。当時の販売方法は、最初は絵草紙屋、本屋の店頭にブラ下げて顧客を待つものであつたが、のち町の要所々々に交番風の販売所を置いて売り始めた。そしてこれが時期を得、急に売行が増加したといわれる。

前にものべたように、不定時発行の創成期の新聞には定価というものはなく、売子によつて同一のものが価を異にして売られたが、当時は今日のように一定の売捌人、売捌業というものがあつたわけではなく、車夫でも、八百屋でも豆腐の売子でも片手間の内職に配達し売買し、やや進んで配達人が多くの得意を持ち1人では配り切れなくなつて人を雇い入れて手伝わせ、又得意の注文をうけ、三種、三種の新聞を一手に販売するようになって自然に専業となり、今日の販売業が生れたのである。この段階において雇人として年少者が配達業務に登場して来たのではないかと想像される。配達人の手で読者に配られるようになった最初は、1,000枚程度の新聞を配達人50人位が午前2時から揺り上るに従つて配達に出かけるが、此の配達は今のように配達専業ではなく、前にも述べたように八百屋、豆腐屋の売子、車夫などの片手間仕事であつた。さらにこの配達のできる以前の、創刊そうそうには社員たちが自分の知合とか、近所の人達にたのんで購読者になつてもらい、又二、三枚を職工の手の隙いた時に配達させ、時には記者達でさえ、帰宅の道順に托して読者の宅へ届けるようなこともあり、また全部を郵送した時代もあり、配達ができてからも、雨の日などは雨傘をさし、高足駄をはいて悠々

と配り、少し遠いところを200部もくばるときは、天秤棒を担ぎ鈴をならして午後3時頃までかかることがあり、また山手の配達などは、脚絆草鞋の旅仕度で其の日の中にとどけば読者の苦情はなかつたということで、まことに隔世の感が深い。このような経緯で出発し、発展をつづけた新聞は、交通および通信機関の発達に伴なつてその販路は漸次拡大し、事業場をはじめとして、配達方法、配達員の業務も次第に発達し、ついに今日全国で延259万部の新聞発行をみ、延15万人の第一線の年少配達員の手によつて各戸にくばられている。配達業務は一日の休みもなく営々^{せうせう}と行なわれているが、この配達員に対する労働問題の見地からの具体的な配意は、すでに大正13年においてみられる。

即ち大正13年6月、関東東北新聞販売業者は有志連署して日曜夕刊休止^案の議を東京諸新聞社中夕刊を発行している各社に提出したが、各社はこの議をいれてつぎのような申合せに調印の上これを実行することとなつた。

※ 日曜日夕刊に限り廃止の議に付敬願

私共幾積年業務上の體驗と従業員の現状とに鑑み各新聞紙発行本社に於かせられて一齊に日曜日夕刊に限り廃止被成下候様願上度謹んで愚衷開陳仕候。

従業員の大多数は苦学生又は之に類似の境遇者より成り営々として日々の業務に忙殺さる。留學に余念なく、若くは他に副業を求めて種めて真面目に且つ堅実性を帯びたるものに有之候へ共1年365日を通じて1日の休養日だに無之而かも彼等の受くる物質上の待遇は極めて稀薄にして今日社会四圍の勞作者に比し権衡上の遠隔は著しく洵に同情に禁えざる次第に御座候去り連新聞紙本来の使命を顧みれば還た余儀なき義とも存じ曾ては屢々従業員休養問題に関し攻究を果ねたる次第も有之候処左支右梧良案も漏れ得^れ不申切めては日曜夕刊に限り廃止の議を各本社に願出^て御採用の榮を蒙^らうせば彼等に対する多大の慰安となり、向上の道も開け可申且つは現下非常に従業員招來難に苦み居候点も緩和され可申斯くて茲に生新の氣膨沛として漲り出て配達能率の増進と敏活を加え可申と奉存候何卒特別の御詮考を垂れられ願意御^上納被成下度同業連署の上奉願候也

大正拾參年六月

千葉県東金町 遠山十郎外110名

日曜夕刊休止に関する各社の覚書

左記各社は日曜日に限り夕刊を休止し大正13年7月第1日曜日より之を実行する。

仍て左の各項を遵守すべき事を協定す。

1. 日曜日には名義の如何を問はず夕刊代用の刊行物を発行せざる事。
2. 日曜日に号外を発行する場合には呼売に限り之を販売し読者には配達せざる事
此の場合号外の大きさは新聞紙四ツ切大以下として社告以外の広告は之を掲載せざる事
3. 月曜日の朝刊を其の前日の日曜に販売者へは配達せざる事。
4. 日曜日の夕刊を休刊するも之れがために原価値引等に関係を及ぼさしめざる事
5. 此の盟約を脱せんとする場合には6ヶ月以前に加盟各社に通知し其の諒解を求める事

附 約

1. 之に関する紙上の発表は各社連名を以て一定の期日に掲載し売捌店に対する通達は各社連名同一文を以つてする事
2. 本覚書簡は8通を作製し加盟各社其の1通を保有す。

大正拾参年六月貳拾六日

報 知 新 聞 社 外 七 社

しかし日曜夕刊の休止に伴つて日曜日に号外を発行して読者に配布することを禁じ、その紙巾も制限して新聞¹/₄頁以下であることを申し合した結果、その勵行に関しては一議論がおこり、且つ違反事実が現れたが、一方この處に乗じて夕刊日曜新聞が新たに発行され、あるいは休止協定以外の社で新たに日曜夕刊を発行するものも現われ、次第に休止の精神がわすれられることとなり、またあるものは休止申告から脱退して日曜夕刊を復活したので、日曜夕刊はかなり多く市場にあらわれた。(資料は主として昭和6年新聞通信社発行の日本新聞販売史によつた。)

第 1 部 調 査 の 概 要

1 調査の目的

「新聞配達」の業務は、18才未満の年少者が学業のかたわら容易に就労することができる労働の形態であるため、学令児童、生徒ならびに年少者でこれに就労するものが比較的多い。

昭和36年10月に朝タセツト50紙(朝タセツト)、朝夕発行の非セツト10紙、朝刊単独32紙、夕刊単独15紙、計107紙を対象として新聞協会が実施した日刊紙の発行部

数は 25,903,297 部であるが、その約 9.23 % が各戸に配達されるといわれており (24,000,000 部)、これに要する配達員は延 16 万人と概算されるが、そのうち年少者は約 15 万人にものぼるものと思われる。

しかし、最近の中小企業における求人難の傾向からこの業務もその例外ではなく、配達員の年齢の低下も予想される。さらに最近、配達員の不足が目立ちはじめ、その労働条件の改善(日曜夕刊の廃止等)の具体策等も検討されつつある実情であるが、旧来にもまして就業が、生徒の学業、健康、その他の成長におよぼす影響が懸念される状況である。

従つて、この調査はその実態を把握し、配達児童の保護を強力に推進するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の構成および調査事項

この調査は(1)事業場調査、(2)個人附票調査、(3)災害事故調査、(4)個人調査、(5)担任教師所見、(6)学校調査の6種に分けて構成し、これを相互に関連づけながら実施した。

(1) 事業場調査は昭和35年度版新聞情報社編「新聞銘鑑」にもとづき抽出した仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市の事業場を対象として、事業主との面接により事業の概況、災害事故、雇用の経路、労働条件等を調査し、あわせて児童・生徒調査の対象を把握した。

(2) 個人附票調査は、18才未満の年少配達員に対し、配達部数、仕事開始および終了の時刻、賃金、休日その他について概要を調査した。

(3) 災害事故調査は、対象事業場に昭和36年1月以来、調査時現在(同年8月末日)までの間に働いた18才未満のもので、業務上災害のあつたもの全員を対象とした。

(4) 個人調査は(2)の個人附票調査の対象者より、各地区別に一定の割合で抽出した18才未満のものを対象として面接により基本事項、家族、労働条件、本人につき調査した。

(5) 担任教師の所見は、(4)の個人調査の対象となつた児童、生徒の担任教師に、家庭環境(生活程度等)、本人の健康状態、学校の出席状況、学業成績、配達の健康および学業におよぼす影響等の記入を依頼した。

(6) 学校調査は、(4)の対象児童、生徒の在学している学校に対して、在学児童生徒数、新聞配達児童生徒数、学校長の証明書発給の有無、新聞配達業務、および労働関係法律、制度に関する意見等の記入を依頼した。

3 調査時期

昭和36年8月～9月

4 調査担当者

- (1) 事業場調査 婦人少年室職員が行なう(面接)
- (2) 個人附票調査 婦人少年室職員が行なう(自計)
- (3) 学校調査 学校当局が行なう(通信)
- (4) 個人調査 婦人少年局調査員および児童生徒担任教師が行なう(面接)

第2部 事業場調査

I 調査結果の概要

(1) 児童の使用許可

児童全員について使用許可をうけている事業場は地区により差がみられるが、名古屋の26.7%が目立っている。また一部の児童のみについて許可をうけている事業場の割合の高いのは仙台で、45.0%みられ、ついで名古屋では37.7%みられる。

(2) 労働者名簿の調製について

名簿を調製している事業場は最高75%(仙台)、最低が61.7%(大阪)であるが、この割合は31年に婦人少年局が実施した東京都内の調査結果(50%)より各地とも上まわり、改善されたことを示している。

(3) 賃金台帳の調製について

賃金台帳についても、昭和31年に出した「新聞配達業務に従事する満15才未満の児童の就労保護について」の通達ではその調製についてのべているが、実際は、最高福岡81.8%、最低大阪で68.1%、みられ、この結果も、前述の東京都における調査結果(47.6%)より好転していることが知られる。

(4) 新聞配達に従事する年少者数

配達に従事する年少配達員の分布をみると、地区により大きな差があるが、15才未満を多く使用しているのは仙台(71.8%)、名古屋(69.7%)、福岡(79.9%)でいずれも31年の東京における15才未満の割合49.1%を上まわっている。しかし東京では43.9%、大阪では41.1%と少ないのが目立っている。

(5) 1ヵ月1人平均の給与額

年少配達員の給与額は、25日以上稼働したものでは仙台1,041円、東京2,382円、

名古屋 2,653 円、大阪 3,985 円、福岡 1,321 円で、地区により大きな差がみられる。そして東京では 2,000 円以上～2,500 円未満のものが 30%、名古屋では 3,000 円以上 3,500 円未満が 33.9%、大阪では同じく 30.9%、みられるが、仙台では平均給与が 1,000 円未満の事業場が 50% にのぼり、福岡でも平均 1,000 円～1,500 円未満の事業場が 38.8% と一番多く、地区による差が目立つ（受持部数に関連する）。

この結果は諸物価の高騰等の経済の動向や平均給与の上昇等もあるが、31 年の調査結果が東京で最も多いのが 1,500 円～2,000 円未満の 35.3% であるという結果よりも、今回の調査では東京、大阪、名古屋ともに上まわっている。

(6) 事業主の意見（労働関係諸法規について）

仙台においては「子供の成長に支障がないならば 12 才以下の雇用をゆるしてほしい」というもので 5.9% の事業場から以上の意見が出されている。さらに東京では「法律に定められた通りにはなかなか守りにくい実情にある」という意見がみられたが、一方積極的な意見として「法規の説明会、法律関係の手引書がほしい」という少数意見もみられ、大阪では「雇用手続の簡素化」について 12.8% のものがのぞんでいた。さらに「日曜夕刊廃止に関する協力をのぞむ」声も聞かれた。また一方には「労働時間、深夜業、休日についても、休刊日が少なく、また一定時間内に仕事を処理しなければならないため、関係法規を守るとは業態として無理がとれない困難である」とのべているものも多い。

II 調査の結果

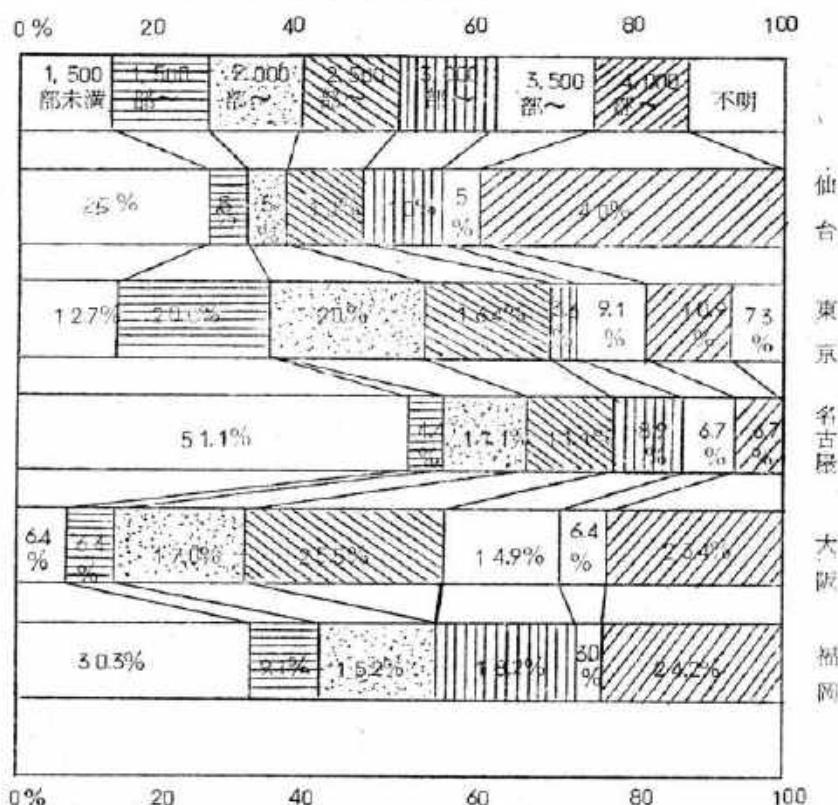
〔I〕 事業場の規模

仙台市においては調査事業場 20 のうち、30 人以上の配達員をつかっている事業場が一番多く 8 割をしめている。また東京都においては 55 事業場中 10 人以上 20 人未満の事業場が一番多くて 52.8%、これについて 10 人未満は 29.1% にあたり 30 人以上配達員を使っている事業場は一つもない状況である。さらに名古屋市をみると 45 事業場中一番多いのは 10 人未満の配達員のもので 51.1%、ついで 10 人以上 20 人未満の事業場は 40% であり 20 人以上 30 人未満の配達員を使っている事業場は 8.9% にしかすぎない。一方大阪市の場合は 47 事業場中、一番多いのは 10 人以上 20 人未満の事業場で 55.4%、ついで 10 人未満の事業場は 36.2%、とはぼ東京と似た傾向となっており、また 30 人以上の事業場は 4.2% にしかすぎない。さらに福岡市では 10 人以上 20 人未満の事業場は 33 事業場中 33.4%、20 人以上 30 人未満のものと 30 人以上の事業場はそれぞれ 30.3% となっていて、10 人未満の小規模事業場は少なくとも 6% となっている。

Ⅱ 取扱新聞部数

取扱新聞の部数は地区によつて大差がみられるが、4,000部以上の部数を配達している事業場の多いのは仙台が最高で、調査事業場の40%にのびり従つてこれらの事業場ではいずれも30人以上の配達員を使用している。これについて福岡では調査事業場の24.2%が4,000部以上の取扱部数を受持つており、20人以上の配達員を持つ事業場は、その約87%と高い割合を示している。さらに4,000部以上の取扱部数をもつ事業場の比較的多いのは大阪で対象事業場の23.4%であるが、配達員数では、10人以上20人未満の事業場が目立っている。(第1図 参照)

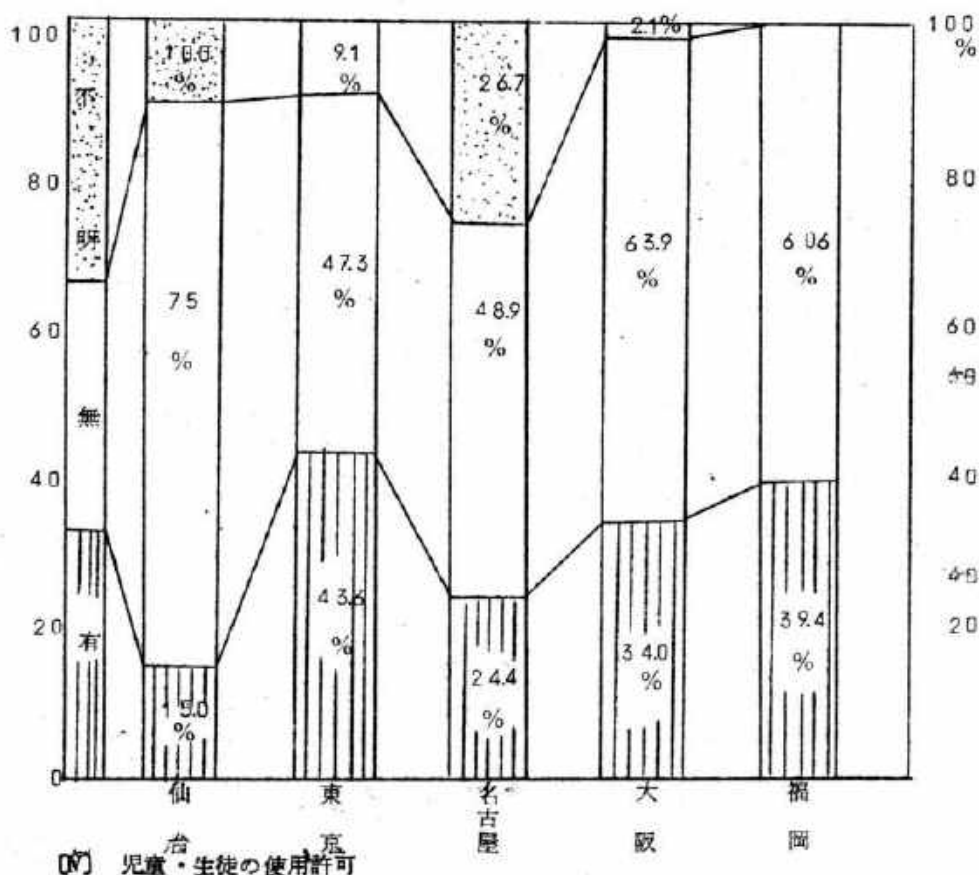
第1図 取扱新聞部数(地区別)



Ⅲ 適用事業場報告の提出状況

労働基準法の適用事業場報告の提出は毎年4月1日の現状について報告することが事業場に義務づけられているが新聞販売の事業場で報告の提出を行なつていたものはやはり比較的少なく、第2図に示すような実情である。

第2図 労働基準法適用事業報告の提出状況



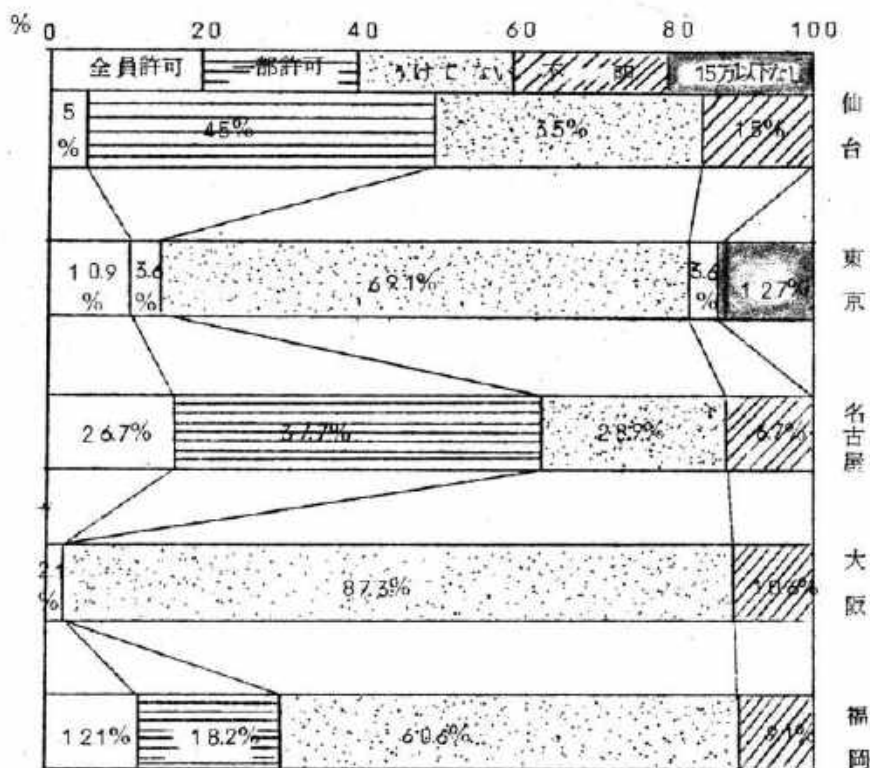
全員について使用許可をうけて児童・生徒を使用している事業場は地区によつて差があるが、最も率の高い名古屋市において26.7%、福岡市で12.1%となつている。

また一部の児童について許可をうけている事業場が一番多いのは仙台市で45.0%、名古屋市が二番目で37.7%、ついで福岡市の18.2%である。(第3図参照)

(V) 労働者名簿の調製

各事業場ごとに労働者名簿を調製し、生年月日、性別、本籍、住所、雇入の年月日、等を記入しなければならないことになつているが、労働者名簿を調製している事業場は最高75%（仙台）、最低は61.7%（大阪）である。調製の割合は昭

第3図 児童の使用許可をうけている事業場数



和31年に婦人少年局が実施した東京都内の調査結果（50%）より各地とも大きく上まわっている。

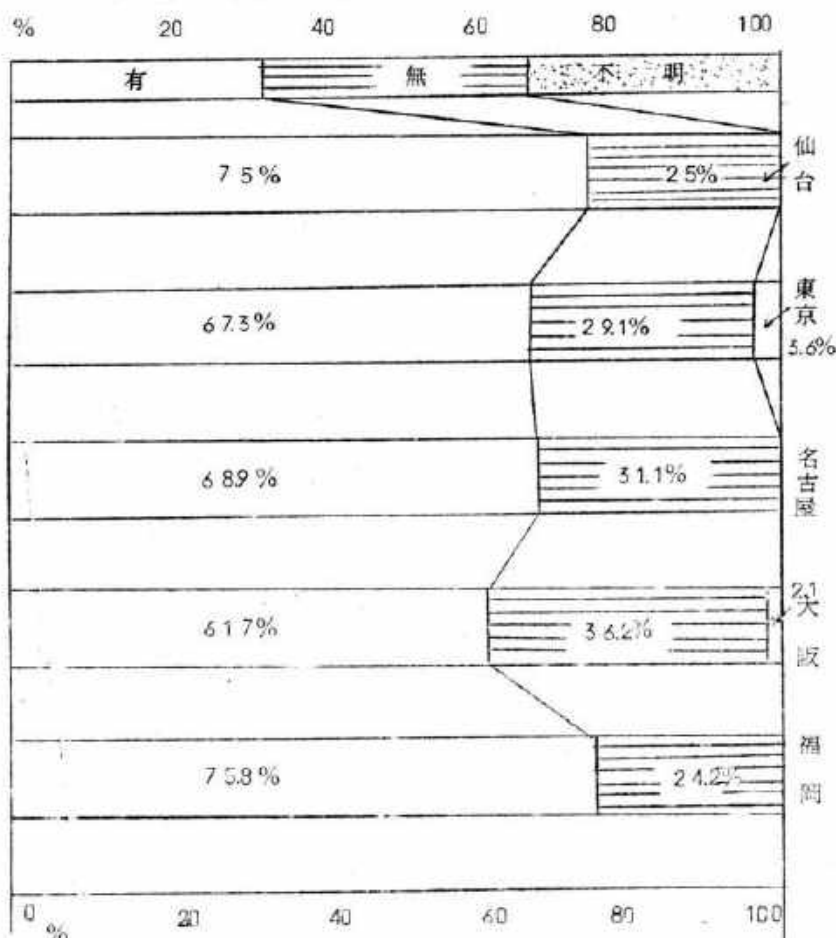
多くの事業場ではこの名簿の調製を同業組合、所属販売会社、代行機関等に委任しているところもあり、このため記入事項に変更があつた場合の訂正の事務処理が困難であらうと想像される。

なお実施の段階において今働いているということで労働者名簿より抽出した児童・生徒を学校に訪問したが、その児童・生徒が既に配達を止めていたり、また時にはそのような児童・生徒は学校に在籍していないという実例も多少みられた。このことからその都府の名簿の整備ができていない場合が多くあることが知られた。（第4図参照）

〔Ⅵ〕賃金台帳の調製

各事業場の労働者の労働条件の把握を容易にし、さらに事業場の賃金条件の明確化をはかり、特に労務管理の改善のための資料として役立てるため、基準法では使用者に対して

第4図 労働者名簿の有無



貸金台帳の調査を義務づけているが、この調査によつて貸金台帳の有無をみると有るものでは最高は福岡市で専業場の 81.8%、最低は大阪市で 68.1%でこの結果も 31 年の東

第1表 貸金台帳の有無別事業場数

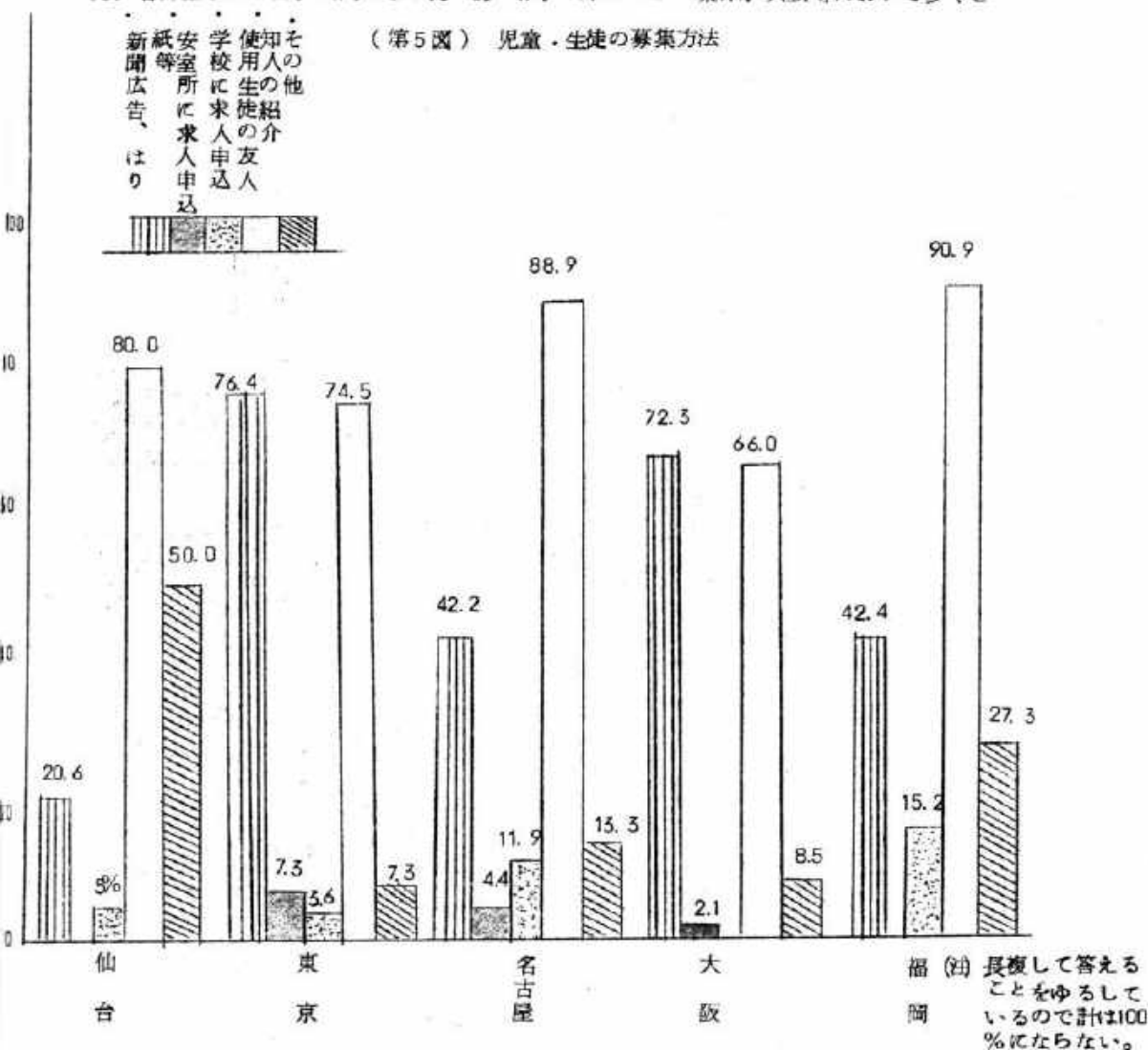
区 分	総 計	有	無	不 明
仙 台	100%	75.0	25.0	—
東 京	100%	74.4	20.0	3.6
名 古 屋	100%	75.6	24.0	—
大 阪	100%	68.1	29.8	2.1
福 岡	100%	81.8	18.2	—

京都の結果より大きく上昇し、改善されたことが知られる。しかし一部には労働者名簿と同じような傾向がまだ見られる。

(四) 年少配達員の募集方法

事業場がおこなっている年少配達員の募集方法にはいろいろあるが、多くとられている方法は地区によつて大きく異なっている(第5図参照)。即ち仙台、名古屋、福岡では「使用生徒の友人、または知人等の紹介できたものをやとう」場合が一番多く、仙台80%

(第5図) 児童・生徒の募集方法



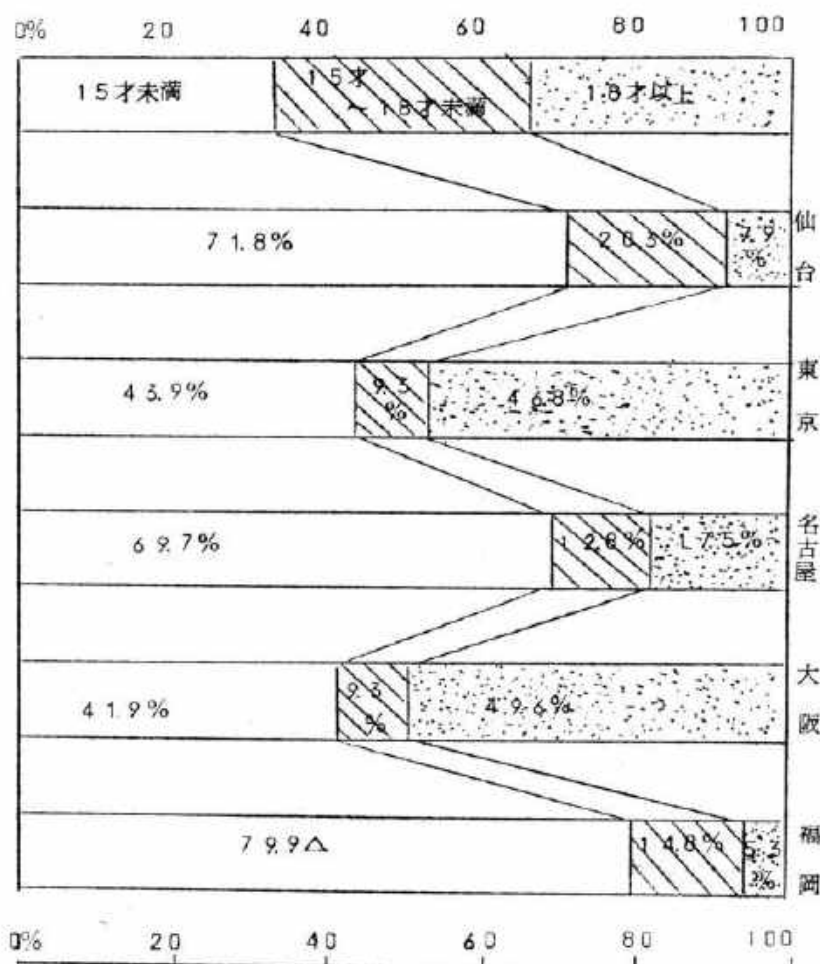
られているのは「新聞等の広告、はり紙等によつて募集する」方法をとるもので東京76.4%、大阪72.3%これについて福岡42.4%、名古屋42.2%の事業場がそれぞれこの方法を探っている。

100 年少新聞配達員数

配達の仕事に従事する年少者の分布をみると、第6図のようにやはり地区により大差がみられる。

15才未満の児童生徒が多いのは福岡、仙台、名古屋で各々79.9%、71.8%、69.7

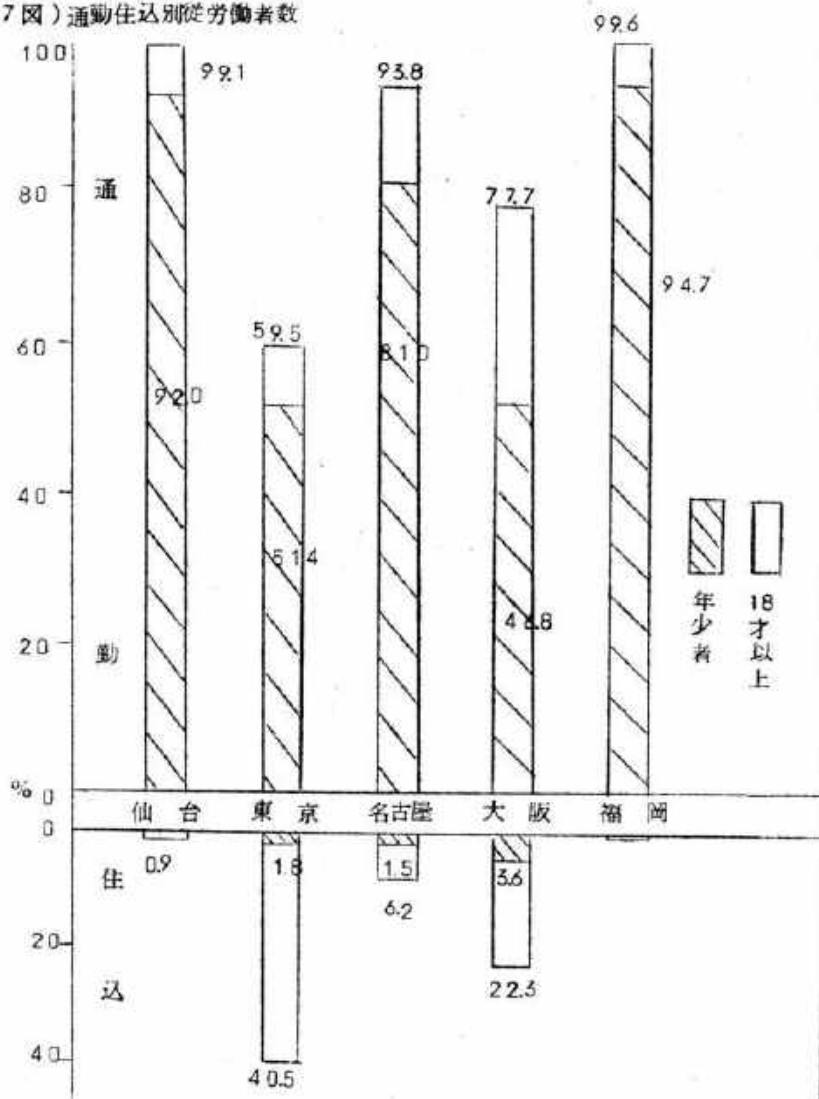
(第6図) 地区別年令階級別新聞配達従事者数



%となっており、比較的15才未満が少ないのは大阪および東京で各々41.1%、43.9%、を示している。

いま18才未満の年少者の配達員に占める割合をみると一番高いのは福岡で全体の94.7%をしめ、18才以上はわずかに5.3%にしかすぎず、ついで高い仙台でも年少配達員は92.1%を占め、18才以上はわずかに7.9%となっておりこの業務に占める年少労働の比重の大きいことを如実にしめしているといえよう。

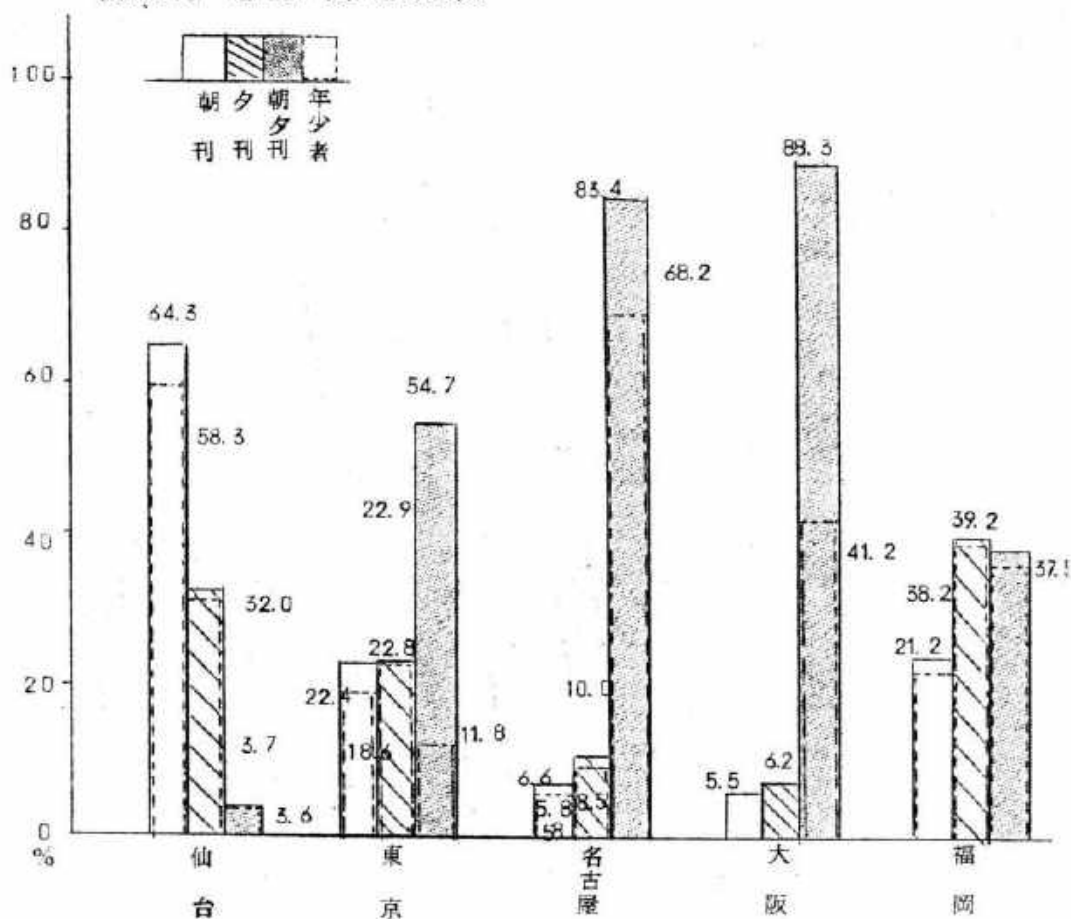
またこの年少配達員の割合の低い大阪においても50.4%と半分以上をしめ、東京もこ
(第7図)通勤住込別従労働者数



計とはほぼ同じく53.2%となつている。さらに事業規模別年少配達員の分布をみると30人以上の事業場に働くものが事業場分布と同様一番多くて96.1%、これについては福岡で30人以上の事業場に働くものは47.8%となつている。これに反して大阪、東京、名古屋では10人以上20人未満に働くものが一番多くて各々配達員の58.1%、53.9%、53.8%を占めている。

さらに通勤・住込別をみると住込の一番多いのは東京、ついで大阪であるがこの住込にしめる年少配達員の割合はさすがに低く大阪では全体の3.6%、東京は1.8%となつている。

さらに通勤のものの多いのは反対に福岡、仙台、名古屋の順で第7図に示すような割合(第8図) 地区別、朝夕刊配達員数



であるが、この中にしめる年少配達員の割合は福岡94.7%、仙台92%、最低の大阪でも46.8%で、やはり年少配達員のこの業務にしめる割合の大きいことが知られる。なお従業時間別にみると朝刊のみの配達員の比較的多いのは仙台で、ここでは朝夕刊阿方をうけもつものは3.7%にしかすぎない。これに比して朝夕刊阿方を受持つものの多いのは大阪、名古屋、東京で労働者の88.3%、83.4%、54.7%がこれに従事しており、これについて福岡の37.5%となつている（第8図参照）。さらに15才未満の年少配達員の割合の高いのは、仙台の朝刊のみを配達するもので全体の39.0%、朝夕刊ともに配達するもので名古屋の57.8%、大阪の33.6%、福岡の29.3%となつており、地区の差はみられるが、学令児童生徒の労働がこの業務にしめる比重の大きさを明らかに示している。

第2表 年令階級別・朝夕刊別配達員数

地区別	配達員数	朝 刊					夕 刊					朝 夕 刊				
		計	年 少 者			18才以上	計	年 少 者			18才以上	計	年 少 者			18才以上
			小計	15才未満	15～18才未満			小計	15才未満	15～18才未満			小計	15才未満	15～18才未満	
				才	才				才	才				才	才	
仙 台	100% 812	643	58.3	32.0	12.3	6.0	32.0	30.2	29.3	0.9	1.8	3.7	3.7	3.5	0.1	0.1
東 京	100% 735	224	18.6	14.3	4.3	3.8	22.9	22.9	20.2	2.6	2.1	54.7	54.7	9.4	2.4	42.9
名古屋	100% 469	66	5.8	4.5	1.3	0.9	10.0	8.5	7.4	1.1	1.5	83.4	83.4	57.8	10.4	15.1
大 阪	100% 579	55	3.8	2.6	1.2	1.7	6.2	5.4	4.9	0.5	0.9	88.3	88.3	33.6	7.6	47.0
福 岡	100% 816	233	21.2	14.9	6.3	1.8	32.2	38.2	35.7	2.5	1.2	27.5	27.5	29.3	6.0	2.3

DX 補助員の使用状況

新聞配達の業務に補助員を使用しているのは、地区によつて大きくことなつている。補助員を一番多くつかつているのは仙台的事業場でその65%にあたり、これについて多いのは東京で23.6%である。しかし、福岡、大阪ではほとんど補助員は使つていないという結果がみられる。

使用されている補助員の数は5人未満が多く仙台では77%、東京では84.6%、5人以上10人未満の補助員を使用する事業場は仙台で23.1%、東京では7.7%みられる。

（第3表参照）

事業場が補助員を置く理由は補助員は比較的多く使つている仙台では、事業場全部が、

第3表 地区別補助員の使用有無および補助員数

地 区 別	総 数	無	計	有		
				5人未満	5人～10人未満	不 明
仙 台	100%	35.0	65.0	76.9	23.1	
東 京	100	76.4	23.6	84.6	7.7	7.7
名 古 屋	100	91.1	8.9	100		
大 阪	100	93.6	6.4	66.7	33.3	
福 岡	100	97.0	3.0			100

「指揮監督するのに便利」と答え、また「経済的に有利」と答えたものもみられる。また東京では「指揮監督するのに便利」と答えたものは補助員を使っている事業場の約半数にあたっている。

[X] 賃 金

1. 賃金の支払形態

(1) 補助員

月給制で賃金が支払われているものは、仙台では大部分で77.0%、月給制と歩合給の両方を採用しているのは15.4%、歩合給が7.7%となつている。さらに東京では補助員のうち月給制のものは64.3%、月給制と歩合制の両方を採用しているのは28.6%を示している。

(2) 15才未満の年少配達員

仙台では90%にあたる事業場が15才未満の年少配達員を使っているが、その94.5%は月給制をとっている。東京では72.7%の事業場が15才未満の年少者を使用しているが、その半数は月給制を採用し、のこりは歩合給のものが27.5%、また月給制、歩合給の両方をとっているものは12.5%となつている。さらに名古屋では95.6%の事業場が15才未満を使用しているが、その74.4%は月給制であり、月給と歩合の両方のものは16.3%を示している。しかし大阪、福岡では歩合給をとっている事業場が多く、大阪では15才未満の年少者を使用している事業場の76.3%、福岡では93.5%が相当し、これについて、月給制および歩合給の両方を採用しているものは大阪では、15才未満の年少者を使用している事業場の16.7%、福岡では、6.4%となつている。

(3) 15才～18才未満の年少配達員

15才以上18才未満の年少者では仙台、東京、名古屋ではやはり月給制で働いているものが多く、それぞれ94.1%、53.5%、82.5%を示しているが一方大阪、福岡では歩合給のものが多く76.2%、88.0%で、これについては月給、歩合給制の両方のもので、それぞれ14.3%、12.0%となつている。

(4) 18才以上の配達員

この年令のものについても多少の地方差はみられるが主に月給制を取っているものが多い。即ち仙台では事業場数の88.9%、東京では43.1%、名古屋では84.6%となつている。しかし大阪では月給と歩合給の両方を採用しているものが56.5%、ついて歩合給の事業場は20.9%になつている。福岡では歩合給のものが多く58.4%みられ、ついて月給のものは33.3%みられる。

2. 賃金の計算方法

(1) 補助員の賃金

(a) 歩合給を加えた月給制が多く、A事業場では本俸と出版物諸紙取扱手当(売上高の1%)とこれに本紙歩合(1部月当100円～120円)とで計算されるが、さらにこれに家族手当として妻の分として1,000円、その他の家族の分として500円が加算される。またB事業場では本俸に職務給と打切時間外手当を加給している。

またC事業場では、固定給、監査料、紙取料、集金料、部数維持料、拡張料、代配料、協働料となつている。さらに全体を通じて賃金の算定要素をみると、上に掲げたもののほか、維持料、協働料、精勤料、折込料、増紙料、地域手当、天候手当、自転車代があげられている。次に賃金の算定基礎額をみると、

- (イ) 固定給 7,000円～15,000円程度
- (ロ) 拡張料 1部15円～20円と100円
- (ハ) 集金手当 集金額の1%
- (ニ) 代配料 1日100円(200戸分)
- (ホ) 増紙料 基本部数(130部～150部)を超えた1部につき、200円当支給

(b) 歩合給をとるものにあつては、1部月20円から100円の間で計算される配達

料に集金手当、拡張手当、増紙手当等前に述べた諸手当が支給されている。

(2) 15才未満の年少配達員の賃金

- ① 歩合給の形をとっている事業場（大阪76%および福岡88%）が多くみられ、東京も28%を示しているが、その算定方法は各地区各事業場によつてことなつてゐる。代表的なもの2つを上げるとつぎの通りである。

② 事業場

賃金は歩合給、皆勤手当、折込手当、代配手当によつて計算され、その計算基礎は次のとおりである。

イ	歩合給	朝刊	1戸	12円	} 1カ月あたり
		夕刊	"	8円	
		朝夕刊	"	20円	

ロ 皆勤手当 1カ月皆勤につき300円

ハ 折込手当 算定方法不定（使用者がその都度きめる。）月最高500円程度。

ニ 代配手当 1地区（配達戸数140戸～200戸）1日あたり100円。

（ハ、ニはその都度支払われ、支払の限度がない。）

③ 事業場

朝夕1セントの1月配達料20円および、1セント区域手当に、それぞれ配達部数をかけ、さらに諸手当を加えて支給する。

イ 区域手当 1円～3円

ロ	手 当	(イ) 拡張手当
		(ロ) 完配料 300円
		(ハ) 早出手当 200円 朝5時までに出勤した場合
		(ニ) 集金手当 1戸あたり5円
		(ホ) 折込手当

更にこの他、各地区とも名称はややことなるがほぼ同じ目的の手当が多数あげられている。即ち東京の場合、折込料、集金歩合、拡張手当、1部当配達料、自転車手当等があり、名古屋でも皆勤手当、学年手当、取り出し手当、代配手当、大雪手当、大雨手当、区域手当、遠近手当、完配手当、精勤手当などみられ、さらに大阪

では以上の外早出手当、通勤手当、紙とり手当などがあり、さらに福岡では盆正月手当、休日手当、日曜祭日手当、悪天候手当などが目立っている。

いま、その諸手当についてその金額をみると、各地区内でも事業場により大きな巾がみられるが、一方地区間の差違も又大きなものがある。

(イ) 配達料

仙台では1部1月30円がみられる。東京では朝刊1部当月最低10円で、11円～18円がみられ、夕刊では8～11円である。さらに名古屋では1部20円、30円のほか、基本給を定めている(月1,000円～3,000円程度)ものが多くみられる。さらに大阪では朝刊1部10円～11円、夕刊8円～15円がみられ、またセット1部15円、18円～30円までみられる。

さらに福岡では朝刊7円～13円、夕刊4円～12円の外、1部セットでは最低4円から40円まで事業場により大差をみせている。

(ロ) 拡張料

東京1部15～20円、算高100円までいろいろみられた。

名古屋1部50円、70円、100円、最高は200円まで見られた。

大阪1部100円が最も多くみられた。

福岡1部20円、30円、50円、80円から最高は100円までとその巾はひろくなっている。

(ハ) 折込料

これも事業場によりことなっている。東京では月100円から最高600円までみられる。名古屋では1時間当10円から月150円～300円、また1種につき8円或いは100枚入れて8円または月50円～100円と各種の計算がなされている。大阪では月ぎめで300円から500円で300円が比較的多くみられる。また福岡では1枚入れて5銭の計算単位、あるいは1日5円～10円のほか1部の折込料1円というもの、また、月40円～50円、80円～100円と定めてあるものがみられる。

(ニ) 集金手当は東京では1地区月200円～500円となっており、また名古屋では、1戸最低4円～最高20円、あるいは1万円の集金につき150円～200円あるいは集金金額の1%～1.5%まで見られた。さらに大阪では1戸当り5円～10円が普通であつた。

付) 皆勤手当 月100円～300円、最高500円まで見られる。(福岡、大阪、東京、名古屋)。

ロ) 精勤手当 1ヵ月100円、130円、300円、500円、600円(東京、大阪、福岡、名古屋)

ハ) 天候手当(雨具手当100円)、大雪手当200円、大雨手当500円。

また福岡では金額は少なく、月40円～50円、雨季手当、冬期手当として支給される。

ヘ) 自転車代、あるいは修理料として自分の自転車を使用しているものに月50円～200円300円あり、修理費の支費を負担しているところもみられた。

ロ 月給制のものは少なく、算定の基礎として基本給が800円～3,000円支給され、これに折込料、拡張料等2、3の手当を加算して計算する方式が名古屋、東京、福岡等にみられ、また月ぎめ定額のものも福岡にみられた。

3. 1ヵ月1人平均の給与額別にみた事業場数

α 補助員の給与として仙台で一番多いのは1,500円以上2,000円未満を支給しているもので25%、これについて1,000円以上～1,500円未満が15%となっており、東京では1,000円以上、1,500円以上、2,000円以上がそれぞれ28.6%と同じ割合を示している。

ロ 15才未満の年少配達員では、その事業場数の分布は、やはり地区によつて大きな差がみられるが、東京、名古屋、大阪では比較的給与の高い事業場の割合が高く、東京では2,000円以上2,500円未満の事業場が多く30%、ついで1,500円以上2,000円未満20.0%、名古屋では3,000円以上3,500円未満が33.9%、2,000円以上2,500円未満および2,500円以上3,000円未満がそれぞれ30.2%みられ、大阪では3,000円以上3,500円未満の事業場が最も多く、30.9%、ついで4,000円以上の事業場が28.6%みられるが、一方仙台では平均給与が1,000円未満の事業場が最も多く50%にのぼり1,000円以上1,500円未満が49.4%、福岡ではやはり平均が1,000円以上1,500円未満の事業場が一番多くて38.8%、ついで平均が1,000円未満の事業場が28%にのぼっている。これは1人当配達部数の多少とも大きく関連をもっていることも、その大きな要因と考えられる。

さらに15才～18才未満のものでは、15才未満と同様東京、名古屋、大阪で

は、平均賃金が比較的高い事業場が多くみられ、東京では4,000円以上5,000円未満、および5,000円以上10,000円未満の事業場が17.8%、これについては比較的低い1,500円以上2,000円未満、および2,000円以上2,500円未満、2,500円以上3,000円未満が14.3%みられ、名古屋では2,500円以上3,000円未満が34.7%、3,000円以上3,500円未満が30.4%、4,000円以上5,000円未満が13.0%となっており、大阪では平均4,000円以上5,000円未満が38.0%、5,000円以上10,000円未満は28.6%となつてゐる。しかし仙台、福岡では平均賃金の低いものが多く、仙台では64.6%の事業場が1,000円以上1,500円未満、ついで1,000円未満および5,000円以上10,000円未満の事業場はいずれも11.8%みられ、さらに福岡では1,000円以上1,500円未満が40.0%、2,000円以上2,500円未満は28.0%、1,500円以上2,000円未満は12.0%となつてゐる。なお18才以上では東京、名古屋、大阪はそれぞれ平均賃金がやはり比較的高い事業場が多く、大阪では10,000円以上15,000円未満は43.2%、名古屋では同じく10,000円以上15,000円未満が38.5%、大阪では同じ賃金平均の事業場が44.2%みられるが、仙台では低いものが多く5,000円未満が55.6%、福岡では同じ5,000円未満の事業場が91.5%とほとんどとなつてゐる。

4. 褒賞制度の有無

学業、配達成績、年功、善行、皆勤等によつてこれを褒賞する制度の有無をみると、仙台、東京、福岡で何等かの「制度がある」と答えたものは、それぞれ70%、56.4%および63.6%みられるが、一方名古屋および大阪では比較的少ない。その方法としては賞金を贈るものほか、洋服地、ワイシャツ、学用品、毛布、布団、あるいは時計、皮靴、皮バンド等の記念品を贈るなど様々な方法がとられている。

また名古屋にみられるように、褒賞制度の一種と考えられるものとして次のような奨学金制度をもうけて奨学金を支給している場合もみられる。

① 奨学金の支給

○奨学金の交付

○学業成績が優秀で勤務成績もまた良好な学生従業員に対して、特別褒賞金を与えること。

○上級学校への進学に際し、特に必要とみとめた場合には、左記金額を限度として入

学金を貸与すること。

高校入学 15,000円

大学入学 25,000円

但し、右貸与金額は本人の収入に応じ、月賦返済するものとする。

② 勤続賞の支給

少年配速員が円満退店する際次による勤続賞の交付をすること。

① 1年以上勤続し、精励したもの 万年筆

② 2年以上 " 置時計

③ 3年以上 " 腕時計

特典

△ 大学生及びこれに準ずる学生には月額1,000円

△ 高校生及びこれに準ずる学生には月額500円

△ 中学生及びこれに準ずる生徒には月額300円

〔X〕 保険制度への加入状況

1. 保険の種類

保険は労災保険、健康保険、失業保険の三種類であるが、労災保険の加入率が一番高いのは東京で70.9%、ついで福岡69.7%、名古屋68.9%で最も低いのは仙台の60%であり、この割合は31年における婦人少年局の実施した東京都における調査結果(71.9%)より各地とも下まわっているのが知られる。

また健康保険の加入率が一番高いのは仙台で50%、ついで大阪が48.9%、東京の43.6%となつているが、一方福岡および名古屋ではその加入率は目立って低く、18.2%、および2.2%で大きな差がみられる。さらに失業保険の加入状況をみるとこれらに比べて加入者は少い。

2. 保険加入の理由

保険加入の動機をみると、労災保険では「事業主が自発的に加入したもの」が多く、仙台では100%、大阪では54.6%、東京62.5%、名古屋62.5%で最低は福岡で44.0%みられるが、最近の交通事故の増加と合せ考えると新聞配達従事の年少者全員の加入がのぞまれる。また加入動機としては、福岡の「役所にすすめられた」もの29.0%、大阪の「労働者の希望」による20.5%が目立っている。

つぎに健康保険の加入理由としては、やはり事業主の発意で加入したものが多く、大

阪では87%仙台では80%となっており、一方東京でははつきりと法規上の適用の義務があると答えた事業場24.2%が目立ち、さらに福岡では更に加入事業場の47.9%が労働者の希望によつて健康保険に加入していることが知られる。

[XII] 業務上災害の発生状況

昭和36年1月から調査時現在(8月下旬)までの災害発生の状況をみると、仙台、名古屋においては見られないが、東京、大阪の事業場および、福岡が目立ち、福岡では39.4%の事業場において災害の発生がみられた。

災害原因としては顔面や犬に咬まれたケースが比較的多く、また交通事故等がみられる。犬による災害でも部位やその程度によつては休業せねばならぬものもあり、交通事故によるものは非常に重い場合も生ずる。

次に1、2の事例を上げることとする。

イ 福岡のAは14才の男子配達員であるが36年2月7日夕刊の配達途中5時30分頃バスの通過した後、道を横断しようとしていたところ、後方から走ってきたモーターバイクにはねられて転倒し、頭の右横を打つて人事不省となり、その後1カ月間入院して治療を行なつたが、加害者が治療代を全額負担した。

ロ Bは12才の男子で大阪で配達に従事しているが、7月23日朝7時頃朝刊を配達した後店に帰る途中、オートバイに追突され、乗っていた自転車が横転しとなり背中と、肩に打ぶく傷をうけ7日以内の休業をしたが、本人の親の保険によりその被扶養者としての保険給付により治療した。

[XIII] 労働関係諸法に関する意見

労働関係法規に関する意見は、仙台80%、東京29.1%、名古屋44.4%、大阪38.5%、福岡69.6%にあたる事業場においてのべられている。その主なものを上げると、仙台が目立つた意見としては、「子供の成長に支障がないならば12才以下の年少者の雇用をゆるしてほしい」というもので、35%の事業場にみられるが、これについて、「使用許可証明は両親の許可だけにしてほしい」という意見もみられた。さらに「午前5時以前の就業をゆるしてほしい」とのべたものもあつた。東京では、「法律に定められた通りにはなかなか守りにくい実情にある」という意見が7.2%みられたが、一方積極的な意見として、「労働基準法についての説明会をしてほしい」「法律関係の手引書がほしい」といつた少数意見もみられた。さらに名古屋で目立つた意見としては事業場の11.1%にあたるものは仙台と同様に「子供の成長に支障がなければ12才以下の雇用

を許してほしい」とのべ、「雇用手続をもつと簡単にしてほしい」「法律どおりにはいかない実情がある」「使用許可証明は両親の許可だけに」といつた改善と運用上の考慮についてのぞむものがみられた。また大阪では12.8%にあたるものが「雇用手続の簡素化」をのぞみ、さらに「日曜夕刊の廃止による週休の実施に協力をのぞむ」声もきかれた。また一方児童・生徒の出入が激しいので雇用手続をすることは無理である」という意見も8.5%みられた。さらに福岡では、やはり「12才以下の年少者の雇用を許してほしい」という意見が21.2%みられたが、さらに「法律のとおりにはまもれない実情がある」というものも15.2%みられ、「日曜夕刊の休刊によつて週休にするように協力を望む」という意見は3件、「出入が激しいので雇用手続をすることは無理」とのべるものもみられ、一方「週休は事実上困難である。労働法違反も大目にみてほしい」という希望もみられた。

XV 年少配達員に対する意見希望

さらに年少配達員に対する事業場の意見希望をみると、仙台で比較的多い意見としては、「仕事に責任感をもつてほしい」とするもので、15%あるが、これは他の各地区でも強くのぞまれており、東京では9.1%、名古屋では13.3%、大阪23.4%にあたる事業場が希望していた。さらに仙台で目立つのは、「真面目さが足りない」とするものであつた。東京では「新聞配達の子供に誇りを持たせるように社会の理解と協力を望む」ものが10.9%みられ、ついで「近頃の子供は打算的でこのため異動が激しい」とのべたもの7.3%である。つぎに名古屋ではやはり東京と同様に「新聞配達の子供に誇りを持たせるように……」といつた意見が28.9%にのぼり、ついで「良い労働条件と環境をつくるように努力している」とのべたものは11.1%あり、一方「仕事に責任感を持つてほしい」と希望したものは13.3%にのぼっている。またこれとはほぼ同様の意見で「素直に働いてもらいたい」とのべたものも8.9%あり、「非行防止に注意する必要がある」といつた意見も8.9%みられた。ついで大阪でもつとも多かつたのはやはり「仕事に責任をもつてほしい」とのべた事業場で23.4%みられ、これについて「近頃の子供は打算的で、このために異動が激しい」とのべたものが21.3%にのぼり、さらに目立つた意見としては「日曜日の夕刊を休刊にして週休にするように希望する」とのべたものが14.9%、さらに「良い労働条件と環境を作るように努力している」もの10.6%となつている。また少数ではあるが、身近かな希望として「正確に配達してくれることを望む」「素直に働いてもらいたい」「突然休まれるとこまる」といつた切実な声もきかれた。一方福岡では、一番多いのは「日曜夕刊を休刊にして週休にするように希望する」とのべたもので事業場の30.3%みられ、ついで「良い労働条件と環境を作るように努力している」とのべたものが18.2%となつている。これについて多いのは「新聞配達年少者に対する社会の理解をのぞむ」もので12.1%みられた。

第 3 部 個 人 調 査

I 調査結果概要

(1) 集合時刻

調査の結果のうち特に注目されるのは、配達員が朝実際に販売所に集合する時刻で、地区により大きな差がみられるが、東京では午前5時前が54.7%、ついで大阪は48.1%、名古屋39.8%で、その次の低い仙台、福岡でも19.5%、および4.9%みられる。

しかし、配達時刻は、午前5時以後となっており、この間紙わけ、折り込み等の作業に従事する場合がかなりみられる。

(2) 労働時間

配達に要する時間は、2時間未満のものが各地区とも非常に、多くみられ仙台、名古屋では97.8%、福岡95.1%となっている。そしてこの割合は東京における31年の調査結果（朝刊では76%、夕刊では74.4%）より高くなっている。しかし朝、夕刊のいずれか一方の配達ですでに1日の労働時間（修学時間をふくめて7時間）を越えるものがあるので、朝夕刊両方を受持つているものはほとんどが、労働時間の制限を越えることとなる。

(3) 休 日

「休刊日（日本新聞協会の申告せしめられた日は決める。1月2日、5月3日又は5日、9月23日の3日間）以外に配達の手当がない」ものは名古屋、大阪、福岡では多くみられ、92.6%、90.1%および86.7%であるが、仙台、東京では休みがないと答えたものは少なく、16.4%および37.6%となっている。しかし、仙台では50.5%のものは月2回の休日があり、12.2%は月4回または週1回の休日を持ち、東京も月3回の休日が12.2%みられ、月2回は9.0%、さらに月4回又は週1回の休日は9.0%みられ事業主の努力のあとがみられる。31年12月の通牒で「原則として1週1回の休日が与えられなければならない」とされておりこれに比して大きく下廻っているといえよう。

(4) 災害事故

個人調査によると36年1月から8月までの間における災害事故は地区によつてその発生状況はことなるが、比較的多いのは名古屋で27.3%、大阪22.4%最も少ないのは仙台の7.8%であつた。災害部位の多いのは足の災害で一番多い東京では83%、少ない名古屋でも66.2%

第4表 地区別災害

	有 無		災 害 部 位							災	
	ない	ある	不明	腰	頭	胸	肩	腕	足	自転車 たおれ	自動車 等に ぶれて
仙 台	141	7.8% 12	2	0	0	0	0	0	83 10	2	0
東 京	199	10.8% 24	2	1	0	1	0	16.7 4	66.7 16	3	2
名古屋	97	27.3% 74	0	2	3	1	1	24.4 18	66.2 49	15	9
大 阪	152	22.4% 44	1	1	1	3	1	13.5 6	70.5 31	3	8
福 岡	139	15.2% 25	8.0 2	4.0 1	4.0 1	0	8.0 2	8.0 2	68.0 17	7	2

多みられる。また災害原因としては犬にかまれたものが各地とも多く、ついで歩いていて釘のふみぬきとか、道わきのどぶにおちたり、またころんざりなどすることが多く、一方名古屋にみられた新しいケースとしては公閉等のアパートの階段からおちてというのが目立っている。さらに自動車等による災害により仕事をやすんだものもみられる。その程度は、「休まなかつたもの」が各地区とも多くなっている。

なお治療については、医者にかかるほどでなく家でなおしたもの、および大きな怪我で治療費を自動車運転手が払うものも多くみられる。

5) 賃 金

稼働日数2日以上ものの平均賃金は仙台では1,041円、東京では2,369円、名古屋2,653円、大阪3,985円、福岡1,321円と受持部数および朝夕刊の受持区分の影響もあるが地区により大きく市をひらき最高の大阪は仙台の3.8倍にものぼっているが、補助員が監督する場合と、販売店主が監督する場合とで特に異なる傾向はみられない。欠勤の時、不替の時、新聞を断られた時、などに賃金の差引が行われるのが見られるが、欠勤の時に賃金の差引が行なわれるものは、最高31.0%、最低12.2%と地区によつて差がみられ、またその金額も20円未満から260円まで広い巾をもっている。また不替の時に賃金が差引かれるものは最高55.9%～37.8%となっており、その金額は1部10円未満から100～150円までみられる（東京）が、年少配達員の賃金平均額からみて1部の不替が100円以上であることは、与える影響が大きいものとみられる。

また「断われた時に差引かれる」ものは少なく、福岡で18.3%、東京では5.1%、大阪では2.6%、みられるが、その差引額は10円未満から30円～40円のものまであり、装

事故の状況

害原因				休日			自分の家で 払った	雇い主が全部 払った	雇い主が一部 払った	労災 保険で 払った	その他
歩いて いて	犬にか まれて	その他	不明	1日 ～7日	8日 以上	休まず					
3	7	0	0	2	0	10	5	3	1		35
9	8	0	2	7	0	16	4	2	1	0	17
18	27	8	0	14	3	57	9	6	4	0	55
2	19	1	2	7	3	34	2				10
6	10	0	0				3				22

務の怠慢とは何等関連のない原因によることで年少配達員の賃金がけづられることは不本意な事である。

(6) 家庭環境等

家庭の生活程度が普通よりも貧困なものが多くて仙台では45.1%、東京53.9%、名古屋57.3%、大阪67.2%、福岡では66.7%にのぼり、仙台をのぞくほかはすべて半数以上となつてゐる。また貧困家庭（仙台15%、東京24.7%、名古屋15.3%、大阪26.6%、福岡19.1%）のうち、生活保護の適用をうけている家庭は仙台13.7%、東京21.1%、名古屋14.9%、大阪18.6%、福岡22.2%となつてゐる。

また片親のみの家庭が最高28.6%（大阪）から最低12.4%（仙台）みられ、さらに母親のみの家庭は最高22.0%（大阪）から最低でも10.4%（仙台）みられ、35年の厚生行政基礎調査による母子世帯の割合（1.9%）を大きく上まわつてゐる。そして年少者自身が家計の中心となつてゐるものも少数ながらみられる。

さらに家計との関連において就業の動機をみると、「家計をたすけるため」とのべたものは、仙台45.1%、東京28.3%、名古屋54.2%、大阪53.0%、福岡31.7%、さらに「修学費用を得るため」のものは仙台47.1%、東京27.4%、名古屋53.9%、大阪56.6%、福岡47.6%となつており、一方には「貯金をするため」「おこずかいを得るため」「買いたいものがあるため」「健康のため」などの動機によるものも相当見られる。

(7) 学校生活

年少新聞配達員が勉学上に困難があると答えたものは仙台34.6%、東京19.3%、名古屋37.3%、大阪54.1%、福岡33.6%となつてゐる。その主なものとしては、第一に「時間

に余裕がなく予復習や宿題をやる時間がない」とのべたもので、東京が最高で44.2%、仙台37.7%、大阪36.8%、福岡33.6%、名古屋31.7%の順となつてゐる。これについてうたえの多いのは「採集中にねむくなる」というもので大阪が一番多くて61.3%、名古屋が50.5%で、これについてゐる。なお担任教師の意見によると、「就業が学業に多少とも影響を及ぼしている」とみられるものは大阪では一番多く69.5%、ついで東京57.4%、名古屋52.4%、福岡49.4%で、仙台が一番その影響は少なくなつてゐる。さらに健康に及ぼす影響としては、最高が名古屋で67.2%、ついで福岡63.5%、東京62.6%、大阪60.5%といづれも60%をこえており、最も少い仙台でも22.3%は配達業務が多少とも健康に影響があるとのべてゐる。

II 調査結果

個人調査は、各地区ともに事業場調査によつて把握された年少者の中からさらに一定の割合で抽出したものについて実施したが、以下個人調査結果により報告をすすめることとする。

〔I〕年少配達員数

調査事業場の年少配達員総数をみると第1表のように、1事業当従業員は地区により大きくことなつていて、仙台、福岡では33.9人ならびに22.9人となつてゐるが東京、名古屋、大

B様式一個人附表

第5表 地区別事業場数および総従業員数

地 区 別	事 業 場 数	総 従 業 員 数	1事業場当り平均 従 業 員 数
仙 台	20	678人	33.9人
東 京	55	335	6.1
名 古 屋	45	387	8.6
大 阪	47	292	6.2
福 岡	33	758	22.9

阪では少なく、いずれも9人未満となつてゐる。これらの従業員を年齢別、男女別にみると、第6表に示すように各地区とも15才未満12才以上のもの(中学生)が70%前後をしめてゐるが、一方12才未満のものもみられ、仙台18.8%、福岡8%、東京7.2%、名古屋4.7%、大阪3.1%となつてゐる。また男女別では東京をのぞく4地区とも少数ながら女子が配達に従事しているが、年齢別では10才が最低となつてゐる。さらに在学生のみについて男女別

第6表 地区別、年齢別、男女別従業員構成

地区別	男						女				
	総数	計	9未満 12才	12未満 15才	15未満 18才	18才以上	計	12才未満	12未満 15才	15未満 18才	18才以上
仙 台	100% 678	99.9	18.8	65.6	12.7	2.8	0.1	0	0	0.1	0
東 京	100% 335	100	7.2	75.7	16.5	0.6	0	0	0	0	0
名古屋	100% 387	99.0	4.7	78.2	16.1	0	1.0	0.4	0.6	0	0
大 阪	100% 292	99.3	3.1	73.9	22.0	0.3	0.7	0	0.3	0.3	0
福 岡	100% 758	96.7	8.0	71.2	17.1	0.4	3.3	0.4	2.4	0.5	0

学生別にみると第7表にみられるように東京をのぞき（中学1年37.7%）各地区とも中学2年生の就業者が1番多く、仙台33.6%、名古屋33.1%、大阪36.9%、福岡28.6%、東京25.3%の順になつており、これについて中学1年のものが比較的多く、中学3年、小学校高学年の順（仙台は25.7%と小学生が多い）となつてゐるが、小学校高学年の従業者が各地区

第7表 地区別、男女別、学年別年少配達員数

地 区	在学者	計	男							女				
			小学低 校	小学高 校	中 学 校			高 校	その他	計	小学 校	中 学 校		
					1	2	3					1	2	3
仙 台	100% 667	99.9	0.1	25.7	21.0	33.6	11.7	7.8	0	0.1				0.1
東 京	100% 352	100.0	0	13.8	37.7	25.3	16.0	6.9	0.3	—				
名古屋	100% 384	99.0	0	10.2	27.1	33.1	22.1	6.5	0	1.0	0.5	0.5		
大 阪	100% 286	99.3	0	8.3	18.9	36.9	27.6	7.6	0	0.7				0.3
福 岡	100% 755	96.7	0.1	14.8	28.6	29.4	16.9	6.4	0	3.3	1.5	0.5	0.5	0.7

ともみられ、最低の大阪でも8.3%みられることは年少者保護の立場から問題であろう。

個人調査対象となつた中学校は第8表に示す通りであるが、地区別の就業児童生徒平均数は仙台が最も多く、この割合からすれば仙台において約1,980人、東京約1,435人、名古屋約2,892人、大阪約3,672人、福岡約2,039人の就学児童生徒が新聞配達業務に働いていることが推定される。

第8表 地区別年少配達員数

地区別	調査学 小学校	校数 中学校	年少配達員数		1校平均年少配 達員数		学 校 数		推定在 学年少 配達員数
			小学校	中学校	小学校	中学校	国公立 小学校	国公立 中学校	
仙 台	15	17	235人	732人	15.7人	43.1人	766	31	1,980人
東 京	13	58	60	1,166	4.6	20.1	1,029	539	14,358
名 古 屋	20	42	106	1,499	5.3	35.7	142	57	2,892
大 阪	10	50	33	1,524	3.3	30.5	244	94	3,672
福 岡	8	23	86	87	10.7	37.8	67	35	2,039

〔Ⅱ〕監督者はだれか

年少配達員は就労にあたって直接販売店主から監督される場合と、販売店主の下で働いている人（補助員）に監督される場合とがある。いき地区別にみると、やはり販売店主に直接に監督されているものが多くみられ、名古屋、福岡、大阪ではおのおの97.5%、97.0%および95.4%にのぼるが、比較的割合の低い仙台でも店主直接の監督のものは、76.5%にのぼっている。またこれとは逆に補助員の監督をうけているものは仙台が一番多くて19.3%、ついで東京が5.4%、大阪が3.1%と大巾に減っているのが目立つ。

〔Ⅲ〕勤続年数

勤続年数は1カ月未満のものから2年以上までの間に広く分布しているが、概して勤続年数は短かく、1年未満のものの割合をみると、東京が一番多く62.7%、これについて仙台は59.6%、名古屋が51.7%となっており、一番低い大阪でも48.4%となつていることが知られる。しかしこの割合は婦人少年局が31年に実施した結果（79%）より大きく下まわっており一般に定着の悪さが事業主によつてなげられているのに比して比較的よい結果をみせている。さらに勤続6カ月未満のものをみるとやはり東京が一番多くて48.8%とほぼ5割近くをしめているが、これについて仙台が35.4%、大阪31.1%で最も少ない地区の福岡でも22.6%みられる。しかし各地区とも年少者の年令が高くなるにつれて勤続年数の長いものが多くなっており、地区別では名古屋、大阪、福岡が比較的勤続の長いものの割合が多くなっている。

〔Ⅳ〕労働条件

1 通勤・住込の状況

年少配達員のうち、住込のものは非常に少なく、仙台、福岡にはみられないが、東京に5

人、名古屋に4人、大阪に4人程度であるにすぎない。しかし仕事をつづける上で朝が早いという理由で、販売店に泊り込むということも時折行なわれていることが散見されるが、年少配達員の中に占める15才未満の者の割合が高いことを考えれば、心身の保護、不良化の防止の立場から問題が予想される。(事業場調査結果表参照)

2 仕事の内容

単純に仕事の配達だけをするものの割合をみると、仙台が一番率が高く67.9%、東京60.8%となつているが、その他の地区では大阪において97%、福岡79%、名古屋4.4%ときわめて少なく、配達のほかにくなくともおり込み、集金、読者拡張等1つ以上の仕事をあわせ行なつていることが知られる。

名古屋では新聞配達の外におり込みと集金をしているものが2.1%みられ、新聞配達のほかおり込み、集金、読者拡張をするものがこれについて27%みられた。また大阪では、新聞配達のほかにおり込みと読者拡張をするものが一番多く31.2%みられ、これについて新聞配達とおり込みをするものが28.6%となつており、また、そのほか新聞配達と、おり込み、集金、読者拡張をするものは19.4%みられる。さらに福岡では、新聞配達とおり込みをするものが3.3%みられ、また配達とともにおり込み、集金をするものは30.4%となつている。

さらに集金、拡張等の業務に従事しているものは仙台、東京では少なく14.5%および15.0%であるが、名古屋、大阪、福岡ではこの割合は非常に高くそれぞれ86.4%、60.7%および60.2%となつている。このことは15才未満の者が年少配達員に占める割合が高いことを考え合せると、15才未満の年少配達員の保護福祉について問題があることを示唆するものである。

3 配達部数と配達の方法

朝刊のみを受持つているものの多いのは仙台で63.5%みられるが、福岡では朝刊は23.2%であり、夕刊のみ受持つているものは東京に多く43.5%、福岡37.8%、仙台22.8%となつている。また朝夕刊両方を受持つているものは大阪が一番多くて89.3%、名古屋では80.0%と大部分をしめ、これについて東京30.5%、福岡39.0%で、仙台が最も少なく13.7%となつている。この受持つについても15才未満の児童の就労保護として「原則として、朝刊または夕刊のいずれか一方に限定することと指示(昭和31年12月21日婦発第265号)していることがまもられていないことが知られる。つぎに受持つ部数を見ると地区によつて大きな差がみられるが、仙台が比較的受持つ部数は少なく、100部未満は47.1%、100部以上199部が47.6%で200部未満が94.7%をしめているが、一方名古屋およ

び大阪では200部以下のものの割合は42.8%および13.7%と少なくなっており、これにひきかえて名古屋では200~299部のものが29.9%、300部~399部のものが23.6%みられ、また400部~499部のものが3.3%にのぼっている。さらに大阪ではこの受持部数は多いものが目立ち、200~299部が33.7%、300部~399部のものが37.8%、400部~499部も8.2%さらに500部以上が6%みられる。また東京でも受持部数は200部~299部が24.7%みられ、300~399部のものが8.1%、400~499部が2.7%あり、また500部以上も1人みられた。

いまA新聞の1部あた重量をみると朝刊76g、夕刊46g、朝刊および日曜版では1部124gあり、又夕刊を専門とする『新聞』は1部71gであるが、朝刊200部ではその重量は15,200g、即ち15Kgをこえる。これは基準法にきめられている満16才未満の男子の継続労働の重量制限をこえるものとなつてゐる。また日曜の朝は代表的な二紙は日曜版をサービスとして4頁増頁しているが、その重量は朝刊とあわせて100部ですでに12,400g、即ち12Kgをこえ継続作業の場合の満16才未満の男子の制限重量をこえている。これら配達は一度に全部を荷うことが無理なために二度に分けておき半分は一度販売店に取りにかえると答えたものもみられ、400部~500部の配達も自転車によるにしても重量等からその運転の自由がうばわれやすく危険がともないやすいことが懸念される。

第9表 地区別配達の方法

地区別	総数	徒歩	自転車	不明
仙 台	153% 100	38.6	61.4	0
東 京	223% 100	62.8	42.1	1.3
名 古 屋	271% 100	48.7	56.4	0.3
大 阪	196% 100	85.2	29.6	1.0
福 岡	164% 100	55.5	53.0	

(注) 重複をゆるしているので計は100と一致しない。

配達の方法としては徒歩、又は自転車あるいは両方のものがみられるが、その実情は第4表のとおりである。自転車を利用する場合には自分の自転車のときには賃金において考慮される場合がみられる。

4. 欠勤した場合の配達方法

欠勤した場合の配達方法としては比較的多いのは「他の店員」によるものであるが、地区による差は目立っている。なかでも多いのは東京48.4%、大阪47.4%、福岡44.5%で、こ

れについて名古屋が24.0%、仙台が19.6%である。さらに、多いのは「朝刊又は夕刊の人が代つて配達する（受持区域をよく知っている）」もので仙台では39.8%、福岡では25.6%のものがこの方法によつて欠勤時の労働を補充している。また地区によつては店主み

第10表 地区別欠勤した場合の配達方法

地区別	%	店主	補助員	他の店員	朝刊又は夕刊の人が代配	その他	家の人 (父、母、兄、姉、弟)
仙 台	100	9.2	3.9	19.6	39.8	22.2	5.3
東 京	100	7.2	4.9	48.4	20.2	16.6	2.7
名 古 屋	100	60.5	3.3	24.0	4.8	4.8	2.6
大 阪	100	30.1	3.6	47.4	4.1	12.8	2.0
福 岡	100	9.1	3.0	44.5	25.6	8.0	9.8

ずからが代理配達をおこなう場合が目立ち、名古屋では60.5%、大阪では30.1%となつてゐる。しかしその他の地区においては店主自らが配達しているものは少なく仙台9.2%、福岡9.1%、東京7.2%で地区による差違の大きなひらきがみられる。また数的には少数であるが、年少配達員の父、母、兄、姉、弟、祖母等の肉身が代つて配達しているものもみられ、この割合は福岡、仙台等の比較的中都市において高いのが目立つてゐる。(第10表参照)

5. 休 日

事業場調査個人附票によつて休日の状況をみると、「休刊日以外に配達の休がない」ものは名古屋、大阪、福岡に多くみられ名古屋92.6%、大阪90.1%、福岡86.7%となつてゐるが、仙台、東京では休みがないと答えたものは少なく、16.4%および37.6%みられる。仙台では総数のうち50.5%のものは月2回の休日、これについて12.4%は月1回の休日があたえられ、また12.2%のものは月4回又は週1回の休日があたえられているが、これは他の地区にくらべてこの業務としては大きな事業場の努力がはらわれているとみることができよう。ついで東京の場合も月3回の休日が与えられているのが12.2%、月2回のものが20%、月4回または週1回の休日の場合は9.0%みられ、ついで月1回が4.8%あるがここにも事業主の努力のあとがみられる。しかし週1回あるいは月3回の休日という場合も仙台の場合には朝刊を受持ちのものが他の日の同じ受持地域の夕刊を受持ち、夕刊受持のものが朝刊を配達するといった方法を取つてゐるものが多くみられ、休みはあるが、1人当りの労働総量には変化なく、朝夕刊両方を受持つ日が休日日数だけあることになるという方式が普通のものである。また東京では休日日数は多いが「本人の事前の申出によつて自由に取らせる」という答えが多い

が試験などの時期に休日希望が集中したような場合にはたしてこのとおりに事業主の了解が円滑に得られるかどうか疑問である。

第11表 地区別休日の有無別年少配達員数

地区別	総数	無	有	年						月				週 1回	不 明
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	4		
仙 台	100%	16.4	82.9	0	0.1	5.6	0	0.1	0	12.4	50.5	2.0	6.0	6.2	0.7
東 京	100%	37.6	46.4	0.6	0	7.8	2.1	0.3	0.6	4.8	9.0	12.2	7.8	1.2	16.0
名古屋	100%	92.6	7.1	0	0	0.3	0	0	0.8	0.5	1.8	0.3	0.3	3.1	0.3
大 阪	100%	90.1	6.5	0	0.7	1.7	0.3	0	0	0	2.4	1.4	0	0	3.4
福 岡	100%	86.7	11.7	0	2.2	7.0	0.5	0.7	0.8	0.4	0.1	0	0	0	1.6

注：事業場調査個人附票より。

6. 労働時間

(1) 販売所に集合する時刻

午前5時前に販売所に集合するものは地区によつて大きな差がみられるが、東京が最も多くて年少配達員総数の54.7%、ついで大阪の48.1%、名古屋の39.8%と率が高く、一方仙台、福岡ではその率は低くて19.5%および4.9%となつている。配達受持時間は5時以後となつているがその間、紙わけ、折りこみ等の作業に従事している場合がかなりあるとみられる。なお5時以降に販売所に集合するものは仙台では78.8%、福岡では88.2%みられるが、一方名古屋、東京、大阪ではその割合は当然低くなつているのが知られる。

夕刊の配達に年少者が販売店に集まる時刻は4時～4時30分が最も多くみられるが、東京66.7%、大阪43.1%、仙台、名古屋がおのおの39.3%、3時30分～4時に集合するものも仙台、東京に多くみられ21.4%および17.0%みられる。販売所に集合した年少者が配達をはじめるまでにここで過す時間は全然ないものから1時間半以上までみられるが、比較的多いのは30分～1時間未満のもので福岡をのぞく各地ともに高い割合を示し、大阪62.2%、東京44.4%、名古屋38.9%、仙台37.3%となつている。これについて多いのは15分～30分未満のもので、最も多い福岡が32.4%、少ないところでは16.2%となつている。これらの時間は、前述のとおり、配達以外の紙とり、紙わけ、おり込み等の仕事にあて、時には新聞の到着の時間がおくれた場合の待時間となつており、この時間は販売店より、また地区によつて差は大きくみられている。

(2) 新聞配達の終了の時刻

朝刊の配達終了の時刻は6時から7時以前におわるものが一番多く仙台69.6%、東京78.6%、名古屋81.4%、大阪では71.4%、福岡が59.8%みられるが、おそいものでは大阪で7時～8時までのものが25.9%みられ、少ないものでは東京で12.7%みられる。また夕刊の配達終了時刻は仙台、東京では比較的早いものが多く、64.3%、および60.0%のものは5時～6時までにおわっている。しかし名古屋、大阪、福岡では61.5%、51.5%、64.2%と6時～7時までにおわっているものが多く、7時～8時までにおわっているものはわずかに東京をのぞく各地区にみられる。

(3) 新聞配達に要する時間

朝刊の配達時間をみると2時間未満のものが各地区とも最も多く、仙台97.5%、名古屋では97.5%、福岡95.1%となつている。また夕刊でも2時間未満の配達時間のものがほとんどをしめ、4地区が90%以上となつている。しかし東京、大阪では2時間～3時間を要しているものも9.5%ないし8.6%みられ、また夕刊配達についても2時間以上、3時間未満のものが東京では6.1%、福岡で6.3%、大阪では5.9%みられる。これらのものは朝刊又は夕刊のいずれか一方の配達ですでに一日の労働時間(修学時間を通算して7時間)を越えているものもふくまれているといえよう。さらに朝夕刊両方を受持つているものは労働時間が制限を越えるものも多いことが予想される。

7. 賃 金

(1) 手 取 金 額

25日以上稼働したものについて手取賃金をみると仙台においては1,041円、東京は2,382円、名古屋2,653円、大阪3,985円、福岡1,321円で地域差、受持部数、朝夕刊別等の影響は当然考えられるが、地区により大きな差がみられ、朝刊のみの場合をみると仙台1,019円、東京2,241円、名古屋1,782円、大阪2,885円、福岡は1,321円で最高の大阪は最低の仙台の2.8倍となつている。また朝夕をうけもつているものをみると、仙台1,450円、東京3,455円、名古屋2,905円、大阪4,136円、福岡1,586円で最高の大阪は、最も低い仙台の2.8倍となつている。さらに手取賃金は、1,000円未満から最高6000円以上までその巾は大きい、朝刊を配達しているものでは地区によつて大きな開きをみせている。東京では2,000円～2,500円未満のものが最も多く、大阪では2,000円～2,500円未満が33.4%となつており、また、仙台、名古屋、福岡では1,000円～1,500円未満が、それぞれ66.3%、福岡60.0%、名古屋59.3%と配達受持部数との関連はあるが賃金差が目立つている。また夕刊配達のものではや

はり地区の差がみられ東京では最も多いのは1,500円～2,000円未満のもので42.7%、大阪では同じ賃金のものが30%、であるが、その他の地区では賃金はやや低く、名古屋では1,000円～1,500円が59.3%、福岡では同じ賃金のものが最も多くて51.6%みられ、仙台ではさらに賃金は低く1,000円未満のものは84.4%で大部分を占めている。さらに朝夕刊両方を受持つているものでは、東京、名古屋、大阪が賃金は高く、東京では3,500円～4,000円のものが最も多くて20.2%、これについて2,500円～3,000円および2,000円～2,500円未満のものがおのおの16.7%みられ、名古屋では2,500円～3,000円未満のものが最高で29.7%、これについて3,000円～3,500円未満が26.3%みられる。さらに大阪では4,000円～4,500円未満が最も多くて22.6%、これについて3,000円～3,500円未満が19.9%となつている。しかし一方仙台および福岡では受持部数とも関連するが朝夕刊両方を配達するものでも最高のもので2,000円～2,500円未満1人、3,000円～3,500円未満が1人みられるだけで最も多いのはやはり1,000円未満で36.7%であり、福岡でもやはり1,000円未満が一番多くて31.3%、これについて1,500円～2,000円未満のものが20.3%みられ、最高は3,000円～3,500円未満のもの2人みられるにすぎない。

(2) 賃金の支払者

賃金は店主から直接に年少配達員にわたされることが普通であるが、少数のものは名古屋をのぞく各地とも店主以外のもの（補助員）から支払われる場合がみられる。仙台では10.5%が、福岡では6.7%が「店主以外のもの」から支払われ、東京、大阪でもおのおの3.6%および3.0%みられる。

(3) 欠勤の時等の賃金差引の状況

賃金を差引かれるのは①欠勤した時②新聞が配達先に着かなかつたとき③新聞を断られた時等がみられるが、①の欠勤の時に賃金を引かれるのは大阪が最高で31.0%、これについて仙台の29.4%、東京26.5%、名古屋15.5%、福岡12.2%と地区によつて差がみられる。しかし一方「賃金をひかれないもの」の方が割合は高くなつており、最高は名古屋で82.3%、福岡の71.3%が目立ちこれについて東京63.7%、仙台56.8%、大阪53.8%、で最も低いところでも半数は賃金は差引かれていないことが知られる。

欠勤の時の賃金の差引額をみると、20円未満から260円（東京、初日260円、2日目から60円）まで広い巾をもつており、1回につき仙台では30円～50円が、東京、名古屋福岡では50円～70円が、大阪では100円～150円が最も多くなつてゐる。また賃金の差引はないが「欠勤を1日でもすると皆勤手当500円が支給され^{ない}」といつたものもみられ、

賃金 1,500円～2,000円のものが多い。配達業務で500円の支給 差引は非常に大きな影響をあたえるものと思われる。

②の不着の時の状況をみると、やはり「賃金をひかれないもの」の割合は高く、仙台、東京、名古屋ではおのおの74.6%、65.9%、60.9%であるが、しかし大阪、福岡では「賃金をひかれるもの」の割合は半数を下まわり35.9%および37.8%となつている。不着の時の賃金差引額は1部につき10円未満から100円150円未満までみられる（東京）が、各地区とも1部10～20円未満のものが最も多くみられる。1部不着から100円以上の賃金の差引をされるものなどは、大きい影響を与えるものと思われる。

③新聞を断られた時の賃金差引は「ひかれない」と答えたものが各地とも80%をこえ、最高は名古屋で95.6%みられるが、一方少数ながら「賃金をひかれる」と答えたものは、福岡では18.3%、東京では3.1%、大阪では2.6%みられる。差引額は10円未満から30～40円のものがあるが、新聞配達を断られることは何等年少配達員の業務の怠慢によるものではなく読者としては便宜上配達員に依頼して中止することを申出る場合が多いことを考え合せると、断われた時の賃金差引は不合理な面が大きいといえよう。

8 働く前後の労働条件の相違

労働条件の相違のあつたものは非常に少ないが各地区においてみられ、その割合は31年の調査よりいずれも下まわつている。その内容は「賃金が安かつた」との意見がみられ、また「労働時間の延長がある」「代配させる」「整理をさせる」「休日が無い」の他、配達部数や「代りを見つけないければ配達を止められない」などの意見もみられた。

[V] 本人についての問題

1 就業状況

(1) 就業の経路

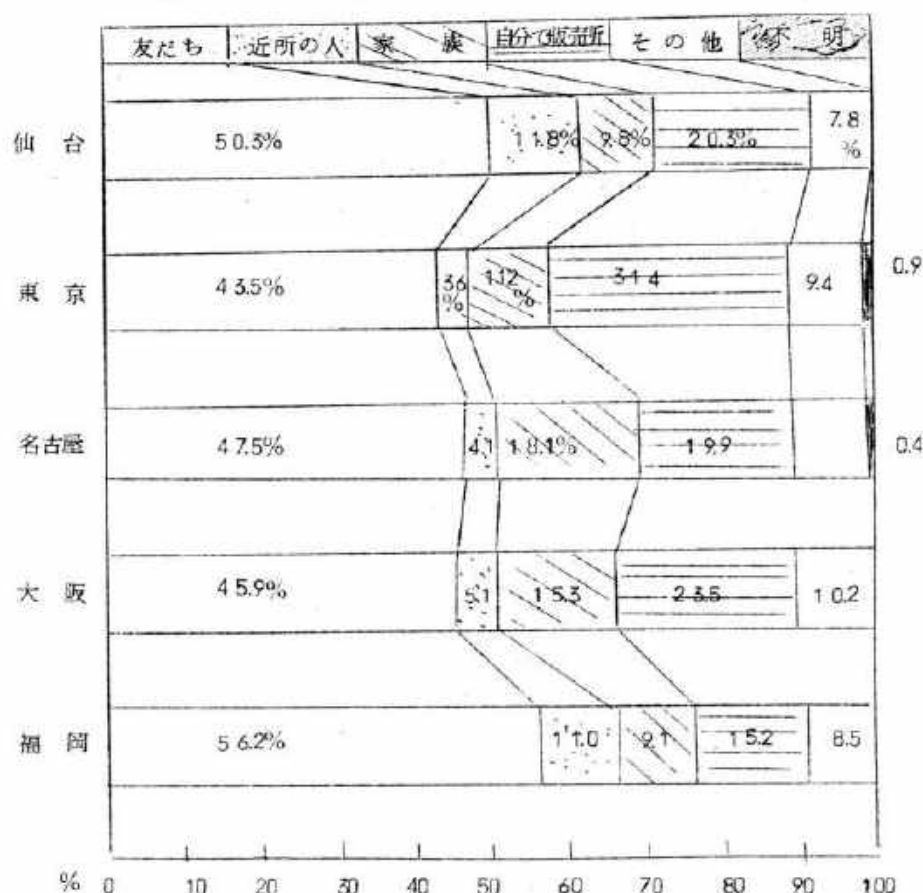
友人の紹介によつて就業したものが各地ともに多く最低43.5%（東京）から最高56.2%（福岡）までみられるが、これについて自分で販売所へ頼んだものも多く、最低15.2%（福岡）最高31.4%（東京）みられる。またこれについてみられるのは、近所の人の紹介によるもので最低9.1%（福岡）、最高18.1%（名古屋）である。

(2) 就業の動機

就業の動機として挙げているものは、「家のくらしを助ける」「学校の費用を得る」「貯金をする」等いろいろみられるが、その割合の最も高いものは地区によつてやや異なつている。

仙台では最も多いのは「貯金をするため」とのべたもので54.2%みられるがその他40%をこえるものでは「家のくらしを助けるため」45.1%「学校の費用を得るため」47.1%、「こずかいを得るため」44.4%、「買いたいものがあるため」44.4%、および「健康のため」40.5%があげられている。ついで東京では最高が「貯金をするため」とのべたもので、42.2%ついで「買いたいものがあるため」が40.8%、以下はその割合がいずれも低くなっている。

第9図 地区別就業経路別新聞少年配達員数



名古屋では最高がやはり「貯金をするため」が66.4%みられ、ついで「こずかいを得るため」というものが13%「買いたいものがあるため」が同じく13%みられる。また50%をこえるものとしては、「家のくらしを助けるため」が54.2%、「学校の費用を得るため」が53.9%となつている。さらに大阪では「家のくらしを助けるため」が53.0%、「学校の費用を得るため」が56.6%みられ、一方福岡では最高は「学校の費用をうるため」とのべたも

ので47.6%、これと同様に「こづかいを得るため」と答えたもので同じく47.6%みられる。

以上の結果から、労働する必要性があまり緊急とは思われない「貯金をするため」「こづかいを得るため」「買いたいものがあるため」に働くとのべたものが各地区ともに多数みられるが、これは後にのべる新聞配達業務に対する学校の意見の中にもみられるように、勝手に児童生徒が使用できる小遣を多額にもつようになることが、非行を誘発する原因となるおそれもあり、一考を要することであろうと思われる。

(3) 保護者の承認

家人が年少者の新聞配達就業について知っているか否かをみると、仙台および名古屋においては全員家人がこれを知っているがその他の地区においては少数であるが家人が就労を知らないものもみられ、東京では1.8%にあたる4人が、名古屋では0.4%にあたる1人が「家の人は知らない」と答えている。さらに「知っている」と明らかに答えなかつたものをふくめると東京4.5%、名古屋0.4%、大阪3.6%、福岡1.2%となつている。この点も児童・生徒の保護上あるいは、親の目とどかない金を手にするということからひいては不良化の問題も懸念される。

2. 賃金の使途

賃金は家人に全部出しているものが各地区とも多くみられ、大阪では64.3%、名古屋では57.9%で最も低い東京でも44.9%のものが全部を家人に出している。そして家人に出したなかから小遣をもらうものは名古屋の51.6%、ついで大阪の50%、最も低い福岡でも総数の30.5%のものは小遣をもらっている。しかし一方全額を自分の所有として「家には出さない」と答えたものも各地区ともみられ、最も多い福岡では22.6%、最も少ない仙台でも9.8%みられるが、その全額を児童・生徒まかせとしている点親や家人の配慮の不足が指摘されよう。他方家人に全部出して特におこづかいを貰うことはないというものも最高の福岡では16.5%最低の名古屋でも6.3%みられる。さらに賃金のうち本人の所有となつた部分についてその使途の内容をみると、衣類、学用品、自転車の月賦代金から釣道具、時計、ラジオの購入等から家族への小遣い、あるいは旅行積立など広く各方面にわたるが、食料品、菓子、映画代等のもつぱら娯楽的な面への消費もみられ、一方妹のミルク代、親、弟姉への小遣や被品の購入にわずかな小遣を割くなどの涙ぐましい消費も目立つている。さらに積極的な面への消費としては勉強会、塾への費用、旅行費の積立、あるいは助け合い運動への寄付といったものもみられた。

3. 睡眠時間

起床時刻をみると、販売所への集会時刻との関連でこれよりさらに早く4時以前に起きてい

第12表 地区別、就寝時間別年少配達員数

地区別	総計	600 ~659	700 ~759	800 ~859	900 ~929	930 ~959	1000 ~1029	1030 ~1059	1100 ~1129	1130 ~1159	1200 以後	1時 30分	不明
仙台	100% 153	0.7	8.5	29.9	30.7	13.1	13.1	2.6	0.7	0.7			
東京	100% 223		3.6	21.5	30.0	12.6	26.5	2.2	1.3	0.9	0.5		0.9
名古屋	100% 271		0.7	20.3	36.9	17.7	18.8	2.2	2.2	0.4	0.4		0.4
大阪	100% 196	1.02	1.4	15.8	22.0	10.7	24.5	4.6	5.1	1.0	0.5		
福岡	100% 164		2.4	12.8	36.0	12.2	20.7	8.6	6.7			0.6	

るものが福岡以外の各地区にみられる。一番多いのは仙台では47.5%が5時～6時、東京では37.9%が4時30分～5時以前、名古屋52.7%が5時～6時以前、大阪40.0%が5時～6時以前、福岡の65.8%が5時～6時以前の起床となつてゐる。ついで就寝時刻をみると、大阪をのぞき各地区ともに9時～9時29分のものが一番多く見られるが、次表のように仙台では午後9時から9時29分の間に就寝するものが30.7%で一番多く、ついで午後8時から8時59分までに就寝するものは29.9%みられ、また早いものでは午後6時に就寝しているもの(12才祖母と2人で生活保護を受け朝夕刊の配達にあたつてゐる。)がみられる。東京では一番多いのはやはり午後9時から9時29分の間に就寝するもので、30%、これについて10時～10時29分のものが26.5%、三番目は8時～8時59分のもので21.5%みられる。名古屋では二番目に多いのは8時～8時59分に就寝するもので、20.3%みられ、ついで10時～10時29分に就寝するものが18.8%みられる。さらに大阪では一番多いのは10時～10時29分就寝のもので24.5%みられ、ついで9時～9時29分が22%となつてゐる。また福岡では2番目に多いのは10時～10時29分就寝のもので20.7%となつてゐるが、福岡では就寝の午前1時30分のものが1人みられ就労のおよぼす影響と合せ考えるとその健康が懸念される。

さらに睡眠時間をみると8時間未満は合計では地区によりことなり、最も割合の高い大阪では69.9%、ついで名古屋が57.5%、東京は34.6%で最も低い福岡でも24.3%みられるが、朝刊を配達しているもののみについてみるとこの8時間以下の睡眠のもの割合はさらに高く、最も多い大阪では年少配達員の80%が8時間以下でありこれについて名古屋では68.4%、東京では58.6%をしめし、最も低い福岡でも39.5%が8時間に満たないことが知られる。

最も低いものでは5時間～6時間未満のもので東京をのぞく他の各地に少数ながらみられる。

4. 下校以後就労までの余裕時間

夕刊配達を行う年少配達員の下校から就労までの余裕時間をみると「余裕時間がない」と答えたものはさすがに少ないが各地区ともに8.9%～0.4%みられ、この余裕時間のあるものはこれとは逆にいずれも78.6%以上であつた。しかしその時間は10分未満のものもあるが、30分未満のものは少なく30%～1.6%で多くは30分以上の余裕時間をもつてゐることが知られる。

5. 疲労感

以上のような就労をつづける年少新聞配達員は、その疲労感について「少し疲れる」とうつ

たえているものが各地区ともその割合が最も高く、大阪では61.3%ついで名古屋の58.3%、仙台56.2%、で最も低い東京でも48.9%で、「非常に疲れる」とうったえたものも各地区ともみられ、大阪で7.1%と比較的多く最も少ない東京でも2人みられる。そして多少でも疲れをうったえるものは名古屋が最高で80.3%、ついで福岡では77.7%、さらに大阪では68.4%となっており最も少ない東京でも49.8%がつかれをうったえている。

6. 就労による困難な点

就労による不快や困難があるとのべたものは年少配達員の40%をこえており、最も多い大阪では59.2%、ついで名古屋では58.6%、福岡では56.7%みられ、最も少ない東京でも44.4%にのぼっている。

それらの年少配達員がうったえている就労にともなう困難点や不快な事について、その内容をみると夏や冬の雨や雪などの天候によつてなやまされることが一番多く名古屋をのぞく他は第一位にあげている。ついで二番目としては「犬がはえてこまる」というもので名古屋では一番多くみられ47.8%、ついで東京の38.4%がうったえている。さらに第三番目のなやみは得意先の小言や仙台の17.9%が最高で東京の14.1%、名古屋の11.3%がこれにつづき、また大阪では「新聞を断わられた時」を挙げているものが10.3%みられ、他の地区にくらべてその割合は2倍以上にもなっている。さらに少数ではあるが「配達した新聞がなくなる」(不着として取扱われ、場合により賃金差引にもなる)。「集金がはかどらない」「拡張の時に店主と得意先の板ばさみになる」「店主や店員の無理解」などがあげられ、「ねむい」といった切実なうったえや、「賃金が安い」「配達部数が多い」「休みがない」といった根本的なものとしては「遊べない」といった素朴なものもみられる。また、「ポストの無い家」「暗くて怖い」「疲れる」などの点もあげられ、このような困難の中にあつてきく「友人の悪口」なども年少配達員の気持をさらに暗くしていることが知られる。

7. 勉学上困難な点

以上のような就労をつづけている年少配達員が、「勉学上困難を感じている」ことは数々みられるが、困難があるとのべたものは仙台34.6%、東京19.3%、名古屋37.3%、大阪54.1%、福岡33.6%、となつている。このうち主なものとしてはまず「時間に余裕がない」(予復習や宿題をやる時間がない)とのべたもので、仙台37.7%、東京44.2%、名古屋31.7%、大阪36.8%、福岡33.6%となっており、これについて大阪、名古屋では「授業中ねむくなる」と答えたもののおおの61.3%、50.5%となつている。また「試験の時に困る」と答えたものが仙台に22.6%、福岡に20.0%みられ、さらに「体が疲れて勉学に差しつかえる」とうったえたものも福岡に21.8%、仙台に15.1%、東京に11.6%みられる。さらに人数は少ないが「遅刻をする」「クラブ活動ができない」「学力が落ちる」等が目立っている。

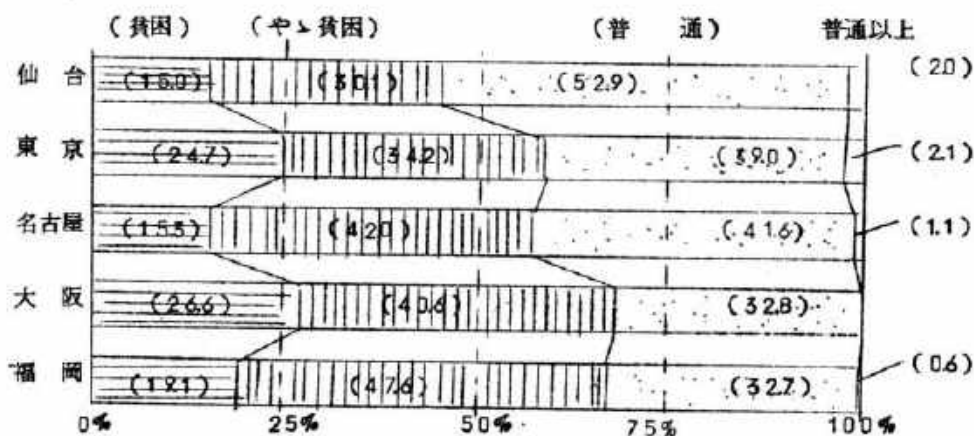
オ 4 部 学 校 調 査

(I) 担任教師の所見

1. 家庭の生活程度

担任教師からみた就業児童、生徒の家庭の生活程度は、貧困及びやや貧困のものと、普通及びそれ以上のものとにわけると、仙台を除く各地区とも前者が過半数を占めている（オ10図）。しかし、後者の占める割合も33%から55%で、少なくはなく、新聞配達就業は、家庭の生計費補助のためのものでないものも多くふくんでいることを示している。生活保護法の適用を受ける家庭は、仙台13.7%、東京21.1%、名古屋14.9%、大阪18.6%、福岡22.2%みられる。

第10図 地区別 家庭の生活程度別就業者数の割合



2. 両親の有無

両親の有無別をみると、やはり両親のそろつているものが大部分で、最低でも大阪の68.9%最高では仙台で8.7%となつている。

しかし、両親のそろつてないものについてみれば、母のみのものは、最も多い大阪では22.0%、仙台では10.4%みられ、さらに父のみのものを加えると大阪では28.6%が、仙台でも12.4%が片親の家庭である。また、両親のないものも少数ながらみられ、仙台では最も少く、

オ11表 地区別両親の有無別年少配達数

地 区	総 数	両親あり	父のみ	母のみ	両親なし	不 明
仙 台	100%	97.0	2.0	10.4	0.6	
	153	133	3	16	1	0
東 京	100%	78.5	3.1	16.2	1.8	0.4
	223	175	7	36	4	1
名 古 屋	100%	76.4	5.2	16.2	2.2	
	271	207	14	44	6	0
大 阪	100%	68.9	6.6	22.0	2.5	
	196	135	13	43	5	0
福 岡	100%	74.4	2.4	20.8	2.4	
	164	122	4	34	4	0

0.6%、多いものでは大阪で最高2.5%となつている。

3. 中心となつている働き手

さらにこのような家庭で家計の中心となつている働き手」はやはり父が一番多く、最も低いところでも63.8%を示しているが、最高の仙台では78.3%となつている。しかし一方母が

オ12表 地区別中心となつている働き手別年少配達員数

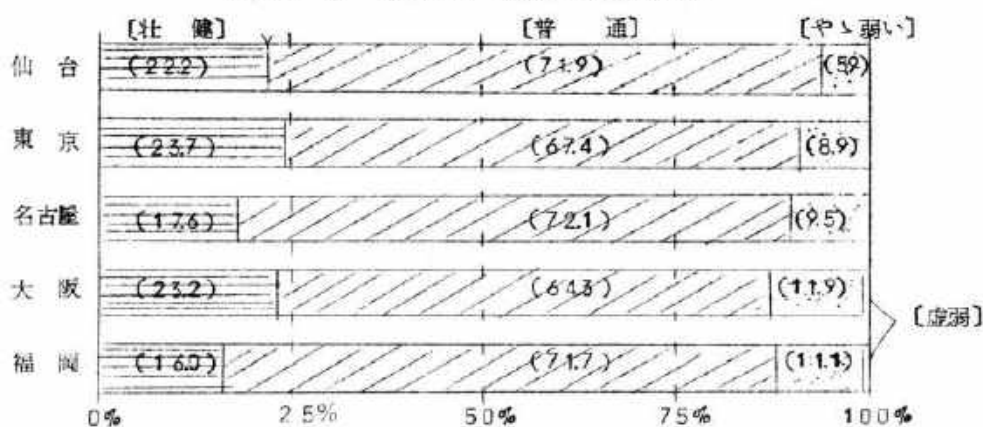
地 区 名	総 数	父	計 母	兄	姉	自分	祖父母	その他	不明
仙 台	100%	78.3	227	11.1	7.8	0.7	0.7	0.7	
	153	120	17	12	1	1	1	1	0
東 京	100%	67.3	286	15.2	6.7	1.3	0.9	4.5	4.9
	223	150	34	15	3	0	2	10	9
名 古 屋	100%	70.4	296	16.2	9.9	2.2	0.3	0.3	0
	271	191	43	27	6	2	1	1	0
大 阪	100%	65.8	362	19.4	9.7	4.1	1.0	1.0	0
	196	125	38	19	8	2	2	2	0
福 岡	100%	66.5	323	18.9	10.4	2.4	0.6	0	1.2
	164	109	31	17	4	0	1	0	2

中心となつているものは厚生行政基礎調査による母子世帯の割合1.9%よりもその割合は各地区とも高く最も多いところで大阪、19.4%、低いところでも11.1%（東京）を占め、やはり不遇な家庭の子が非常に多いことを物語っている。また兄が家計の中心となつているものが6.7%（東京）から多い地区では10.4%（福岡）みられ、さらに姉が中心となつているものも最も少ないところで仙台で0.7%、最も多いところでは大阪で4.1%みられる。父以外のものが家計の中心となつている割合は大阪が一番多くて36.2%、ついで福岡で32.3%みられ、最も少ない仙台でも22.7%みられた。

4. 就業が年少配業者におよぼす影響

就業児童、生徒の健康状態は壮健あるいは普通の者が多いが、「やや弱いもの」も、6番ないし12番みられ、また「虚弱なもの」も極めて僅かであるが大阪と福岡にそれぞれ0.6番と1.2番みられる(オ13図)。就業が健康におよぼす影響については、「全然影響がないと思われる」が最も多く、約60番ないし70番で、ついで、「多少影響があると思われる」、となつている。「相当影響をおよぼしていると思われる」というものは極めて少ない(オ14図)。就業による影響は、健康にプラスした、もの以外は好ましくないものが多く、疲労、睡眠不足、活気がなくなつた、病欠が多くなつた。血色が悪くなつた、頭痛等が挙げられている。

第13図 地区別 本人の健康状態

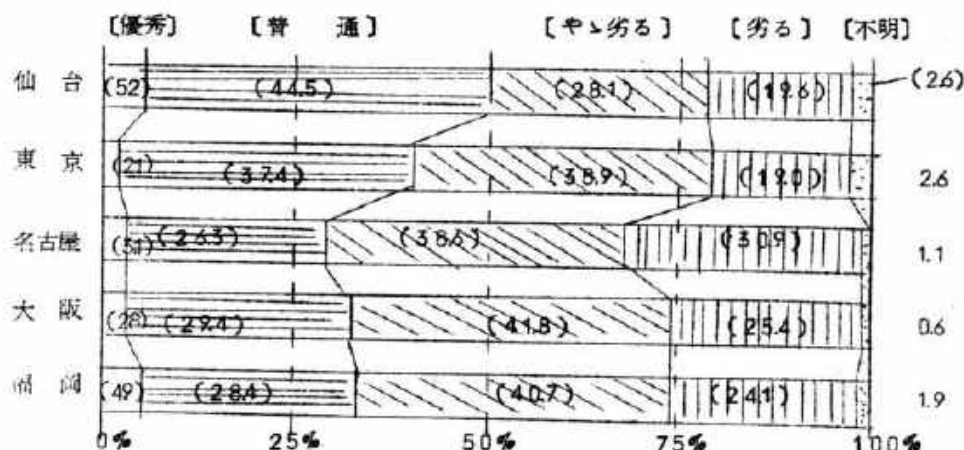


第14図 地区別 配達業務の健康におよぼす影響別、就業者数の割合



就業児童・生徒の学業成績は「普通」と、「やや劣る」ものが最も多く、ついで「劣る」、ものとなっているが、成績優秀なものも2割～5割みられる(第15図)。就業が、学業に及ぼす影響は、①全然影響がないと思われる、と、②多少影響があると思われる、とにほぼ二分さ

第15図 地区別 学業成績別 就業者数の割合



れ、仙台を除く各地区とも後者の方がやや多く、担任教師はその影響について、「自習時の不足」「宿題を忘れたり・やらない」「居眠り」「学習意欲の低下」、「集中力の低下」「素行態度・生活に悪影響を及ぼす」、「早退」、「遅刻」、「成績低下」「クラブ活動に参加できない」等を挙げている。

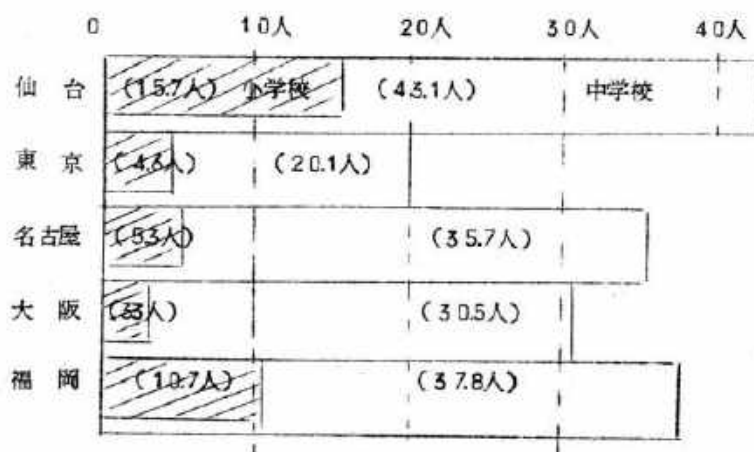
授業時間中に就労することの有無については、「有」が、仙台20.9割、東京1.0割、名古屋19.8割、大阪11.9割、福岡3.7割であり、業務の内容は、「号外配達」が最も多くついで朝の「新聞到着が遅れた時」となっている。

Ⅲ 学校側の新聞配達に対する所見

1. 年少配達員数

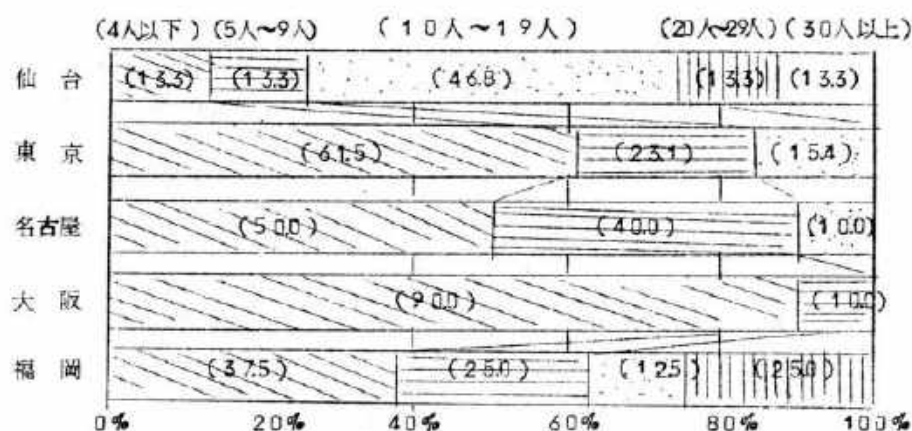
調査に回答のあったもののうち、年少配達員数の不明なもの等を除き、小学校は仙台15、東京13、名古屋20、大阪10、福岡8、中学校は仙台17、東京58、名古屋42、大阪50、福岡23の各校についてみる。小学校の地区別就業年少者数は仙台235人、東京60人、名古屋106人、大阪33人、福岡86人であり、中学校の地区別就業生徒数は仙台732人、東京1,166人、名古屋1,499人、大阪1,524人、福岡87人で、さらに地区別に各校の就業児童生徒の平均をとると、仙台が最も多く、(小学校15.7人、中学校43.1人)次いで福岡となっており、大阪(小学校3.3人)東京(中学校20.1人)は少い。(オ16図)

第16図 地区別 1校平均就業児童生徒数

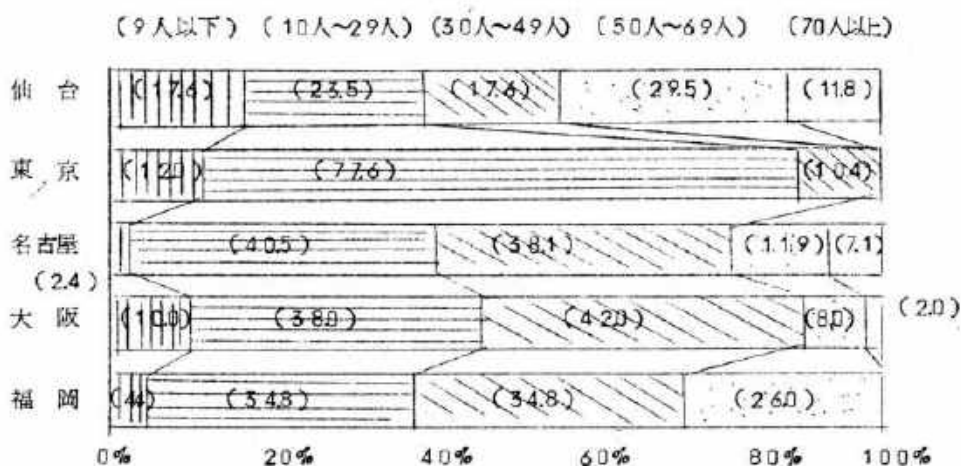


各校の就業状況は、小学校についてみると、東京、名古屋、大阪の三地区は、1校における就業者数が少ないが、仙台、福岡では就業者数の少ない学校と多い学校のいずれもがみられる。ちなみに前記三地区では、就業者数4人以下の学校が、それぞれ60%、50%、90%を占め、就業者数20人以上の学校はみられない(オ16図)。中学校においてもこの傾向は顕著にみられ、東京では年少配達年少配達員数10人～29人の学校が77%を占め、配達員数50人以上の学校はみられない。名古屋、大阪においては、年少配達員数49人以下の学校がそれぞれ、80%および90%を占めているが、一方仙台、福岡では年少配達員数50人以上の学校がそれぞれ40%、および25%を占め年少配達員数の多い学校と少ない学校がほぼ均等みられる。(第17図)。

第17図 地区別 就業児童数別、学校数の割合（小学校）

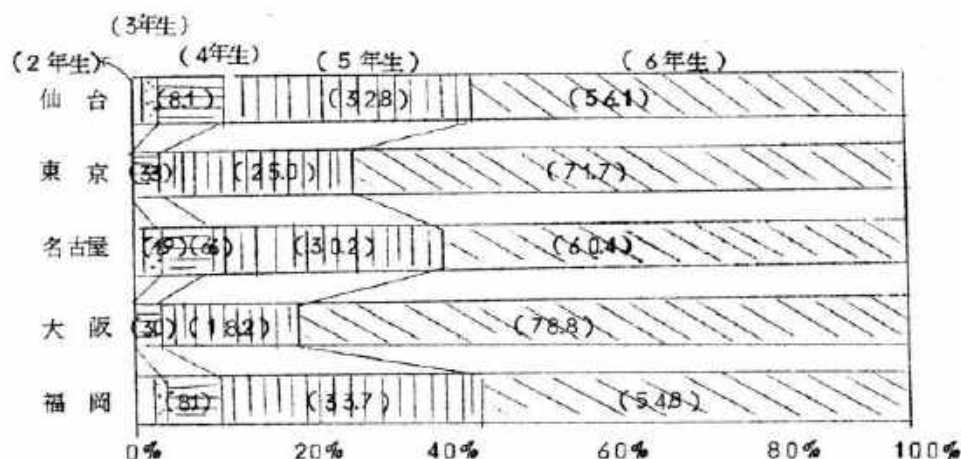


第18図 地区別 就業生徒数別学校数の割合（中学校）

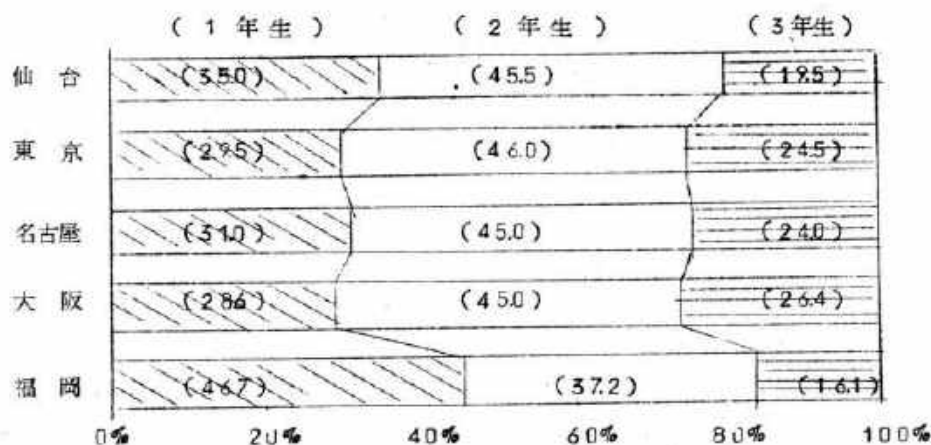


就業者は小学校では6年生に最も多くみられ、5年生はその半数程度である。また、仙台、名古屋、福岡では小学校2年生の就業がみられるが、東京、大阪では4年生以上である。(※19図) 中学校では福岡を除く各地区とも、2年生が最も多く、次いで1年生で、3年生の就業者は2年生のほぼ半数である。(※20図)。

第19図 地区別 学年別就業児童数の割合(小学校)



第20図 地区別 学年別就業生徒数の割合(中学校)



女子の就業者は極めて少なく、小学校では仙台1人(0.4%)、名古屋6人(5.4%)福岡6人(7.0%)がみられるのみであるが、これらの就業者は5年生と6年生である。中学校では仙台8人(1.1%)、東京16人(1.4%)、名古屋30人(2.0%)、大阪38人(2.5%)、

福岡33人(3.8%)みられる。

2. 学校長の証明書の発給状況

労働基準法では原則として満15才未満の児童を使用することを禁止している。しかし、製造業、土産業、銀行、運送業など以外の一定の業種であつて、児童の健康、および福祉に有害でなく、その労働が軽易なものについては、労働基準監督署長の許可を受けた場合には満12才以上の児童でも使用することができる。この場合使用者は雇い入れる児童の「修学に差支えないことを証明する学校長の証明書」等を事業場に備え付けなければならない。さて新聞販売店主から、この証明書の発給を要請されたことの有無についてみると、昭和35年4月以降調査日現在までに、証明書の発給を要請された中学校は、名古屋が最も多く93%、ついで仙台70%、福岡52%、東京28%、大阪20%となつている。しかし要請を受けたこれらの学校も、その殆んどが一部の販売店主から要請されているにすぎず、雇い入れの都度というものは少ない。なお年度始めに、あるいは4月及び10月の2回にまとめて要請されている例が散見される。

3. 新聞配達業務に対する意見

新聞配達業務に対する学校側の意見は、ほぼ90%の学校が記入しているが、その内容は調査地区による特別な傾向はあまり認められず、むしろ、①学校区内の新聞販売店のあり方、②就業児童・生徒個々人の家庭環境、健康状態、性格、成績等、③校区内の社会環境、等個々の条件の相違からくる各校の意見の相違が顕著である。

意見を大別すると

- (1) 児童・生徒の就業の是非を述べたもの
- (2) 就業上問題となつている点について述べたもの
- (3) 児童・生徒の指導方針について述べたもの
- (4) その他

で、このうち、(2)に関するものが最も多くみられた。

a. 中学校の意見

(1) 生徒の就業の是非を述べたもの(仙台5、東京23、名古屋21、大阪21、福岡9)では、義務教育中の児童・生徒の就業には反対の意見が多い(東京14、名古屋12、大阪12、福岡4)。しかし就業の積極的意義を認め賛成するものも僅かではあるがみられた(仙台2、東京1、名古屋3、福岡1)。また新聞配達就労による賃金収入に代るべき経済的裏づけを他の労働によつて与えられぬ現状としては、児童・生徒の就業もまた止むを得ない、との

意見も少なくなかった。(仙台1、東京6、名古屋4、大阪8、福岡2)。

(2) 就業上問題となつている点について述べたものは仙台24件、東京101件、名古屋99件、大阪86件、福岡35件でその内容も次のように多岐に亘つている。

第15表 地区別新聞配達業務に関する意見(問題点)

区 分	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
学 校 管 理 下 に 題 関 連 す る 点					
就業上問題となつている点について述べたもの	24	101	99	86	35
①児童の健全な発育・人間形成を阻害する	—	(2)	(→)	(→)	→
②健康上好ましくない	—	(7)	(6)	(13)	(1)
③勉学上好ましくない。労力低下を来す	(6)	(17)	(24)	(21)	(14)
④非行誘発の原因となり易いなど生活指導上好ましくない	(1)	(24)	(23)	(24)	(9)
労 働 条 件 環 境					
⑤店の従業員管理が不十分であることから、生徒の就業の場として適当でない	(7)	(12)	(17)	(2)	(1)
⑥労働条件に問題がある	(9)	(28)	(24)	(19)	(9)
そ の 他					
⑦交通量の激増した現在、児童・生徒の生命保護、事故防止が不十分である。	—	(1)	(2)	(2)	(→)
⑧就業の動機が家庭の経済上、やむを得ないというものは少ない	(1)	(10)	(3)	(5)	(1)

重複をゆるしているの、合計は学校数合計と一致しない。

・「健康上好ましくない」として主に睡眠不足と過労の点を述べており、

・「勉学上好ましくない」として、人間形成上重要なクラブ活動に参加できないこと、遅刻、早退、欠席の多いこと、家庭学習ができないこと、学習意欲を失つてくる等をあげている。また、号外・特報配達のため学習が中断され、著るしく学習効果が阻害されるとの意見もみられた(仙台4、名古屋12、大阪3)。

・「非行誘発の原因となり易いなど、生活指導上好ましくない。」これは販売店のあり方により、かなり異なる意見が出てくるが、ここでは販売店が不良交友の場となり、年少配達員がグループをつくり、非行を行なう場合が多いこと。あるいは賃金収入のあることから不良に感服され、仲間に入れられる機会のあること、収入を小遣いに当てるため、浪費癖を生じ非行に陥る場合が多いこと、早朝配達のため、販売店に宿泊をさせること等により、成人従業員の好ましくない影響をうける等就業による影響が大きく、生活指導上問題となる点が多く適切な指導がなされたい事を述べているものである。

また、「販売店は義務教育中にある生徒を使用するものであるから、児童・生徒のために非教育的環境の排除に努めると共に積極的指導の責任をもつものである」として、新聞販売店ではそれがなされていないことを指摘している。

・「労働条件に問題がある」として、労働内容について、①、集金、販路拡張、週刊誌販売をさせること、②、購読者数維持の責任を負わせること、③、駅あるいは本社まで新聞を受けとり（紙とり）にやること、（かなり重労働であり、交通事故の危険が多く、かつ、労働開始時刻がくりあがり、睡眠時間および学習に影響を及ぼす点）。④、1人の配達量が多すぎること、さらに前述のように ⑤、早朝配達のため、販売店に宿泊させること。等が述べられている。

賃金については、①、賃金が安すぎる、②、賃金に個人差をつける等、適正に支払われていない、③、広告折り込みの報酬が安すぎる、④、不着に対する賃金差引き制度に問題がある等である。

その他として、①、代りの人をみつけないと退職させてくれない、②契約を守らない、③、雇用関係、労働条件が明確でない、④、災害補償について明確でない。⑤、販売店による労働条件のひらきが大きい等が述べられている。

・「交通量の激増した現在、児童・生徒の生命保護、事故防止が不充分である」とのべているが、都市における交通事情の悪化している部には、この問題に関する意見は少なかった。

・「就業の動機が家庭の経済上やむを得ず、というものは少ない」。就業の動機が、①、小遣い銭を得るため、②、欲しいものを購入するため、③、友人に誘われ、好奇心から就業するもの等が多く真に家庭の経済的必要性にせまられて就業するものは少なく、従つて就業による弊害が多くあらわれる。との意見である。

(3) 就業児童・生徒の指導方針について述べたものとしては次のとおりであるが、その意見からは各校における年少配達員数の多少が必ずしも就業児童・生徒に対する指導方針の有無にかかわるものでないことが知られる。その意見は就業に際して「家庭状況、経済状態を考慮し、修学に支障のない範囲で認めている」、「賃金の使途について明確な方針のない場合は就業を禁止している」もの、就業者について、「安全教育と修学に支障ないよう指導している」、「配達は朝・夕刊のうちいずれか一方に止めるよう指導している」、「3年生については中止するよう指導している」もの、その他「販売店および家庭と常に連絡をとつて懇談会を開き、問題解決および生活指導に当たっている」、「号外等を授業時間中に配達することは許可しない」とその方針を明確に示している。

(4) その他としては、配達制度について、「年少者依存をやめ、待遇を改善し、専業の人を

あてべきである」、児童労働について、「生活・教育扶助の枠を広げる等社会保障制度の充実をはかり、義務教育中の者は就業禁止の方向へすすめて欲しい」さらに指導態度として「年少配達員については、その保護者および販売店主との緊密な連絡をとるとともに、特別な指導保護が必要である」等が述べられている。

以上に掲げたほか、次の要望がみられた。

- ・学校、家庭と連絡をとつてほしい。
- ・授業中号外配達に呼び出さないでほしい。
- ・学校行事を優先してほしい。
- ・賃金の支払いは保護者に支給明細書を渡すなど、支払い方に教育的な注意をはらつてほしい。
- ・健康診断を実施してほしい。
- ・配達部数、配達距離、朝夕刊を受け持つこと等について過労にならないよう制限を設けてほしい。
- ・単に安い労働力を確保することにとつとめるだけでなく、教育的に処理する態度を期待したい。

② 新聞配達業務に関する小学校の意見

小学生の就業は、中学生の場合より一層問題が端的にあらわれるものであり、その就業は経済的裏づけを与えることにより禁止したい、との意見が多い。

4. 労働関係に関する意見

これに関する意見は多くみられ、その主なものは次のとおりである。

(1) 法律・制度に関するもの（仙台3、東京15、名古屋9、大阪9、福岡6）

- ・賃金が安すぎ販売店によるひらきが大きい、賃金に基準を設けた方がよい。
- ・長期の休みを除いては、就業は禁止することがのぞましく法に明確に定めた方がよいのではないか。
- ・1日7時間以内という現行法では、新聞配達は不可能である。現実にあつたものとしたい。
- ・年少労働には、労働条件、設備、環境について、細かく規制することがのぞましい。
- ・児童労働は全面的に禁止すべきである。
- ・労働量（部数、距離等）の制限を設けてほしい。
- ・証明書制度が守られていない、もつと強力な法律的措置をほしい。
- ・業務内容の規制が必要である（集金、拡張、販売店での宿泊を必要とする早朝配達等）。

(四) 所轄行政官庁への要望（仙台5、東京16、名古屋15、大阪15、福岡3）

- ・不当な待遇、不正使用等のないよう、監督機関を強化し、厳重な監督をのぞむ。
- ・行政指導の徹底をのぞむ
- ・配達員不足から、年少者の意に反してまで獲得しようとしている面がある、厳重な監督を望む。

(五) 使用者の遵法態度に関するもの（仙台2、東京10、名古屋7、大阪4、福岡2）

- ・年少者の使用について、正規の手続きがとられていない。
労働時間、就労時刻について労働基準法にふれている。
雇用条件を明示していない。
遵法の意識が希薄である。

(六) その他（仙台7、東京17、名古屋26、大阪19、福岡5）

- ・社会福祉法の確立、義務教育費全額国庫負担などから保護の強化をすすめるべきである。
- ・号外、特報配達のため、授業時間中に、児童・生徒を使用することを禁示してほしい。
- ・法的には、労働時間の点からみても就業不可能の範囲に入るが止むを得ない。
- ・現行法律が生きるようにしてほしい

以 上

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査

A 様式 ——事業場調査票——

昭和36年6月

労働省婦人少年局

一般注意事項

1. 該当事項は○でかこみ、個々の記載欄または（ ）内には内容を明記すること。
2. 該当事項が2以上ある場合はその全部について○印を付すること。
3. 不明の場合は空白にしたり、斜線を引かず不明とはつきり書く。
4. 数字の欄に該当のない場合は0と記入し、不明の場合は不明と書く。
5. 右上の都市名には〇〇市と記入し、また、事業場番号には別添事業場名簿の番号を記入する。

4. 取扱新聞が一種類以上の場合にはおのおのについてその名称と取扱部数を記入する。

7. ○年少労働者とは満18才未満の労働者をさす。

○年令証明書

労働基準法第57条（年少者の証明書）参照

○使用許可証明書

労働基準法第56条（児童の使用許可申請）参照

女子年少者労働基準規則第1条および第2条参照

8. 労働者名簿

労働基準法第107条および

労働基準法施行規則第53条 参照

9. 賃金台帳

労働基準法第108条および

労働基準法施行規則第54条 参照

※印欄は記入しないこと。

※ 整 理 番 号		都 市 名	事 業 場 番 号
調査月日	月	日	審査員氏名

1. 販 売 店 名

2. 事業開始時期 昭和
 大正 年 月（満 年）
 明治

3. 取扱新聞、雑誌その他の名称

① ② ③ ④ ⑤

4. 取扱新聞部数 部

5. 配達戸数 戸

6. 労働基準法適用事業報告

(1) 所轄労働基準監督署に提出していない。

(2) 上記監督署に提出している。

7. 証明書の備付

区 分	年少者総数	備 付 数	備付ていない数
年令証明書	人	人	人
使用許可書			

8. 労働者名簿の備付の有無

(1) 有

(2) 無

9. 賃金台帳の備付の有無

(1) 有

(2) 無

10. 労働者

労働基準法第9条 参照

募集方法がその他の場合は、空欄にくわしく記入すること。

12. 補助者とは店主と、従業員の間にあつて、従業員の1人ではあるが、店主にかわつて直接年少者に接して、従業上の細かな注意をあたえ、また、配達部数の割あて、賃金等についても直接とりきめ、または支払等にあたっている、補助的工作をしている者をさす。通例20才以上の青年層のことが多い。

10. 労働者の募集方法

- (1) 新聞等の広告、はりがみ等によつて募集する。
- (2) 安定所に求人申込をする。
- (3) 学校に求人申込をする。
- (4) 使用生徒の友人または知人等の紹介できたものを雇う。
- (5) その他 ()

11. 労働者数 (調査時現在)

(イ) 通勤、住込別

区 分	計	15才未満	15才以上 18才未満	18才以上
計				
通 勤				
住 込				

(ロ) 朝、夕刊別

区 分	計	15才未満	15才以上 18才未満	18才以上
計				
朝 刊				
夕 刊				
朝夕刊				

12. 従業員中に、自ら年少者をつかつて業務をおこなわせている者 (補助員) の有無

(1) 無

(2) 有

氏 氏 名	職 業	年 令	学 歴 (最終卒業 (在学) 学 校 名)	住 所

14. 算定方法 あらかじめ定められている算定の方法を、くわしく、なるべくわかりやすい式で記入する。

なお、説明を必要とする事項は下の空欄に。

13. 同上(12)に該当する従業員(補助員)をおく理由

- (1) 経済的に有利である。
 (2) 指導監督するのに便利である。
 (3) その他()

14. 一ヶ月の給与総額およびその算定方法

区分	給与の種類	給与総額(A)	労働者数(B)	1人平均 給与額(C)	算定方法
補助員	月給				
	歩合給				
	日給				
	小計				
15才未満	月給				
	歩合給				
	日給				
	小計				
15才 18才未満	月給				
	歩合給				
	日給				
	小計				
18才以上	月給				
	歩合給				
	日給				
	小計				
合 計					

15. 褒賞制度のある場合は、1年間の回数、その褒賞基準、褒賞物品名等を具体的に記入する。

17. 保険が適用されていない場合はその理由をくわしく記入すること。

年月日の欄には事業場が各保険の適用をうけることになった年月日を記入すること。

18. ○ 労災保険（新聞販売業は任意適用）

労働者災害補償保険法第3条 参照

- ◎ 健康保険（強制被保険者）

常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される者は健康保険の被保険者とする。

健康保険法第13条 参照

（適用除外）

臨時に使用せられる者は除外される。

イ 二月以内の期間を定めて使用せられる者

（この期間をこえて引続き使用されるときは適用される。）

ロ 日日雇入れられる者

（ロにがいとうする者で一月を超え引続き使用されるときは適用される）

- ◎ 失業保険

（当然被保険者）

五人以上の労働者を雇用する事業主に雇用されている者は失業保険の被保険者とする。（失業保険法第6条、8条 参照） 試の雇用期間中のもの（除外される者）

上の◎印は五人以上の労働者を使用するときは法規上適用の義務がある。

○印は任意適用である。

(回教、基準、報賞物品名等)

イ、福祉施設 有（種類）
無

ロ、レクリエーションの実施 有 (内容)
無

その他 ()

○ 労災保険 有 (適 用 年 月 日より)
無 (理由)

○ 健康保険 有 (適 用 年 月 日より)
無 (理由)

○ 失業保険 有 (適 用 年 月 日より)
無 (理由)

18. 保険加入の動機（下記の動機の番号を記入する。その他については番号とその内容をかく。）

☐ 勞災保險 ()
☐ 健康保險 ()
☐ 失業保險 ()

1. 事業主が自発的に加入した。

2. 法規上適用の義務がある。

勳 機 3 役所にすゝめられた。

4. 事故がおきたので入った。

5. 労働者の希望による。

6. その他 ()

20. 業務上災害事故

昭和36年1月1日より調査月日までの18才未満のものの事故の有無あるものは別紙労災事故調査票に1人毎に記入する。

19. 健康保険、失業保険の適用状況

区 分	18才未満従業者数	18才未満適用者数	18才未満非適用者数
健康保険			
失業保険			

20. 業務上災害事故（昭和36年1月から調査時現在）（18才未満のみ）

☐ 無

☐ 有（別紙災害事故調査票により1人毎に記入する）

21. 労働基準法に関する意見

22. 18才未満の年少従業員に関する意見、希望等

※印欄は記入しないこと。

※整理番号	地域番号	事業場番号	個人番号

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査（B様式 個人附票）
労働省 青少年局

1. 氏名
2. 年齢
3. 住所
4. 在学
5. 学校名
6. 配達新聞名

性別 ○男 ○女

7. 配達部数
8. 配達戸数

○朝刊 ○夕刊 ○朝夕刊
○朝刊 ○夕刊 ○朝夕刊

○ 仕事の開始時間・終了時間等を記入して下さい。

- 朝家を出る時間 時
○ 朝販売店にくる時間 時
○ 午後販売にくる時間 時
○ 配達開始時間 時
○ 配達終了時間 時

朝 時 分
夕 時 分

☐ 配達所要時間

時間
時間
時間

分 (片道)

☐ 通勤に要する時間

10. 賃金の支払者はだれですか。

☐ 店主

☐ 店主以外のもの (補助員)

11. 先月賃金 (手取) _____ 円

12. 休日の有無

☐ 無

年 回
月 (週) 回

☐ 有

(休日のとりかた)

13. 欠勤した時の賃金差引の有無

☐ ひかれない

☐ ひかれる

差引の基準をくわしく。

金額 ()

14. (義務教育を終了しているものに) 就労以外の時間をどのようにつかっていますか。

(1) 就学している (昼間高校在学中、夜間高校在学中) (4) 何もしていない

(2) 他の事業場につとめている (5) その他

(3) 時々随時に他の仕事につく ()。

※印欄は記入しない。

※整理番号	地域番号	事業場番号	個人番号

(○様式) 災害事故調査票 労働者 少年 局

販売所名			発生日時	年月日時分	
災害原因			傷害部位		
氏名		年齢	性別		
傷害の程度			医療費の概度		
死亡	休業8日以上	休業1～7日	本人 使用者 使用者一部負担 労災保険		
	不				
	休				
事故発生状況					

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査

D様式 — 個人調査票 —

D 様式 個 人 調 査 票 記 入 手 引

この調査票は新聞配達に従事する年少者個人個人について家族構成、健康状態、労働条件、賃金のつかいみち、等をくわしく把握し、その労働の実態を明らかにすることが目的である。

(一般的注意)

1. 該当事項を○でかこみ、また個々の記載欄または()内には内容を記入すること。
2. 該当事項が2以上ある場合はその全部について○印を付すこと。
3. 調査不能の項には空白にしたり、斜線を引かず不明とはつきり記入すること。
4. 数字の欄に該当のない場合は0とし、不明の場合は、不明と書く。

※ 印欄は記入しないこと

※ 整理番号	都 市 名	事業場番号	学 校 番 号	個 人 番 号

調査月日	月	日	調査員氏名
------	---	---	-------

I 基 本 事 項

- 氏 名
- 年 令 満 才 男 女
- 配達新聞名 新聞
- 新聞販売所名
- ◇ 店主の氏名
- 新聞販売所の所在地 市 郡 区 町 番地
- あなたは誰にたかわれていますか。
 - 販売店主に雇われている。
 - 販売店主の下で働いている人（補助員）に雇われている。
その人の氏名（ ）
- いつからこの仕事を始めましたか。 昭和 年 月 日

II 家 族

- 家族の人数（自分も入れて） 人
- 働いている家族の人数（自分も入れて） 人
- 両親がいますか。

父 (1) あり (2) なし

母 (1) あり (2) なし
- 家の中心になつてゐる働き手は誰ですか

5. ☐不具者。非常に手がかかるなど一家の生活に支障をあたえるような不具者をさす。
- ☐精神障害者。一家の経済その他の生活に支障をあたえるような精神上障害のあるものをさす。
- ☐家族の中には、女中等の家事使用人はふくまない。
- ☐氏名、続柄、性別、年齢および職業は該当欄に記入し、その他は該当の欄に☐印を入れ該当のないときは斜線を入れる。

1. 住込者の場合、事業主の家族の住居と全く区別された寄宿舎に居住する者は（ ）内の該当事項に☐をつける。

またその人の職業はなんですか。

誰か（ ※ ） 職業名（ ）

※父、母、兄、自分という具合に続柄を書いて下さい。

5. 家族の健康・職業および年齢

氏 名	続柄	性別	健康	やゝ弱い	病氣中のもの 過去1ヶ月以上	不具者	精神障害者	職 業	年 令
				・					

Ⅲ 労働条件

1. 通勤ですか、住込ですか。

(1) 通勤 (2) 住込（ 、寄宿舎の別など ）

2. どんな仕事をしますか。

(1) 新聞紙とり (2) 新聞紙分け (3) おりこみ
(4) 新聞配達 (5) 集 金 (6) 読者かくちょう
(7) その他

3. 配達部数

(1) 朝 刊 部
(2) 夕 刊 部

10. 休日や休みなどの場合、自分の受持部数のために、同輩に迷惑がかからないようになっているかどうかを知るための問題である。

11. 手取賃金は賃金として手渡される。したがって保険、等を支給前に控除されている場合はそれらをふくめない。ただし住込の居住費は一応ふくめた額とする。

4. 配達方法

- (1) 徒歩 (2) 自転車 (3) 電車 (4) その他 ()

5. 受持新聞

- (1) 朝刊 (2) 夕刊 (3) 朝夕刊

6(1) 新聞販売店に集まる時刻

(1) 朝 時 分

(2) 夕 時 分

(2) 通勤に要する時間

(1) 朝 時間 分

(2) 夕 時間 分

7. 新聞配達をはじめる時刻

(1) 朝 時 分

(2) 夕 時 分

8. 新聞配達を終る時刻

(1) 朝 時 分

(2) 夕 時 分

9. 休日がありますか。

(1) わからない

(2) な い

(3) あ る (イ 週 回)

(ロ 月 回)

(ハ 年 回)

10. 休日、または自分の都合で休んだ時、受持区域はどんな方法で配達されますか。

(1) 休日の場合 ()

(2) 自分の都合で休んだ場合 ()

11. 賃金は先月いくら貰いましたか。

手取額 (円) 何日分 (日)

計算方法 () 住込居住費 (円)

12. 賃金はまとめて貰いますか。

- (1) 1ヶ月分まとめて貰う
- (2) 月2回にわけて貰う
- (3) その他 ()

13. 賃金の支払日は決っていますか。

- (1) きまっている (毎月 日)
- (2) きまっていない

14. 欠勤した時など賃金が差引かれますか。

- | | | | |
|-----------|---|-----------------|-----------------|
| 欠勤した時 | { | (1) 賃金を引かれる () | どのように、何円位引かれますか |
| | | (2) 賃金を引かれない | |
| | | (3) わからない | |
| 配達もれの時 | { | (1) 賃金を引かれる () | どのように、何円位引かれますか |
| | | (2) 賃金を引かれない | |
| | | (3) わからない | |
| 新聞を断わられた時 | { | (1) 賃金を引かれる () | " " |
| | | (2) 賃金を引かれない | |
| | | (3) わからない | |

15. 賃金は誰が支払ってくれますか。

- (1) 店主
- (2) 店主以外のもの (補助員)

16. 働くことをきめた時の話と実際とにちがいがありませんか。

- (1) な い
 - (2) あ る
- どんなことですか ()

3. 5月分の賃金についてその収入、支出を記入する。

IV 本人

1. この仕事を世話してくれた人は誰ですか。

- (1) 友だち (2) 近所の人 (3) 家族 (4) 先生
(5) 安定所 (6) 自分で販売所へ頼んだ (7) その他

2. なぜこの仕事を始めましたか

- () (1) 家のくらしを助けるため
() (2) 学校の費用を得るため (どのような費用ですか)
() (3) 貯金をするため () (4) おこずかいを得るため
() (5) 買いたいものがあるため (それは何ですか)
() (6) 健康のため () (7) その他 ()

() の中に主なものから順に 1. 2. 3. と番号をつけて下さい、

3. 賃金はどのように使っていますか。

- (1) 家には出さない。
(2) 一度家人に全部出すが、それをみんな貰う。
(3) 一部分を家人に出す。
(4) 家人に全部出し、改めて家人からおこずかいをもらう。
(おこずかい月 円)
(5) 家人に全部出し特に おこずかいをもらうことはない。(必要な時に云つてもらうだけである)
- 自分のお金の使いみち {
イ、学校の費用に使う。
ロ、おこずかいにする。
ハ、貯金する。
ニ、その他 ()

5 月分 収入支出

収入計	円
(1) 家に入れる	円
(2) 貯金	円
(3) 学費	円
(4) その他	円

4. この仕事をしていることを家の人は知っていますか。

- (1) 知っている
(2) 知らない

5. 睡眠時間および早い起床時刻を知るための設問である。

5. 寝起きする時刻

○ 起きる時刻 時 分

○ 寝る時刻 時 分

6. 学校のひける時刻

○ 早い時 時 分

○ 遅い時 時 分

7. この仕事をしていると勉強の上に困ることがありますか。

(1) な い

(2) あ る (それはどんなことですか)

8. この仕事は疲れますか。

(1) 非常に疲れる

(2) 少し疲れる

(3) 疲れない

9. この仕事をしていて怪傷をしたことがありますか。

(1) な い

(2) あ る

イ、いつですか 年 月 日 時頃

ロ、どのようにして怪傷しましたか ()

ハ、どこを怪傷しましたか ()

ニ、どの位仕事を休みましたか

① 8日以上休んだ ② 1日～7日休んだ ③ 休まずに済んだ

ホ、医者費用は誰が払いましたか

① 自分の家で払った ② 雇い主が全部払った

③ 雇い主が一部払った ④ 労災保険で払った

⑤ その他 ()

10. この仕事で困る事や、いやな事などありますか。

(1) な い

(2) あ る

それはどんな事ですか (

)

V あなたの居間・寝室および食事について (住込のものに)

1. あなたの部屋の広さは 畳ですか

2. 1部屋何人当ですか。 人、1人平均 畳当

3. あなたの居間や寝室は、ゆつくり本を読んだり、休養したりすることができますか。

イ、できる

ロ、できない ○ どうしてですか

(

4. よく眠ることができますか。

イ、できる

ロ、できない ○ どうしてですか

(

5. 食事はどうしていますか。 (1) 自炊 (2) 店がまかなってくれる

(3) 外食 (4) その他 (

)

6. 食事に満足していますか。

イ、満足している

ロ、していない ○ なぜですか

(

※印欄は記入しない。

※ 整理番号	地域番号	事業場番号	個人番号	学校番号

労働省 入 少 年 局

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査票（B様式）

担 任 教 師 所 見

I 家庭環境

1. 生活程度

(1) 普通以上 (2) 普 通 (3) やゝ貧困 (4) 貧 困

2. 生活保護法の被適用世帯か否か。

- (1) 被適用世帯である。
(2) 被適用世帯ではない。

II 本 人

1. 健康状態

(1) 壮 健 (2) 普 通 (3) やゝ弱い (4) 虚 弱

2. 出席状況

区 分	欠 席 日 数				遅 刻	早 退	出席すべき日数
	計	病 気	事 故	その他			
36年3月							
36年4月							
36年5月							
計							

3. 学 業

(1) 優 秀 (2) 普 通 (3) やゝ劣る (4) 劣 る

4. 授業時間中に就労することの有無 (1) 有 ()
 (2) 無 ()
 (3) どのような場合か

5. 新聞配達の業務が健康におよぼす影響

- (1) 全然影響がないと思われる ()
 (2) 多少影響があると思われる ()
 (3) 相当影響をおよぼしていると思われる ()
 (4) どのようなに

6. 新聞配達の業務が学業におよぼす影響

- (1) 全然影響がないと思われる ()
 (2) 多少影響があると思われる ()
 (3) 相当影響をおよぼしていると思われる ()
 (4) どのようなに

県整理番号	地域番号	事業所番号	学校番号

労働省 少年局

新聞配達に従事する年少者の労働実態調査票（F様式）

学 校 記 載 欄

I 学年別、性別、生徒別

学 生 別	計	男	女
計			
1 年			
2 年			
3 年			

II 学年別、性別、就業者数

学 年 別	計	男	女
計			
1 年			
2 年			
3 年			

（ ）内には調査対象年少者数を記入すること。

III 新聞販売店から、使用しようとする生徒について、修学に支支をないことの学校長の証明書の発給を要請されたことがあるか。
(昭和35年4月から現在まで)

III 新聞配達の業務に関する意見

1
2
3
4

V 労 働 関係の法律、制度に関する意見（特に生徒に関する問題について）

事業場調査

1-1表 地区別、規模別、取扱新聞部数別事業場数

規 模 別	項 目 別	總 数	1,500 部 未 滿	1,500 部 以 上	2,000 部 〃	2,500 部 〃	3,000 部 〃	3,500 部 〃	4,000 部 〃	不 明
仙 台	計	(100.0) 20	(25.0) 5	(5.0) 1	(5.0) 1	(10.0) 2	(10.0) 2	(5.0) 1	(40.0) 8	
	10人未満	(10.0) 2	(10.0) 2							
	10人以上	(10.0) 2	(10.0) 2							
	20人以上									
	30人以上	(80.0) 16	(63) 1	(63) 1	(63) 1	(12.5) 2	(12.5) 2	(63) 1	(49.8) 8	
東 京	計	(100.0) 55	(127) 7	(20.0) 11	(20.0) 11	(164) 9	(36) 2	(91) 5	(109) 6	(73) 4
	10人未満	(291) 16	(188) 3	(188) 3	(436) 7	(63) 1				(125) 2
	10人以上	(528) 29	(138) 4	(241) 7	(69) 2	(207) 6	(69) 2	(69) 2	(138) 4	(69) 2
	20人以上	(181) 10		(100) 1	(200) 2	(200) 2		(300) 3	(200) 2	
	30人以上									
名 古 屋	計	(100.0) 45	(51.1) 23	(44) 2	(11.1) 5	(11.1) 5	(89) 4	(67) 3	(67) 3	
	10人未満	(51.1) 23	(78.3) 18	(87) 2	(13.0) 3					
	10人以上	(40.0) 18	(27.8) 5		(11.1) 2	(22.2) 4	(22.2) 4	(11.1) 2	(56) 1	
	20人以上	(89) 4				(25.0) 1		(25.0) 1	(75.0) 2	
	30人以上									
大 阪	計	(100.0) 47	(64) 3	(64) 3	(17.0) 8	(255) 12	(149) 7	(64) 3	(234) 11	
	10人未満	(362) 17	(59) 1	(176) 3	(354) 6	(235) 4	(176) 3			
	10人以上	(554) 26	(77) 2		(77) 2	(308) 8	(154) 4	(115) 3	(269) 7	
	20人以上	(42) 2							(100.0) 2	
	30人以上	(42) 2							(100.0) 2	
福 岡	計	(100.0) 33	(30.3) 10	(91) 3	(15.2) 5		(18.2) 6	(30) 1	(24.2) 8	
	10人未満	(60) 2	(100) 2							
	10人以上	(334) 11	(27.3) 3		(363) 4		(27.3) 3		(91) 1	
	20人以上	(303) 10	(200) 2	(300) 3	(100) 1		(100) 1		(300) 3	
	30人以上	(303) 10	(300) 3				(200) 2	(100) 1	(400) 4	

1-2表 地区別、規模別 配達戸数別事業場数

地区別	項目	總 数	1,500 戸未 満	1,500 戸以 上	2,000 戸 〃	2,500 戸 〃	3,000 戸 〃	3,500 戸 〃	4,000 戸 〃	不 明
仙 台	計	(100.0) 20	(25.0) 5	(10.0) 2	(5.0) 1	(15.0) 3	(10.0) 2	(15.0) 3	(20.0) 4	
	10人未満	2	(100.0) 2							
	10人以上	2	(100.0) 2							
	20人以上									
	30人以上	16	(6.3) 1	(12.5) 2	(6.3) 1	(18.8) 3	(12.5) 2	(18.8) 3	(24.8) 4	
東 京	計	(100.0) 55	(16.4) 9	(21.8) 12	(18.2) 10	(10.9) 6	(9.1) 5	(3.6) 2	(9.1) 5	(10.9) 6
	10人未満	16	(25.0) 4	(18.8) 3	(31.1) 5	(6.3) 1			(6.3) 1	(12.5) 2
	10人以上	29	(17.2) 5	(24.2) 7	(10.3) 3	(13.8) 4	(13.8) 4		(6.9) 2	(13.8) 4
	20人以上	10		(20.0) 2	(20.0) 2	(10.0) 1	(10.0) 1	(20.0) 2	(20.0) 2	
	30人以上									
名 古 屋	計	(100.0) 45	(60.1) 27	(15.5) 7	(13.3) 6	(4.4) 2	(2.2) 1	(2.2) 1	(2.2) 1	
	10人未満	23	(91.3) 21	(8.7) 2						
	10人以上	18	(33.3) 6	(27.8) 5	(22.2) 4	(11.1) 2			(5.6) 1	
	20人以上	4			(50.0) 2		(25.0) 1	(25.0) 1		
	30人以上									
大 阪	計	(100.0) 47	(14.9) 7	(14.9) 7	(21.3) 10	(25.5) 11	(12.8) 6	(4.3) 2	(8.5) 4	
	10人未満	17	(29.4) 5	(29.4) 5	(23.5) 4	(11.8) 2	(5.9) 1			
	10人以上	26	(7.7) 2	(7.7) 2	(23.1) 6	(34.6) 9	(15.4) 4	(7.7) 2	(3.8) 1	
	20人以上	2					(50.0) 1		(50.0) 1	
	30人以上	2							(100.0) 2	
福 岡	計	(100.0) 33	(33.3) 11	(15.2) 5	(9.1) 3	(9.1) 3	(12.1) 4	(9.1) 3	(12.1) 4	
	10人未満	2	(100.0) 2							
	10人以上	11	(27.3) 3	(27.3) 3	(18.1) 2	(9.1) 1		(9.1) 1	(9.1) 1	
	20人以上	10	(30.0) 3	(20.0) 2	(10.0) 1	(20.0) 2	(10.0) 1		(10.0) 1	
	30人以上	10	(30.0) 3				(30.0) 3	(20.0) 2	(20.0) 2	

1-3表 地区別、規模別、労働基準法適用事業報告提出の有無別事業場数

地区別 規模別 項目	総 数	有	無	不 明
仙 台 計	(10 00) 20	(15.0)	(75.0)	(10.0)
東 京 計	(100.0) 55	(43.6)	(47.3)	(9.1)
名古屋 計	(10 00) 45	(24.4)	(48.9)	(26.7)
大 阪 計	(10 00) 47	(34.0)	(63.9)	(2.1)
福 岡 計	(10 00) 33	(39.4)	(60.6)	

1-4表 地区別、規模別、児童の使用許可をうけている事業場数

地区別 規模別 項目	総 数	全員について 許可をうけ ている	一部の児童 について許 可をうけて いる	全然許可を うけていな い	不 明	15才以 下いない
仙 台 計	(10 00) 20	(5.0)	(45.0)	(35.0)	(15.0)	
東 京 計	(10 00) 55	(10.9)	(3.6)	(69.1)	(3.6)	(127)
名古屋 計	(10 00) 45	(26.7)	(37.7)	(28.9)	(6.7)	
大 阪 計	(10 00) 47	(2.1)	(2.1)	(87.3)	(10.6)	
福 岡 計	(10 00) 33	(12.1)	(18.2)	(60.6)	(9.1)	

1-5表 地区別、使用許可をうけている児童数

地区別 項目	総 数 (児 童 数)	使用許可が得て ある	使用許可が得て ない	不 明
仙 台	(10 00) 671	(28.6) 192	(66.8) 448	(4.6) 31
東 京	(10 00) 259	(21.2) 55	(64.5) 167	(14.3) 37
名 古 屋	(10 00) 354	(62.4) 221	(37.3) 132	(0.3) 1
大 阪	(10 00) 238	(3.4) 8	(96.6) 230	
福 岡	(10 00) 652	(21.0) 137	(75.6) 480	(5.4) 35

1-6表 地区別、規模別、労働者名簿の有無別事業場数

地区別 \ 規模別 \ 項目	総 数	有	無	不 明
仙 台 計	(100.0) 20	(75.0)	(25.0)	
東 京 計	(100.0) 55	(67.3)	(29.1)	(3.6)
名古屋 計	(100.0) 45	(68.9)	(31.1)	
大 阪 計	(100.0) 47	(61.7)	(36.2)	(2.1)
福 岡 計	(100.0) 33	(75.8)	(24.2)	

1-7表 地区別、規模別、賃金台帳の有無別事業場数

地区別 \ 規模別 \ 項目	総 数	有	無	不 明
仙 台 計	(100.0) 20	(75.0)	(25.0)	
東 京 計	(100.0) 55	(76.4)	(20.0)	(3.6)
名古屋 計	(100.0) 45	(75.6)	(24.4)	
大 阪 計	(100.0) 47	(68.1)	(29.8)	(2.1)
福 岡 計	(100.0) 33	(81.8)	(18.2)	

1-8表 地区別、規模別、年齢階級別、労働者数

項 目 規 模 別		総 数 (労働者数)	15才未満	15才~18才 未 満	18才以上
仙 台	計	(100.0) 812	(71.8) 583	(20.3) 165	(7.9) 64
	10人未満	6	5	1	
	10人以上	(3.13) 25	23	2	
	20人以上				
	30人以上	(9.61) 781	(71.0) 555	(20.7) 162	(8.2) 64
東 京	計	(100.0) 735	(43.9) 323	(9.3) 68	(46.8) 344
	10人未満	(1.52) 112	37	9	66
	10人以上	(53.8) 395	172	32	191
	20人以上	(31.0) 228	114	27	87
	30人以上				
名 古 屋	計	(100.0) 469	(69.7) 327	(12.8) 60	(17.5) 82
	10人未満	(2.49) 117	84	13	20
	10人以上	(53.9) 253	187	30	36
	20人以上	(21.2) 99	56	17	26
	30人以上				
大 阪	計	(100.0) 579	(41.1) 238	(9.3) 54	(49.6) 287
	10人未満	(21.9) 127	43	13	71
	10人以上	(58.1) 336	140	34	153
	20人以上	(8.8) 51	18	1	32
	30人以上	(11.2) 65	28	6	31
福 岡	計	(100.0) 816	(79.9) 652	(14.8) 121	(5.3) 43
	10人未満	(1.7) 14	11		3
	10人以上	(21.1) 172	123	45	4
	20人以上	(29.4) 240	202	25	13
	30人以上	(47.8) 390	316	51	23

1-9表 地区別、年齢階級別、通勤、住込別、労働者数

地区別	項 目 標 別	總 數 (労働者数)	計 少 者					通 年
			年 小 計	15才 未 満	15才~ 18才 未 満	18才 以 上	計	
仙 台	計	(100.0) 812	(92.1) 748	(71.8) 583	(20.3) 165	(7.9) 64	(99.1) 805	(92.0) 747
	10人未満	6	6	5	1		5	5
	10人以上	25	25	23	2		25	25
	20人以上							
	30人以上	781	717	555	162	64	775	717
東 京	計	(100.0) 735	(53.2) 391	(44.0) 323	(9.2) 68	(46.8) 344	(59.5) 437	(51.4) 378
	10人未満	112	46	37	9	66	52	41
	10人以上	395	204	172	32	191	228	198
	20人以上	228	141	114	27	87	157	139
	30人以上							
名 古 屋	計	(100.0) 469	(82.5) 387	(69.7) 327	(12.8) 60	(17.5) 82	(93.8) 440	(81.0) 380
	10人未満	117	97	84	13	20	109	95
	10人以上	253	217	187	30	36	244	215
	20人以上	99	73	56	17	26	87	70
	30人以上							
大 阪	計	(100.0) 579	(50.4) 292	(41.1) 238	(9.3) 54	(49.6) 287	(77.7) 450	(46.8) 271
	10人未満	127	56	43	13	71	78	52
	10人以上	336	183	149	34	153	290	179
	20人以上	51	19	18	1	32	25	6
	30人以上	65	34	28	6	31	57	34
福 岡	計	(100.0) 816	(94.7) 773	(79.9) 652	(14.8) 121	(5.3) 43	(99.6) 812	(94.7) 772
	10人未満	14	11	11		3	14	11
	10人以上	172	168	123	45	4	172	168
	20人以上	240	227	202	25	13	240	227
	30人以上	390	367	316	51	23	386	366

勤				住			
少	者	18才	計	年	少	者	込
15才	15才~	18才		小	15才	15才~	18才
未	未	以		計	未	未	以
満	満	上			満	満	上
(71.8)	(202)	(71)	(0.9)	(0.1)		(0.1)	(0.8)
583	164	58	7	1		1	6
5		1	1	1		1	
23	2						
555	162	58	6				6
(43.4)	(80)	(80)	(40.5)	(1.8)	(0.5)	(1.3)	(38.7)
319	59	59	298	13	4	9	285
36	5	11	60	5	1	4	55
169	29	30	167	6	3	3	161
114	25	18	71	2		2	69
(69.7)	(11.3)	(128)	(62)	(1.5)		(1.5)	(4.7)
327	53	60	29	7		7	22
84	11	14	8	2		2	6
187	28	29	9	2		2	7
56	14	17	12	3		3	9
(38.5)	(8.3)	(30.9)	(22.3)	(3.6)	(2.6)	(1.0)	(18.7)
223	48	179	129	21	15	6	108
41	11	26	49	4	2	2	45
149	30	111	46	4		4	42
5	1	19	26	13	13		13
28	6	23	8				8
(80.0)	(14.7)	(4.9)	(0.4)	(0.1)		(0.1)	(0.3)
652	120	40	4	1		1	3
11		3	4				
123	45	4					
202	25	13					
316	50	20		1		1	3

1-10表 地区別 年齢階級別、朝夕刊別、労働者数

地区別	項目別	総数 (労働者数)	計			18才 以上	朝 夕 刊			
			小 計	15才 未 満	15才 ~18 才未満		計	年 少 者		
								小 計	15才 未 満	15才 ~18 才未満
仙 台	計	(100.0) 812	(92.1) 748	(71.8) 583	(20.3) 165	(7.9) 64	(64.3) 522	(58.3) 522	(39.0) 317	(19.3) 157
	10人未満	6	6	5	1		3	3	3	
	10人以上	25	25	23	2		6	6	5	1
	20人以上									
	30人以上	781	717	555	162	64	513	513	309	156
東 京	計	(100.0) 735	(53.2) 391	(43.9) 323	(9.3) 68	(46.8) 344	(22.4) 165	(18.6) 137	(14.3) 106	(4.3) 31
	10人未満	112	46	37	9	66	15	11	7	4
	10人以上	395	204	172	32	191	76	66	57	9
	20人以上	228	141	114	27	87	74	60	42	18
	30人以上									
名 古 屋	計	(100.0) 469	(82.5) 387	(69.7) 327	(12.8) 60	(17.5) 82	(6.6) 31	(5.8) 27	(4.5) 21	(1.3) 6
	10人未満	117	97	84	13	20	7	6	6	
	10人以上	253	217	187	30	36	19	16	13	3
	20人以上	99	73	56	17	26	5	5	2	3
	30人以上									
大 阪	計	(100.0) 579	(50.4) 292	(41.1) 238	(9.3) 54	(49.6) 287	(5.5) 32	(3.8) 22	(2.6) 15	(1.2) 7
	10人未満	127	56	43	13	71	9	5	4	1
	10人以上	336	183	149	34	153	18	12	7	5
	20人以上	51	19	18	1	32	5	5	4	1
	30人以上	65	34	28	6	31				
福 岡	計	(100.0) 816	(74.7) 773	(79.9) 652	(14.8) 121	(5.3) 43	(23.3) 190	(21.2) 173	(14.9) 123	(6.3) 52
	10人未満	14	11	11		3	2	2	2	
	10人以上	172	168	123	45	4	26	25	18	7
	20人以上	240	227	202	25	13	49	45	30	15
	30人以上	390	367	316	51	23	113	103	73	30

夕刊					朝刊					
18才 以上	計	年 小計	少 15才 未満	者 15才 ~18 才未満	18才 以上	計	年 小計	少 15才 未満	者 15才 ~18 才未満	18才 以上
(6.0) 48	(32.0) 260	(30.2) 245	(29.3) 238	(0.9) 7	(1.8) 15	(3.7) 30	(3.6) 29	(3.5) 28	(0.1) 1	(0.1) 1
						3	3	2	1	
	6	6	5	1		13	13	13		
48	254	239	233	6	15	14	13	13		1
(3.8) 28	(22.9) 168	(22.8) 167	(20.2) 148	(2.6) 19	(0.1) 1	(54.7) 402	(11.8) 87	(9.4) 69	(2.4) 18	(42.9) 315
4	16	16	11	5		81	19	19		62
10	93	92	84	8	1	226	46	31	15	180
14	59	59	53	6		95	22	19	3	73
(0.9) 4	(10.0) 47	(8.5) 40	(7.4) 35	(1.1) 5	(1.5) 7	(83.4) 391	(18.2) 320	(57.8) 271	(10.4) 49	(15.1) 71
1	14	14	10	4		94	77	58	9	19
3	25	18	17	1	7	209	183	157	26	26
	8	8	8			86	60	46	14	26
(1.7) 10	(6.2) 36	(5.4) 31	(4.9) 28	(0.5) 3	(0.9) 5	(88.3) 511	(41.2) 239	(33.6) 195	(7.6) 44	(47.0) 272
4	6	5	5		1	112	46	34	12	66
6	22	18	15	3	4	296	153	127	26	143
	8	8	8			38	6	6		32
						65	34	28	6	31
(1.8) 15	(39.2) 320	(38.2) 310	(35.7) 290	(2.5) 20	(1.2) 10	(37.5) 306	(35.3) 288	(29.3) 239	(6.0) 49	(23) 18
	1	1	1			11	8	8		3
1	85	84	71	13	1	61	59	34	25	2
4	104	98	97	1	6	87	84	75	9	3
10	130	127	121	6	3	147	137	122	15	10

1-11表 地区別、規模別、補助員の使用有無・使用人数別事業場数

地区別 規模別		項 目	総 数		有
仙 台	計		(100.0)	20	(65.0)
	10人未満			2	(50.0)
	10人以上			2	
	20人以上				
	30人以上			16	(75.0)
東 京	計		(1000)	55	(23.6)
	10人未満			16	(63)
	10人以上			29	(345)
	20人以上			10	(200)
	30人以上				
名 古 屋	計		(1000)	45	(8.9)
	10人未満			23	
	10人以上			18	(16.7)
	20人以上			4	(25.0)
	30人以上				
大 阪	計		(1000)	47	(6.4)
	10人未満			17	(5.9)
	10人以上			26	(3.8)
	20人以上			2	(500)
	30人以上			2	
福 岡	計		(1000)	33	(3.0)
	10人未満			2	
	10人以上			11	
	20人以上			10	(100)
	30人以上			10	

無	5 人 未 満	5人~10 人 未 満	不 明
(35.0) (50.0) (10 00)	(76.9) (100.0)	(23.1)	
(25.0)	(75.0)	(25.0)	
(76.4) (93.7) (65.5) (80.0)	(84.6) (10 00) (90.0) (50.0)	(7.7) (10.0)	(7.7) (50.0)
(91.1) (100.0) (83.3) (75.0)	(10 00) (100.0) (10.0)		
(93.6) (94.1) (96.2) (50.0) (10 00)	(66.7) (10 00) (100.0)	(33.3) (10 00)	
(97.0) (10 00) (10 00) (90.0) (10 00)			(10 00) (100.0)

1-12表 地区別、賃金支払形態別、事業場数

地区別	項目 規模別	總 数	補助員					15才未満			
			月 給	歩 合 給	阿 万	日 給	小 計	月 給	歩 合 給	阿 万	日 給
仙 台	計	(100.0) 20	(50.0)	(5.0)	(10.0)		(65.0)	(85.0)	(5.0)		
	10人未満	2	(50.0)				(50.0)	(50.0)			
	10人以上	2						(50.0)	(55.0)		
	20人以上										
	30人以上	16	(56.2)	(6.3)	(12.5)		(75.0)	(93.8)			
東 京	計	(100.0) 55	(16.4)	(1.8)	(28.6)		(10.0)	(36.3)	(20.0)	(9.1)	(7.3)
	10人未満	16	(6.3)				(10.0)	(37.5)	(12.5)	(12.5)	
	10人以上	29	(24.1)		(13.8)		(37.9)	(37.9)	(24.1)		(13.8)
	20人以上	10	(10.0)	(10.0)			(20.0)	(30.0)	(20.0)	(30.0)	
	30人以上										
名 古 屋	計	(100.0) 45	(6.7)		(2.2)		(8.9)	(71.1)	(6.7)	(15.6)	(2.2)
	10人未満	23						(65.5)	(4.3)	(7.4)	(4.3)
	10人以上	18	(11.1)		(5.6)		(16.7)	(72.2)	(11.1)	(16.7)	
	20人以上	4	(25.0)				(25.0)	(100.0)			
	30人以上										
大 阪	計	(100.0) 47	(2.1)		(4.3)		(6.4)	(6.4)	(68.1)	(14.9)	
	10人未満	17			(5.9)		(5.9)		(35.3)	(41.2)	
	10人以上	26	(3.8)				(3.8)	(11.5)	(84.7)		
	20人以上	2			(50.0)		(50.0)		(100.0)		
	30人以上	2						(100.0)			
福 岡	計	(100.0) 33		(3.0)			(3.0)		(87.8)	(6.1)	
	10人未満	2							(100.0)		
	10人以上	11							(81.8)		
	20人以上	10		(10.0)			(10.0)		(90.0)	(10.0)	
	30人以上	10							(90.0)	(10.0)	

小 計	1 5 才 ~ 1 8 才 未 満					1 8 才 以 上				小 計
	月 給	歩 合 給	両 方	日 給	小 計	月 給	歩 合 給	両 方	日 給	
(90.0)	(80.0)	(5.0)			(85.0)	(40.0)		(5.0)		(45.0)
(50.0)	(50.0)				(50.0)					
(100.0)		(50.0)			(50.0)					
(93.8)	(93.8)				(93.8)	(50.0)		(6.3)		(56.3)
(72.7)	(27.3)	(14.5)	(5.5)	(3.0)	(50.9)	(34.5)	(20.0)	(25.0)		(80.0)
(62.5)	(43.8)				(43.8)	(31.2)	(25.0)	(18.8)		(75.0)
(75.9)	(20.7)	(20.7)	(6.9)	(6.9)	(55.2)	(41.5)	(17.2)	(24.1)		(82.8)
(80.0)	(20.0)	(20.0)	(10.0)		(50.0)	(20.0)	(20.0)	(40.0)		(80.0)
(95.6)	(42.5)	(4.4)	(4.4)		(51.1)	(40.0)	(4.4)	(4.4)		(57.8)
(91.3)	(17.5)	(4.3)	(4.3)		(26.1)	(43.5)				(43.5)
(100.0)	(61.0)	(5.6)	(5.6)		(72.2)	(44.5)	(11.1)	(11.1)		(66.7)
(100.0)	(100.0)				(100.0)	(100.0)				(100.0)
(89.4)	(4.3)	(34.0)	(6.4)		(44.7)	(17.3)	(19.1)	(55.3)		(91.5)
(76.5)		(17.6)	(17.6)		(35.2)	(11.7)	(5.9)	(76.5)		(94.1)
(96.2)	(7.7)	(42.3)			(50.0)	(15.4)	(26.9)	(50.0)		(92.3)
(100.0)		(50.0)			(50.0)	(50.0)				(50.0)
(100.0)		(50.0)			(50.0)	(50.0)	(50.0)			(100.0)
(93.9)		(66.7)	(9.1)		(75.8)	(12.2)	(21.2)	(5.0)		(36.4)
(100.0)							(50.0)			(50.0)
(81.8)		(54.5)	(9.1)		(63.6)	(9.1)	(27.3)			(36.4)
(100.0)		(70.0)	(10.0)		(80.0)	(10.0)	(20.0)	(10.0)		(40.0)
(100.0)		(90.0)	(10.0)		(100.0)	(20.0)	(10.0)			(30.0)

1-13表 地区別、規模別、1ヵ月1人平均給与額別、事業場数

項 目 地区別 規模別		總 數	補 助					
			小 計	10,000 円未 満	10,000 円以 上	15,000 円 ◇	20,000 円 ◇	25,000 円 ◇
仙 台	計	20	(100) 13	(154) 2	(236) 3	(384) 5	(97) 1	
	10人未満	2	1		1			
	10人以上	2						
	20人以上							
	30人以上	4	12	2	2	5	1	
東 京	計	55	(100) 14	(142) 2	(286) 4	(286)	(286) 4	
	10人未満	16	1				1	
	10人以上	29	11	2	4	4	3	
	20人以上	10	2		4			
	30人以上							
名 古 屋	計	45	(100) 4		(250) 1	(500) 2		(250) 1
	10人未満	23						
	10人以上	18	3			2		1
	20人以上	4	1		1			
	30人以上							
大 阪	計	47	(100) 3		(333) 1	(333) 1	(333) 1	
	10人未満	17	1		1			
	10人以上	26	1			1		
	20人以上	2	1				1	
	30人以上	2						
福 岡	計	33	(100) 1				(100) 1	
	10人未満	2						
	10人以上	11						
	20人以上	10	1				1	
	30人以上	10						

員		才				
30,000 円 〃	不 明	小 計	1,000 円 未 満	1,000 円 以 上	1,500 円 〃	20,000 円 〃
(7.7) 1	(7.7) 1	(100) 18 1 2	(50.0) 9 1 2	(49.4) 8	(0.6) 1	
1	1	15	6	8	1	
		(100) 40 10 22 8	(2.5) 1 1	(2.5) 1 1	(20.0) 8 6 2	(30.0) 12 2 6 4
		(100) 43 21 18 4		(9.3) 4 3 1	(4.6) 2 1 1	(30.2) 13 5 8
		(100) 42 13 25 2 2		(2.4) 1 1	(2.4) 1 1	(4.8) 2 1 1
		(100) 31 2 9 10 10	(29.0) 9 2 4 3	(38.8) 12 1 3 5 4	(22.6) 7 2 1 4	(6.4) 2 1 1

1-13 その1

地区別	規模別	項 目	1 5 才 未 満				
			25,000 円 以上	3,000 円 〃	35,000 円 〃	4,000 円 〃	不 明
仙 台	計						
	10人未満						
	10人以上						
	20人以上						
	30人以上						
東 京	計	(15.0) 6	(10.0) 4	(7.5) 3	(12.5) 5		
	10人未満	2	2	1	2		
	10人以上	2	2	2	3		
	20人以上	2					
	30人以上						
名 古 屋	計	(20.2) 13	(35.9) 6	(47) 2	(7.0) 3		
	10人未満	8	3		1		
	10人以上	4	2	1	1		
	20人以上	1	1	1	1		
	30人以上						
大 阪	計	(11.9) 5	(30.9) 13	(19.0) 8	(28.6) 12		
	10人未満	1	7	2	2		
	10人以上	4	5	5	8		
	20人以上				2		
	30人以上		1	1			
福 岡	計		(3.2) 1				
	10人未満						
	10人以上						
	20人以上						
	30人以上		1				

小 計	1 1,000 円 未 満	5 1,000 円 以 上	1 1,500 円 〃	8 2,000 円 〃	未 2,500 円 〃	満 3,000 円 〃	3,500 円 〃
(100) 17	(118) 2	(64.6) 11	(5.9) 1				(5.9) 1
1							
1		1					
15	2	10	1				1
(100) 28		(3.6) 1	(14.5) 4	(14.5) 4	(14.5) 4	(7.2) 2	
7				2	1	2	
16		1	3	2	2		
5			1		1		
(100) 23		(4.3) 1		(4.3) 1	(54.8) 8	(30.6) 7	(8.7) 2
6		1		1	1	3	
13					6	4	1
4					1		1
(100) 21				(14.3) 3	(4.8) 1	(14.3) 3	
6				1		1	
13				1	1	2	
1				1			
1							
(100) 25		(40.0) 10	(12.0) 3	(28.0) 7	(8.0) 2	(4.0) 1	(4.0) 1
7		2	1	2			1
8		3		4	1		
10		5	2	1	1	1	

1-13 その2

項 規 模 別		15才～18才未満			小 計
		4,000 円 以上	5,000 円 〃	10,000 円 〃	
仙 台	計		(11.8) 2		(10.0) 9
	10人未満		1		
	10人以上				
	20人以上				
	30人以上		1		2
東 京	計	(17.8) 5	(17.8) 5	(10.7) 3	(10.0) 44
	10人未満		2		12
	10人以上	4	3	1	24
	20人以上	1		2	8
	30人以上				
名 古 屋	計	(13.0) 3	(4.4) 1		(10.0) 26
	10人未満				10
	10人以上	2			12
	20人以上	1	1		4
	30人以上				
大 阪	計	(38.0) 8	(28.6) 6		(10.0) 43
	10人未満	3	1		16
	10人以上	4	5		24
	20人以上				1
	30人以上	1			2
福 岡	計		(40) 1		(36.4) 12
	10人未満				1
	10人以上				4
	20人以上				4
	30人以上				3

1 8 才 以 上							不 明
5,000 円 未 満	5,000 円 以 上	10,000 円 〃	15,000 円 〃	20,000 円 〃	25,000 円 〃	30,000 円 〃	
(55.5) 5	(11.1) 1	(11.1) 1	(11.1) 1	(11.1) 1			
5 (68) 3	1 (9.1) 4	1 (43.2) 19	1 (25.0) 11	1 (9.1) 4	1 (4.5) 2	1 (2.3) 1	
2	4	6 8	2 7	1 3	1 1	1	
1		5	2				
(15.4) 4	(15.4) 4	(38.5) 10	(23.0) 6	(7.7) 2			
3	2	2	3				
1	1	7	1	2			
	1	1	2				
(4.7) 2	(11.6) 5	(44.2) 19	(20.9) 9	(9.3) 4		(7.0) 3	(2.3) 1
2	2	8	2	2		3	
	3	9	7	2			
		1					1
		1					
(91.5) 11	(8.5) 1						
1							
4							
4							
2	1						

1-14表 地区別、賃借制度の有無別、事業場数

項目 地区別		総数	な	い	あ	る	不	明
仙 台	計	(100.0) 20	(30.0)		(70.0)			
東 京	計	(100.0) 55	(36.4)		(56.4)		(7.2)	
名古屋	計	(100.0) 45	(68.9)		(28.9)		(2.2)	
大 阪	計	(100.0) 47	(66.0)		(29.8)		(4.2)	
福 岡	計	(100.0) 33	(36.4)		(63.6)			

1-15表 地区別、保険の種類別、加入の有無別、事業場数

地区別	総 数	労 災 保 険			健 康 保 険			失 業 保 険		
		有	無	不 明	有	無	不 明	有	無	不 明
仙 台	(100.0) 20	(60.0) 12	(40.0) 8		(50.0) 10	(50.0) 10		(35.0) 7	(65.0) 13	
東 京	(100.0) 55	(70.9) 39	(23.6) 13	(5.5) 3	(43.6) 24	(49.1) 27	(7.3) 4		(90.9) 50	(9.1) 5
名古屋	(100.0) 45	(68.9) 31	(31.1) 14		(2.2) 1	(97.8) 44			(100.0) 45	
大 阪	(100.0) 47	(63.8) 30	(36.2) 17		(48.9) 23	(48.9) 23	(2.2) 1	(12.8) 6	(85.1) 40	(2.1) 1
福 岡	(100.0) 33	(69.7) 23	(30.3) 10		(18.2) 6	(81.8) 27		(18.2) 6	(81.8) 27	

第16表 (16イ)福祉施設の有無別事業場数

項 目		総 数	有	無	不 明
地区別					
仙 台	計	(100.0) 20	(40.0)	(60.0)	
東 京	計	(100.0) 55	(34.5)	(56.4)	(9.1)
名古屋	計	(100.0) 45	(48.9)	(51.1)	
大 阪	計	(100.0) 47	(17.0)	(70.2)	(12.8)
福 岡	計	(100.0) 33	(63.6)	(36.4)	

第17表

地区別、規模別、レクリエーションの実施の有無別、事業場数

項目 地区別 規模別		総 数	有	無	不 明
仙 台	計	(100.0) 20	(25.0)	(75.0)	
	10人未満	2		(10.0)	
	10人以上	2	(50.0)		
	20人以上			(75.0)	
	30人以上	16	(25.0)		
東 京	計	(100.0) 55	(60.0)	(38.2)	
	10人未満	16	(50.0)	(50.0)	(1.8)
	10人以上	29	(65.6)	(31.0)	(3.4)
	20人以上	10	(60.0)	(40.0)	
	30人以上				
名 古 屋	計	(100.0) 45	(84.5)	(11.1)	(4.4)
	10人未満	23	(78.3)	(17.4)	(4.3)
	10人以上	18	(88.8)	(5.6)	(5.6)
	20人以上	4	(10.0)		
	30人以上				
大 阪	計	(100.0) 47	(66.0)	(34.0)	
	10人未満	17	(58.8)	(41.2)	
	10人以上	26	(69.2)	(30.8)	
	20人以上	2	(50.0)	(50.0)	
	30人以上	2	(10.0)		
福 岡	計	(100.0) 33	(81.8)	(15.2)	(3.0)
	10人未満	2	(50.0)	(50.0)	
	10人以上	11	(90.9)		(9.1)
	20人以上	10	(100.0)		
	30人以上	10	(60.0)	(40.0)	

第 18 表

地区別実施レクリエーション別、事業場数

地区別 項目別		仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
東 施 レ ク リ エ ー シ ョ ン	計	5	33	38	31	27
	海 水 浴	1	13	36	15	10
	旅 行	2	22	5	9	1
	ハイキング		6	11	10	8
	映 画		2	7	4	7
	慰 安 会		6	4	2	5
	卒業生を送る会			11		1
	運 場 会				1	6
	野 球 見 物			5	1	1
	登 山	1			1	4
	野 球 大 会		1			3
	釣	1		2		
	サイクリング	1				1
	工 場 見 学	1		1		
	少年従業員大会			2		
	観 劇				2	
	サーカス見物			1		
	ス ケ ー ト					1
	卓 球 大 会					1
	神 社 参 拝				1	
	不 明				1	1

項 目 地区別	調査事業場数	労働災害保険				健康保険				失業保険					
		加入事業場	事業場に 業主が 加入	法務 規上が 適用あ る	役所 にすゝ めらた	事故が おきた のた	労働者の 希望に る	その他	不明	加入事業場	事業場に 業主が 加入	法務 規上が 適用あ る	役所 にすゝ めらた	事故が おきた のた	労働者の 希望に る
仙 台	20	(100.0) 12	100%							100.0 18	100.0 87.5	12.5 1			46.2 3
東 京	55	(100.0) 40	62.5	22.5	10.0					100.0 24	100.0 41.7	(24.2) 7			
名古屋	45	(100.0) 32	62.5	21.2	5.1					100.0 2					
大 阪	47	(100.0) 44	54.6	9.9	9.0					100.0 33	(87.0) 20	(4.4) 1		7.6 1	
福 岡	33	(100.0) 25	44.0		28.0	8.0	20.0			100.0 66	100.0 83.3		16.7 1		

第20表

地区別、災害事故の有無別、事業場数

地区別	規模別	項目	総数	有	無	不明
仙 台	計		(10.00) 20	(10.0) 2	(85.0) 17	(5.0) 1
	10人未満		2	2		
	10人以上		2		1	1
	20人以上					
	30人以上		16		16	
東 京	計		(100.0) 55		(89.1) 49	(10.9) 6
	10人未満		16		11	5
	10人以上		29		29	
	20人以上		10		9	1
	30人以上		(10.00)			
名 古 屋	計		(10.00) 45		(100.0) 45	
	10人未満		23		23	
	10人以上		18		18	
	20人以上		4		4	
	30人以上					
大 阪	計		(10.00) 47	(4.3) 2	(95.7) 45	
	10人未満		17		17	
	10人以上		26	2	24	
	20人以上		2		2	
	30人以上		2		2	
福 岡	計		(10.00) 33	(39.4) 13	(60.6) 20	
	10人未満		2		2	
	10人以上		11	10	1	
	20人以上		10	2	8	
	30人以上		10	1	9	

個 人 調 査

事業場調査附表

2-1表 地区別、男女別、年齢別年少配達員数

地区別	項目	事業場数	総数	男						
				計	9才	10才	11才	12才	13才	14才
仙 台	20	(100.0)% 678	(99.9)%	(0.7)	(5.9)	(12.2)	(19.6)	(26.9)	(20.1)	(6.8)
東 京	55	(100.0)% 335	(100.0)%	(0.3)	(0.9)	(1.0)	(16.7)	(34.2)	(24.8)	(9.0)
名古屋	45	(100.0)% 387	(99.0)%	(0.3)	(1.0)	(3.4)	(17.2)	(34.9)	(26.1)	(9.6)
大 阪	47	(100.0)% 292	(99.3)%	0	(0.7)	(2.4)	(10.3)	(29.0)	(34.6)	(13.4)
福 岡	33	(100.0)% 758	(96.7)%	(0.3)%	(2.4)	(5.3)	(19.4)	(28.2)	(23.6)	(11.2)

事業場調査附表

2-2表 地区別、男女別、学年別、年少配達員数(在学者のみ)

地区別	項目	総(在学者)数	計	男							
				小 学				中 学			
				3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年
仙 台	(100.0) 667	(99.9) 666	(0.1) 1	(1.5) 10	(9.1) 61	(15.1) 101	(21.0) 140	(33.6) 223	(11.7) 78	(2.4) 16	
東 京	(100.0) 332	(100.0) 332	0	(0.3) 1	(2.4) 8	(11.1) 37	(37.7) 84	(25.3) 125	(16.0) 53	(3.6) 12	
名古屋	(100.0) 384	(99.0) 380	0	0	(2.1) 8	(3.1) 31	(27.1) 104	(33.1) 127	(22.1) 85	(1.8) 7	
大 阪	(100.0) 286	(99.3) 284	0	0	(1.0) 3	(7.3) 21	(18.9) 54	(36.9) 105	(27.6) 79	(3.8) 11	
福 岡	(100.0) 755	(96.7) 730	(0.1) 1	(0.5) 4	(4.6) 35	(10.2) 77	(28.6) 216	(29.4) 221	(16.9) 127	(3.0) 23	

女												
16才	17才	18才以上	計	10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才以上
(2.8)	(3.1)	(2.8)	(0.1)								(0.1)	
(4.8)	(2.7)	(0.6)										
(1.6)	(4.9)		(1.0)		(0.4)	(0.5)	(0.5)					
(5.5)	(3.1)	(0.3)	(0.7)					(0.3)			(0.3)	
(2.9)	(3.0)	(0.4)	(3.3)	(0.1)	(0.3)	(1.2)	(0.5)	(0.7)	(0.4)	(0.1)		

高校		その他	女								
2年	3年		小学			中学			高校		
			計	5	6	1	2	3	1	2	3
(3.3)	(2.1)	(0.3)	(0.1)							(0.1)	
22	14		1							1	
(2.7)	(0.6)		—								
9	2		—								
(2.9)	(1.8)		(1.0)		(0.5)	(0.5)					
11	7		4		2	2					
(2.4)	(1.4)		(0.7)					(0.3)			(0.3)
7	4		2					1			1
(2.1)	(1.3)		(3.3)	(0.3)	(1.2)	(0.5)	(0.5)	(0.7)	(0.1)		
16	10		25	2	9	4	4	5	1		

()内は%

事業場調査附表

2-3表 地区別、休日の有無別、年少配達員数

		總 數	無	有												
				計	年						月				週	不 明
					1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	1 回	2 回	3 回	4 回		
仙 台	(100.0) 678	(16.4) 111	562	(0.1) 1	(5.6) 38			(0.1) 1		(12.4) 84	(50.5) 341	(2.0) 14	(6.0) 41	(6.2) 42	(0.7) 5	
東 京	(100.0) 335	(37.6) 126	155	(0.6) 2	(7.8) 26	(2.1) 7		(0.3) 1	(0.6) 2	(4.8) 16	(9.0) 30	(12.2) 41	(7.8) 26	(1.2) 4	(16.0) 54	
名古屋	(100.0) 387	(92.6) 359	27		(0.3) 1				(0.8) 3	(0.5) 2	(1.8) 7	(0.3) 1	(0.3) 1	(3.1) 12	(0.3) 1	
大 阪	(100.0) 292	(90.1) 263	19		(0.7) 2	(1.7) 5	(0.3) 1				(2.4) 7	(1.4) 4			(3.4) 10	
福 岡	(100.0) 753	(86.7) 657	89	(2.2) 17	(7.0) 53	(0.5) 4		(0.7) 5	(0.8) 6	(0.4) 3	(0.1) 1				(1.6) 12	

() 内は%

個人調査

2-4表 地区別、監督者別年少新聞配達員数

		総 数	販売店主	補助員	不明
仙 台	計	(100.0)%153	(76.5)	(18.3)	(5.2)
東 京	計	(100.0)%223	(87.4)	(5.4)	(7.2)
名古屋	計	(100.0)%271	(97.5)	(0.7)	(1.8)
大 阪	計	(100.0)%196	(95.4)	(3.1)	(1.5)
福 岡	計	(100.0)%164	(97.0)	(3.0)	

2-5表 地区別、勤続年数別年少新聞配達員数

		総 数	1 カ 月 未 満	1 〜 2 カ 月 〃	2 〜 3 カ 月 〃	3 〜 6 カ 月 〃	6 〜 1 年 〃	1 〜 2 年 〃	2 年 以 上	不 明
仙 台	(100.0)% 153	(0.7)	(8.5)	(7.2)	(19.0)	(24.2)	(26.7)	(11.1)	(2.6)	
東 京	(100.0)% 223	(8.1)	(9.4)	(9.0)	(22.3)	(13.9)	(22.0)	(9.0)	(6.3)	
名 古 屋	(100.0)% 271	(1.5)	(2.6)	(5.9)	(19.2)	(22.5)	(25.0)	(22.9)	(0.4)	
大 阪	(100.0)% 196		(1.0)	(5.6)	(24.5)	(17.3)	(27.6)	(23.5)	(0.5)	
福 岡	(100.0)% 164	(0.6)	(1.8)	(3.7)	(16.5)	(27.4)	(26.8)	(22.6)	(0.6)	

2-6表 地区別、仕事の内容別年少新聞配達員数

項 目	総 数	新 聞 配 達 と			新 聞 配 達 と			新 聞 配 達 ・読者拡大 集金・読みこみをするもの	新 聞 配 達 ・読者拡大 集金・読みこみをするもの	新 聞 配 達 ・読者拡大 集金・読みこみをするもの	新 聞 配 達 ・読者拡大 集金・読みこみをするもの	その他	不 明
		お り こ み を す る も の	集 金 を す る も の	読 者 拡 大 を す る も の	お り こ み を す る も の	集 金 を す る も の	読 者 拡 大 を す る も の						
仙 台	(100.0) 153	(17.6)	(1.3)	(4.6)	(0.7)	(5.9)	(1.3)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.4)	
東 京	(100.0) 223	(23.8)		(1.3)	(3.1)	(0.4)	(6.7)	(3.1)	(0.4)	(0.4)	(0.7)	(0.7)	
名 古 屋	(100.0) 271	(8.5)	(4.1)	(1.5)	(32.1)	(0.7)	(15.1)	(27.0)	(5.9)	(5.9)	(0.7)	(0.7)	
大 阪	(100.0) 196	(28.6)	(1.0)	(1.5)	(5.6)	(2.0)	(31.2)	(19.4)				(0.5)	(0.5)
和 歌 山	(100.0) 164	(31.3)	(7.9)	(1.8)	(6.7)		(30.4)	(11.6)	(1.8)	(1.8)	(0.6)	(0.6)	

2-7表 地区別、配達受持時刻別、配達部数別年少新聞配達員数

		総 数	100 部 未 満	100 部 199 部	200 部 299 部	300 部 399 部	400 部 499 部	500 部 以 上	不 明
仙 台	計	(100.0) 153	(47.1)	(47.6)	(3.3)				(2.0)
	朝 刊	(100.0) 97	(55.7)	(43.3)					(1.0)
	夕 刊	(100.0) 35	(25.7)	(71.4)					(2.9)
	朝 夕 刊	(100.0) 21	(42.8)	(28.6)	(23.8)				(4.8)
東 京	計	(100.0) 223	(9.9)	(52.0)	(24.7)	(8.1)	(2.7)	(0.4)	(2.2)
	朝 刊	(100.0) 58	(15.5)	(67.3)	(15.5)				(1.7)
	夕 刊	(100.0) 97	(12.4)	(69.1)	(13.4)	(1.0)			(4.1)
	朝 夕 刊	(100.0) 68	(1.5)	(14.7)	(48.5)	(25.0)	(8.8)	(1.5)	
名 古 屋	計	(100.0) 271	(5.2)	(37.6)	(29.9)	(23.6)	(3.3)		(0.4)
	朝 刊	(100.0) 19	(15.8)	(73.7)	(10.5)				
	夕 刊	(100.0) 35	(28.6)	(68.5)	(2.9)				
	朝 夕 刊	(100.0) 217	(0.5)	(29.5)	(35.9)	(29.5)	(4.1)		(0.5)
大 阪	計	(100.0) 196	(1.5)	(12.2)	(33.7)	37.8	(8.2)	(6.1)	(0.5)
	朝 刊	(100.0) 10	(10.0)	(50.0)	(40.0)				
	夕 刊	(100.0) 11		(81.8)	(9.1)	(9.1)			
	朝 夕 刊	(100.0) 175	(1.1)	(5.7)	(34.9)	(41.7)	(9.1)	(6.9)	(0.6)
福 岡	計	(100.0) 164	(40.2)	(44.6)	(11.6)	(2.4)	(0.6)		(0.6)
	朝 刊	(100.0) 38	(44.7)	(47.4)	(7.9)				
	夕 刊	(100.0) 62	(48.4)	(46.8)	(3.2)				(1.6)
	朝 夕 刊	(100.0) 64	(29.7)	(40.5)	(21.9)	(6.3)	(1.6)		

2-8表 地区別、配達受持時刻別新聞販売所集合時刻別年少新聞配達員数

		総 数	3 時 30 分 前	3 時 30 分 ～ 4 時 前	4 時 ～ 4 時 30 分 前	4 時 30 分 ～ 5 時 前	5 時 以 降	不 明
仙 台	朝刊	(100.0) 118			(7.6)	(11.9)	(78.8)	(1.7)
	夕刊	(100.0) 56		(21.4)	(39.3)	(14.3)	(17.9)	(7.1)
東 京	朝刊	(100.0) 126		(0.8)	(22.2)	(31.7)	(41.3)	(4.0)
	夕刊	(100.0) 165		(17.0)	(66.7)	(10.0)	(2.4)	(5.0)
名 古 屋	朝刊	(100.0) 236		(0.4)	(8.9)	(30.5)	(60.2)	
	夕刊	(100.0) 252		(0.8)	(39.3)	(44.8)	(14.7)	(0.4)
大 阪	朝刊	(100.0) 185		(0.5)	(10.3)	(37.3)	(49.2)	(2.7)
	夕刊	(100.0) 186	(0.5)	(7.5)	(43.1)	(30.1)	(16.1)	(2.7)
福 岡	朝刊	(100.0) 102				(4.9)	(88.2)	(6.9)
	夕刊	(100.0) 126	(2.4)	(6.3)	(23.8)	(37.4)	(23.8)	(5.3)

2-9表 地区別販売所における所要時間（朝刊配達時のみ）

	総 (朝刊配達者) 数	な し	あ り					不 明
			15 分 未 満	15 分 と 30 分未満	30 分 と 1 時間未満	1 時間 と 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分 以上	
仙 台	(100.0) 118	(5.1) 6	(19.5) 23	(30.5) 36	(37.3) 44	(5.1) 6		(2.5) 3
東 京	(100.0) 126	(4.0) 5	(20.6) 26	(26.2) 33	(44.4) 56	(1.6) 2	(0.8) 1	(2.4) 3
名 古 屋	(100.0) 236	(5.5) 13	(21.2) 50	(26.3) 62	(38.9) 92	(6.4) 15		(1.7) 4
大 阪	(100.0) 185	(3.2) 6	(10.3) 19	(16.2) 30	(62.2) 115	(5.4) 10		(2.7) 5
福 岡	(100.0) 102	(13.7) 14	(22.5) 23	(32.4) 33	(31.4) 32			

2-10表地区別、配達受持時刻別、配達終了時刻別少年新聞配達員数

			総 数	4 時 ～ 5 時 前	5 時 ～ 6 時 前	6 時 ～ 7 時 前	7 時 ～ 8 時 前	不 明
仙 台	朝	刊	(100.0) 118	(0.8)	(11.0)	(69.6)	(17.8)	(0.8)
	夕	刊	(100.0) 56	(7.1)	(64.3)	(25.0)	(1.8)	(1.8)
東 京	朝	刊	(100.0) 126		(6.3)	(78.6)	(12.7)	(2.4)
	夕	刊	(100.0) 165	(1.8)	(60.0)	(35.2)		(3.0)
名 古 屋	朝	刊	(100.0) 236		(5.1)	(81.4)	(13.1)	(0.4)
	夕	刊	(100.0) 252		(36.1)	(61.5)	(1.6) 4	(0.8) 2
大 阪	朝	刊	(100.0) 185		(2.7) 5	(71.4) 132	(25.9) 48	
	夕	刊	(100.0) 186	(2.2)	(42.5)	(51.5)	(3.8)	
福 岡	朝	刊	(100.0) 102		(14.7)	(52.8)	(24.5)	(1.0)
	夕	刊	(100.0) 123	(0.8)	(28.6)	(64.2)	(5.6)	(0.8)

(注) 朝刊の場合は午前、夕刊の場合は午後の時刻を示す。

2-11表 地区別、配達受持時刻別、配達時間別年少配達員数

		総 数	1 時 間 未 満	1 時 間 ～ 2 時 間 未 満	2 時 間 ～ 3 時 間 ◇	3 時 間 ～ 4 時 間 ◇	不 明
仙 台	朝 刊	(100.0) 118	(37.3)	(60.2)	(1.7)		(0.8)
	夕 刊	(100.0) 56	(41.1)	(53.5)	(1.8)		(3.6)
東 京	朝 刊	(100.0) 126	(11.9)	(76.2)	(9.5)		(2.4)
	夕 刊	(100.0) 165	(14.5)	(75.2)	(6.1)	(0.6)	(3.6)
名 古 屋	朝 刊	(100.0) 236	(27.5)	(70.0)	(1.7)		(0.8)
	夕 刊	(100.0) 252	(31.7)	(64.3)	(2.8)		(1.2)
大 阪	朝 刊	(100.0) 185	(8.6)	(82.8)	(8.6)		
	夕 刊	(100.0) 186	(22.0)	(72.1)	(5.9)		
福 岡	朝 刊	(100.0) 102	(36.3)	(58.8)	(3.9)		(1.0)
	夕 刊	(100.0) 126	(32.5)	(60.4)	(6.3)		(0.8)

2-12表 地区別、配達受持時刻別年少配達員の平均賃金(単位 千円)

		総 (25 日以上稼働した者) 数	計	
			総 金 額	平 均 金 額
仙 台	計	(100.0) 143	(143) 148,840	1,041
	朝刊	(100.0) 92	(92) 93,710	1,019
	夕刊	(100.0) 32	(32) 27,580	862
	朝夕刊	(100.0) 19	(19) 27,550	1,450
東 京	計	(100.0) 192	(192) 454,919	2,369
	朝刊	(100.0) 51	(51) 114,275	2,241
	夕刊	(100.0) 87	(87) 154,051	1,771
	朝夕刊	(100.0) 54	(54) 186,593	3,455
名 古 屋	計	(100.0) 260	(260) 689,897	2,653
	朝刊	(100.0) 19	(19) 33,862	1,782
	夕刊	(100.0) 32	(32) 48,800	1,525
	朝夕刊	(100.0) 209	(209) 607,235	2,905
大 阪	計	(100.0) 170	(170) 677,396	3,985
	朝刊	(100.0) 9	(9) 25,695	2,855
	夕刊	(100.0) 10	(10) 27,381	2,738
	朝夕刊	(100.0) 151	(151) 624,320	4,136
福 岡	計	(100.0) 159	(159) 209,985	1,321
	朝刊	(100.0) 35	(35) 45,131	1,289
	夕刊	(100.0) 60	(60) 63,333	1,056
	朝夕刊	(100.0) 64	(64) 101,521	1,586

- (注) ① 総金額欄中()内の数字は各記入件数を表わす。
 ② 平均金額は総金額を各記入件数で割った平均を表わす。

2-13表 地区別、配達受特別、資金（手取額）階級別年少新聞配達員数（25日以上稼働したもの）

	総（勤 25日 以上者） 数	1,000 円 未満	1,000 円 未満	1,000 円 未満	1,500 円 未満	2,000 円 未満	2,500 円 未満	3,000 円 未満	3,500 円 未満	4,000 円 未満	4,500 円 未満	5,000 円 未満	5,000 円 以上	不明
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
仙 合	計 (100.0)	143 (42.7)	143 (50.3)	143 (50.3)	143 (4.9)	143 (1.4)	143 (0.7)	143 (0.7)	143 (0.7)	143 (0.7)	143 (0.7)	143 (0.7)	143 (0.7)	143 (0.7)
朝 刊	計 (100.0)	92 (29.3)	92 (66.3)	92 (66.3)	92 (3.3)	92 (1.1)	92 (0.7)	92 (0.7)	92 (0.7)	92 (0.7)	92 (0.7)	92 (0.7)	92 (0.7)	92 (0.7)
夕 刊	計 (100.0)	52 (84.4)	52 (15.6)	52 (15.6)	52 (21.1)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)	52 (5.3)
朝 刊	計 (100.0)	19 (36.7)	19 (36.7)	19 (36.7)	19 (21.1)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)
東 京	計 (100.0)	192 (1.6)	192 (11.5)	192 (11.5)	192 (27.1)	192 (24.5)	192 (13.0)	192 (7.8)	192 (11.8)	192 (11.8)	192 (11.8)	192 (11.8)	192 (11.8)	192 (11.8)
朝 刊	計 (100.0)	51 (7.8)	51 (7.8)	51 (7.8)	51 (27.5)	51 (31.3)	51 (19.6)	51 (11.8)	51 (11.8)	51 (11.8)	51 (11.8)	51 (11.8)	51 (11.8)	51 (11.8)
夕 刊	計 (100.0)	87 (3.4)	87 (18.4)	87 (18.4)	87 (42.7)	87 (25.3)	87 (6.9)	87 (11)	87 (11)	87 (11)	87 (11)	87 (11)	87 (11)	87 (11)
朝 刊	計 (100.0)	54 (3.7)	54 (3.7)	54 (3.7)	54 (1.9)	54 (16.7)	54 (16.7)	54 (14.8)	54 (14.8)	54 (14.8)	54 (14.8)	54 (14.8)	54 (14.8)	54 (14.8)
名 古 屋	計 (100.0)	260 (0.8)	260 (9.2)	260 (9.2)	260 (10.0)	260 (18.1)	260 (24.6)	260 (21.2)	260 (21.2)	260 (21.2)	260 (21.2)	260 (21.2)	260 (21.2)	260 (21.2)
朝 刊	計 (100.0)	19 (5.3)	19 (15.8)	19 (15.8)	19 (47.3)	19 (26.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)	19 (5.3)
夕 刊	計 (100.0)	32 (3.1)	32 (59.3)	32 (59.3)	32 (21.9)	32 (6.3)	32 (3.1)	32 (3.1)	32 (3.1)	32 (3.1)	32 (3.1)	32 (3.1)	32 (3.1)	32 (3.1)
朝 刊	計 (100.0)	209 (10.0)	209 (10.0)	209 (10.0)	209 (4.8)	209 (19.1)	209 (29.7)	209 (26.3)	209 (26.3)	209 (26.3)	209 (26.3)	209 (26.3)	209 (26.3)	209 (26.3)
大 阪	計 (100.0)	170 (1.0)	170 (1.0)	170 (1.0)	170 (2.9)	170 (7.1)	170 (8.8)	170 (18.8)	170 (18.8)	170 (18.8)	170 (18.8)	170 (18.8)	170 (18.8)	170 (18.8)
朝 刊	計 (100.0)	9 (1.1)	9 (1.1)	9 (1.1)	9 (11.1)	9 (35.4)	9 (22.2)	9 (11.1)	9 (11.1)	9 (11.1)	9 (11.1)	9 (11.1)	9 (11.1)	9 (11.1)
夕 刊	計 (100.0)	10 (1.0)	10 (1.0)	10 (1.0)	10 (30.0)	10 (30.0)	10 (30.0)	10 (10.0)	10 (10.0)	10 (10.0)	10 (10.0)	10 (10.0)	10 (10.0)	10 (10.0)
朝 刊	計 (100.0)	151 (1.3)	151 (1.3)	151 (1.3)	151 (0.6)	151 (4.0)	151 (8.6)	151 (19.9)	151 (19.9)	151 (19.9)	151 (19.9)	151 (19.9)	151 (19.9)	151 (19.9)
福 岡	計 (100.0)	159 (30.8)	159 (38.4)	159 (38.4)	159 (14.5)	159 (7.5)	159 (7.5)	159 (1.3)	159 (1.3)	159 (1.3)	159 (1.3)	159 (1.3)	159 (1.3)	159 (1.3)
朝 刊	計 (100.0)	35 (20.0)	35 (20.0)	35 (20.0)	35 (11.4)	35 (2.3)	35 (5.7)	35 (5.7)	35 (5.7)	35 (5.7)	35 (5.7)	35 (5.7)	35 (5.7)	35 (5.7)
夕 刊	計 (100.0)	60 (36.7)	60 (36.7)	60 (36.7)	60 (10.0)	60 (1.7)	60 (15.6)	60 (15.6)	60 (15.6)	60 (15.6)	60 (15.6)	60 (15.6)	60 (15.6)	60 (15.6)
朝 刊	計 (100.0)	64 (31.3)	64 (31.3)	64 (31.3)	64 (20.3)	64 (15.6)	64 (15.6)	64 (3.1)	64 (3.1)	64 (3.1)	64 (3.1)	64 (3.1)	64 (3.1)	64 (3.1)

2-14表 欠勤時等の減給の状況

項目 地区別	総 数	欠 勤 し た 時			
		賃金をひかれる	賃金をひかれない	わからない	不明
仙 台	(100.0) 153	(56.8)	(29.4)	(11.8)	(2.0)
東 京	(100.0) 223	(63.7)	(26.5)	(7.6)	(2.2)
名 古 屋	(100.0) 271	(82.3)	(15.9)	(1.8)	(
大 阪	(100.0) 196	(53.8)	(31.0)	(14.2)	(1.0)
福 岡	(100.0) 164	(71.3)	(12.2)	(16.5)	(

2-15表 地区別不時着時の減給額別新聞年少配達員数

項目 地区別	総 数 (差引ありの者 不着時に賃金)	10 円 未 満	10 ～ 20 円 未 満	20 ～ 30 円 未 満	30 ～ 50 円 未 満	50 ～ 70 円 未 満
仙 台	(100.0) 18	(11.1)	(22.2)		(5.6)	
東 京	(100.0) 46	(4.3)	(39.2)	(21.7)	(2.2)	(8.7)
名 古 屋	(100.0) 94	(5.3)	(62.7)	(17.1)	(8.5)	
大 阪	(100.0) 88	(2.3)	(45.4)	(14.8)	(12.5)	(10.2)
福 岡	(100.0) 75	(8.0)	(48.1)	(16.0)	(1.3)	(1.3)

不 着 の 時				新 聞 を 断 ら れ た 時			
賃金をひかれる	賃金をひかれない	わからない	不明	賃金をひかれる	賃金をひかれない	わからない	不明
(11.7)	(74.6)	(7.8)	(5.9)	(1.3)	(88.3)	(6.5)	(3.9)
(20.6)	(65.9)	(6.3)	(7.2)	(3.1)	(81.2)	(7.6)	(8.1)
(34.7)	(60.9)	(4.4)		(2.2)	(95.6)	(2.2)	
(44.9)	(45.9)	(8.7)	(0.5)	(2.6)	(88.2)	(8.7)	(0.5)
(45.7)	(37.8)	(16.5)		(19.3)	(65.2)	(16.5)	

70 と 100 円未済	100 と 150 円未済	3 件 に つ き 5 円	3 件 以 上 の 時 は 1 件 に つ き 10 円	4 件 以 上 の 時 は 1 件 に つ き 10 円	3 件 以 上 の 時 は 1 件 に つ き 25 円	朝刊 10 円 夕刊 5 円	電 話 代 （ 話 が あ つ た 場 合 ） （ 不 着 の 家 よ り 電 ）	件 数 に よ る	不 明
	(2.2)	(5.6)	(11.1)	(5.6)	(6.5)			(11.1)	(27.7)
									(15.2)
									(6.4)
									(14.8)
						(6.7)	(1.3)	(5.3)	(12.0)

2-16表 断られた時の減給額別新聞年少配達員数

項目	総 断られた時賃金 (差引ありの者) 額	10 円 未満	10 ～ 20 円 未満	30 ～ 40 円 未満	390 円	件 数 に よ る	不 明
仙 合	(100.0) 2						(100.0)
東 京	(100.0) 7					(28.6)	(71.4)
名古屋	(100.0) 6		(16.7)				(83.3)
大 阪	(100.0) 5				(20.0)		(80.0)
福 岡	(100.0) 30	(6.7)	(13.3)	(6.7)		(20.0)	(53.3)

2-17表 地区別賃金支払者別年少配達員数

地区別 項目	総 数	店 主	店主以外 (補助員) のもの	不 明
仙 合	(100.0) 153	(87.5)	(10.5)	(2.0)
東 京	(100.0) 223	(94.2)	(3.6)	(2.2)
名古屋	(100.0) 271	(100.0)		
大 阪	(100.0) 196	(97.0)	(3.0)	
福 岡	(100.0) 164	(93.3)	(6.7)	

2-18表 就業経路別新聞年少配達員数

項目 地区別	総 数	友 だ ち	近 所 の 人	家 族	自 分 で 販 売 所 へ 頼 ん だ	そ の 他	不 明
仙 台	(100.0) 153	(50.3)	(11.8)	(9.8)	(20.3)	(7.8)	
東 京	(100.0) 223	(43.5)	(3.6)	(11.2)	(31.4)	(9.4)	(0.9)
名 古 屋	(100.0) 271	(47.5)	(4.1)	(18.1)	(19.9)	(10.4)	
大 阪	(100.0) 196	(45.9)	(5.1)	(15.3)	(23.5)	(10.2)	
福 岡	(100.0) 164	(56.2)	(11.0)	(9.1)	(15.2)	(8.5)	

2-19 地区別就業動機別年少新聞配達員数

	総 数	家 け の く ら し を 助 め	学 得 校 の 費 た 用 を め	貯 金 を す る た め	お 得 こ ろ ず か た い を め	買 が い あ た る い た も の め	健 康 の た め	そ の 他	不 明
仙 台	(100.0) 153	(45.1) 69	(47.1) 72	(54.2) 83	(44.4) 68	(44.4) 68	(40.5) 62	(22.9) 35	
東 京	(100.0) 223	(28.3) 63	(27.4) 61	(42.2) 94	(38.1) 85	(40.8) 91	(18.8) 42	(11.7) 26	(2.3) 5
名 古 屋	(100.0) 271	(54.2) 147	(53.9) 146	(66.4) 180	(61.3) 166	(61.3) 166	(35.8) 97	(12.5) 34	(0.4) 1
大 阪	(100.0) 196	(53.0) 104	(56.6) 111	(42.9) 84	(40.3) 79	(44.9) 88	(37.2) 73	(23.4) 46	(2.0) 4
福 岡	(100.0) 164	(31.7) 52	(47.6) 78	(46.3) 76	(47.6) 78	(44.5) 73	(22.6) 37	(13.4) 22	(1.2) 2

2-20表 地区別、年齢別賞金の使途状況別年少新聞配達員数

		総 数	家 には 出 さ な い	一 す 賞 度 が そ れ を み ん な う	一 人 に 分 出 を 家 す	家 改 こ め ず か い を 貰 う に 全 部 出 し ら お う	家 特 も ら う こ と は な い を い に 全 部 出 し ら お う	不 明
仙 台	計	(100.0) 153	(9.8)	(15.7)	(16.3)	(39.9)	(15.0)	(3.3)
	11才以下	(100.0) 22	(9.1)	(22.8)	(4.5)	(50.0)	(9.1)	(4.5)
	12才	(100.0) 25	(28.0)	(12.0)	(9.0)	(40.0)	(12.0)	
	13才	(100.0) 61	(4.9)	(11.5)	(18.0)	(45.9)	(16.4)	(3.3)
	14才	(100.0) 26	(3.8)	(26.9)	(23.1)	(34.7)	(3.8)	(7.7)
	15才	(100.0) 11		(18.2)	(27.5)	(9.1)	(45.4)	
	16才	(100.0) 2			(50.0)		(50.0)	
	17才	(100.0) 6	(33.3)		(16.7)	(33.3)	(16.7)	
東 京	計	(100.0) 223	(13.9)	(17.0)	(14.8)	(34.6)	(10.3)	(9.4)
	11才以下	(100.0) 14	(7.1)	(21.4)		(43.0)	(7.1)	(21.4)
	12才	(100.0) 39	(20.5)	(12.8)	(12.8)	(41.0)	(10.3)	(2.6)
	13才	(100.0) 79	(13.9)	(24.1)	(20.3)	(25.2)	(8.9)	(7.6)
	14才	(100.0) 55	(14.5)	(10.9)	(12.7)	(40.1)	(12.7)	(9.1)
	15才	(100.0) 22	(9.1)	(13.6)	(13.6)	(36.4)	(18.2)	(9.1)
	16才	(100.0) 10		(10.0)	(20.0)	(40.0)		(30.0)
	17才	(100.0) 4	(25.0)	(25.0)		(25.0)		(25.0)
名 古 屋	計	(100.0) 271	(14.4)	(10.7)	(16.6)	(51.6)	(6.3)	(0.4)
	11才以下	(100.0) 13	(7.7)		(7.7)	(46.1)	(38.5)	
	12才	(100.0) 50	(14.0)	(8.0)	(20.0)	(50.0)	(6.0)	(2.0)
	13才	(100.0) 103	(9.7)	(11.7)	(18.4)	(57.3)	(2.9)	
	14才	(100.0) 74	(12.2)	(10.8)	(14.9)	(55.3)	(6.8)	
	15才	(100.0) 23	(21.7)	(21.7)	(17.4)	(39.2)		
	16才	(100.0) 1					(100.0)	
	17才	(100.0) 7	(100.0)					
大 阪	計	(100.0) 196	(14.8)	(8.2)	(10.7)	(50.0)	(14.3)	(2.0)
	11才以下	(100.0) 6				(83.3)	(16.7)	
	12才	(100.0) 17	(17.6)	(11.8)	(5.9)	(52.9)	(11.8)	
	13才	(100.0) 49	(12.2)	(8.2)	(8.2)	(53.0)	(18.4)	
	14才	(100.0) 76	(15.8)	(6.6)	(14.5)	(44.7)	(17.1)	(1.3)
	15才	(100.0) 27	(11.1)	(11.1)	(11.1)	(55.6)	(7.4)	(3.7)
	16才	(100.0) 11	(18.2)	(9.1)	(7.1)	(36.3)	(9.1)	(18.2)
	17才	(100.0) 10	(30.0)	(10.0)	(10.0)	(50.0)		
福 岡	計	(100.0) 164	(22.6)	(9.1)	(21.3)	(30.5)	(16.5)	
	11才以下	(100.0) 5		(40.0)	(40.0)		(20.0)	
	12才	(100.0) 23	(39.3)	(4.3)	(13.0)	(21.7)	(21.7)	
	13才	(100.0) 59	(16.9)	(10.2)	(15.3)	(45.7)	(11.9)	
	14才	(100.0) 58	(22.4)	(6.9)	(31.0)	(20.7)	(19.0)	
	15才	(100.0) 18	(27.8)	(10.0)	(16.7)	(27.8)	(16.7)	
	16才	(100.0) 1						
	17才	(100.0) 1				(100.0)		

2-21表 地区別、年齢別賃金の使用内容別少年新聞配達員数

		総 数	学 校 の 費 用 に 使 う	お こ ず か い に す る	貯 金 す る	そ の 他	不 明
仙 台	計	(100.0) 153	(28.1)	(45.1)	(40.5)	(7.8)	(12.4)
	1才以下	(100.0) 22	(27.3)	(40.9)	(54.5)	(9.1)	
	12才	(100.0) 25	(16.0)	(52.0)	(40.0)	(4.0)	(16.0)
	13才	(100.0) 61	(24.6)	(39.3)	(41.0)	(8.2)	(18.0)
	14才	(100.0) 26	(26.9)	(57.7)	(38.5)	(3.8)	(7.7)
	15才	(100.0) 11	(36.4)	(36.4)	(27.3)	(9.1)	(18.2)
	16才	(100.0) 2	(100.0)	(50.0)	(50.0)	(50.0)	
	17才	(100.0) 6	(83.3)	(50.0)	(16.7)	(16.7)	
東 京	計	(100.0) 223	(26.9)	(50.2)	(45.3)	(8.1)	(21.1)
	1才以下	(100.0) 14	(28.6)	(42.9)	(57.1)	(14.3)	(28.6)
	12才	(100.0) 39	(20.5)	(53.8)	(35.9)	(12.8)	(23.1)
	13才	(100.0) 79	(25.3)	(41.8)	(44.3)	(6.3)	(25.3)
	14才	(100.0) 55	(25.5)	(58.2)	(54.5)	(9.1)	(18.2)
	15才	(100.0) 22	(36.4)	(68.2)	(36.4)	(4.5)	(15.6)
	16才	(100.0) 10	(50.0)	(50.0)	(40.0)		
	17才	(100.0) 4	(25.0)		(50.0)		(25.0)
名 古 屋	計	(100.0) 271	(48.0)	(82.7)	(52.4)	(14.8)	(4.1)
	1才以下	(100.0) 13	(38.5)	(53.8)	(46.2)	(7.7)	(7.7)
	12才	(100.0) 50	(50.0)	(76.0)	(54.0)	(14.0)	(6.0)
	13才	(100.0) 103	(50.5)	(84.5)	(50.5)	(12.6)	(3.9)
	14才	(100.0) 74	(40.5)	(89.2)	(55.4)	(18.9)	
	15才	(100.0) 23	(60.9)	(91.3)	(65.2)	(21.7)	
	16才	(100.0) 1					(100.0)
	17才	(100.0) 7	(57.1)	(71.4)	(14.3)		(28.6)
大 阪	計	(100.0) 196	(42.5)	(73.0)	(28.1)	(12.2)	(7.1)
	1才以下	(100.0) 6	(33.3)	(50.0)		(33.3)	
	12才	(100.0) 17	(47.1)	(58.8)	(29.4)	(11.8)	(11.8)
	13才	(100.0) 49	(49.0)	(81.6)	(26.5)	(8.2)	(2.0)
	14才	(100.0) 76	(46.1)	(73.7)	(30.3)	(17.1)	(10.5)
	15才	(100.0) 27	(59.3)	(74.1)	(29.6)	(11.1)	(7.4)
	16才	(100.0) 11	(63.6)	(54.5)	(18.2)		(9.1)
	17才	(100.0) 10	(50.0)	(80.0)	(40.0)		
福 岡	計	(100.0) 164	(47.6)	(72.6)	(40.2)	(13.4)	(6.1)
	1才以下	(100.0) 5	(20.0)	(60.0)	(40.0)	(20.0)	
	12才	(100.0) 23	(56.5)	(69.6)	(47.8)	(4.3)	(4.3)
	13才	(100.0) 59	(39.0)	(74.6)	(35.6)	(11.9)	(5.1)
	14才	(100.0) 58	(55.2)	(74.1)	(44.8)	(12.1)	(6.9)
	15才	(100.0) 18	(50.0)	(72.2)	(33.3)	(33.3)	(5.6)
	16才	(100.0) —					
	17才	(100.0) 1					(100.0)

2-22表 家人の新聞配達従事に対する承認の有無別少年新聞配達員数

		総 数	家の人は知っている	家の人は知らない	不明
仙台	計	(100.0) 153	(100.0) 153	—	—
	朝刊	(100.0) 97	(100.0) 97		
	夕刊	(100.0) 35	(100.0) 35		
	朝夕刊	(100.0) 21	(100.0) 21		
東京	計	(100.0) 223	(95.5) 213	(1.8) 4	(2.7) 6
	朝刊	(100.0) 58	(92.8) 57		(0.2) 1
	夕刊	(100.0) 97	(95.8) 93	(2.1) 2	(2.1) 2
	朝夕刊	(100.0) 68	(92.7) 63	(2.9) 2	(4.4) 3
名古屋	計	(100.0) 271	(92.6) 270	(0.4) 1	
	朝刊	(100.0) 19	(100.0) 19		
	夕刊	(100.0) 35	(100.0) 35		
	朝夕刊	(100.0) 217	(92.5) 216	(0.5) 1	
大阪	計	(100.0) 196	(96.4) 189	—	(3.6) 7
	朝刊	(100.0) 10	(90.0) 9		(10.0) 1
	夕刊	(100.0) 11	(100.0) 11		
	朝夕刊	(100.0) 175	(96.6) 169		(3.4) 6
福岡	計	(100.0) 164	(98.8) 162		(1.2) 2
	朝刊	(100.0) 38	(100.0) 38		
	夕刊	(100.0) 62	(100.0) 62		
	朝夕刊	(100.0) 64	(96.9) 62		(3.1) 2

2-23表 配達受持時刻別、起床別少年新聞配達員数

		総 数	3 時 30 分 ～ 4 時 前	4 時 ～ 4 時 30 分 前	4 時 30 分 ～ 5 時 前	5 時 ～ 6 時 前	6 時 以 降	不 明
仙 台	計	(100.0) 153	(1.3) 2	(14.4) 22	(20.9) 32	(41.8) 64	(21.6) 33	—
	朝刊	(100.0) 97	(1.0) 1	(20.6) 20	(30.9) 30	(47.5) 46		
	夕刊	(100.0) 35				(11.4) 4	(88.6) 31	
	朝夕刊	(100.0) 21	(4.8) 1	(9.5) 2	(9.5) 2	(66.7) 14	(9.5) 2	
東 京	計	(100.0) 223	(4.0) 9	(17.5) 39	(17.9) 40	(17.9) 40	(32.1) 87	(3.6) 8
	朝刊	(100.0) 58	(3.4) 2	(25.9) 15	(37.9) 22	(32.8) 19		
	夕刊	(100.0) 97		(1.0) 1		(5.2) 5	(87.6) 85	(6.2) 6
	朝夕刊	(100.0) 68	(10.3) 7	(33.9) 23	(26.5) 18	(23.5) 16	(2.9) 2	(2.9) 2
名 古 屋	計	(100.0) 271	(1.1) 3	(16.2) 44	(38.1) 103	(33.2) 90	(11.4) 31	—
	朝刊	(100.0) 19		(10.5) 2	(36.8) 7	(52.7) 10		
	夕刊	(100.0) 35			(2.9) 1	(8.6) 3	(88.5) 31	
	朝夕刊	(100.0) 217	(1.4) 3	(19.3) 42	(43.8) 95	(35.5) 77		
大 阪	計	(100.0) 196	(3.6) 7	(23.0) 45	(43.8) 86	(24.5) 48	(5.1) 10	—
	朝刊	(100.0) 10		(30.0) 3	(30.0) 3	(40.0) 4		
	夕刊	(100.0) 11				(9.1) 1	(90.9) 10	
	朝夕刊	(100.0) 175	(4.0) 7	(24.0) 42	(47.4) 83	(24.6) 43		
福 岡	計	(100.0) 164	—	(1.2) 2	(9.8) 16	(41.5) 68	(46.9) 77	(0.6) 1
	朝刊	(100.0) 38		(2.6) 1	(21.1) 8	(65.8) 25	(10.5) 4	
	夕刊	(100.0) 62				(1.6) 1	(96.8) 60	(1.6) 1
	朝夕刊	(100.0) 64		(1.6) 1	(12.5) 8	(65.6) 42	(20.3) 13	

2-24表 地区別配達受持時刻別睡眠時間別新聞配達児童、年少者数

		総 数	5 時 ～ 6 時 間	6 時 ～ 7 時 間	7 時 ～ 8 時 間	8 時 ～ 9 時 間	9 時 間 以上	不 明
仙 台	計	(100.0) 153	(2.0) 3	(7.8) 12	(22.9) 35	(31.4) 48	(35.9) 55	—
	朝刊	(100.0) 97	(2.1) 2	(11.3) 11	(32.0) 31	(34.0) 33	(20.6) 20	
	夕刊	(100.0) 35			(2.9) 1	(11.4) 4	(85.7) 30	
	朝夕刊	(100.0) 21	(4.8) 1	(4.8)	(14.3) 3	(52.3) 11	(23.8) 5	
東 京	計	(100.0) 223		(11.7) 1	(22.9) 51	(26.5) 59	(34.4) 77	(4.5) 10
	朝刊	(100.0) 58		(15.5) 9	(43.1) 25	(34.5) 20	(5.2) 3	(1.7) 1
	夕刊	(100.0) 97		(2.1) 2	(3.1) 5	(20.6) 20	(67.0) 65	(7.2) 7
	朝夕刊	(100.0) 68		(22.1) 15	(33.9) 33	(27.9) 19	(13.2) 9	(2.9) 2
名 古 屋	計	(100.0) 271	(1.1) 3	(13.7) 37	(42.7) 116	(29.5) 80	(12.6) 34	(0.4) 1
	朝刊	(100.0) 19		(15.8) 3	(52.6) 10	(26.3) 5		(5.3) 1
	夕刊	(100.0) 35		(5.7) 2	(2.9) 1	(14.3) 5	(77.1) 27	
	朝夕刊	(100.0) 217	(1.4) 3	(14.7) 32	(48.4) 105	(32.3) 70	(3.2) 7	
大 阪	計	(100.0) 196	(6.1) 12	(23.5) 46	(40.3) 79	(19.9) 39	(2.7) 19	(0.5) 1
	朝刊	(100.0) 10		(50.0) 5	(30.0) 3	(10.0) 1		(10.0) 1
	夕刊	(100.0) 11			(9.1) 1	(9.1) 1	(81.8) 9	
	朝夕刊	(100.0) 175	(6.9) 12	(23.4) 41	(42.9) 75	(21.1) 37	(5.7) 10	
福 岡	計	(100.0) 164	(1.8) 3	(7.3) 12	(15.2) 25	(36.6) 60	(38.5) 63	(0.6) 1
	朝刊	(100.0) 39	(2.6) 1	(13.2) 5	(23.7) 9	(44.7) 17	(15.8) 6	
	夕刊	(100.0) 62			(4.2) 3	(22.6) 14	(71.0) 44	(1.6) 1
	朝夕刊	(100.0) 64	(3.1) 2	(10.9) 7	(20.3) 13	(45.4) 29	(20.3) 13	

	総 (夕刊配達員数)	な し	計	b				不 明
				a 10 分 未 満	10 と 20 分 未 満	20 と 30 分 未 満	30 分 以 上	
仙 台	(100.0) 56	(0.9) 5	(78.6) 44			(3.6) 2	(75.0) 42	(12.5) 7
東 京	(100.0) 165	(3.0) 5	(92.2) 152		(18)	3 (1.2)	2 (82.2) 147	(4.8) 8
名 古 屋	(100.0) 252	(0.4) 1	(98.0) 247	(0.4) 1	(0.8) 2	(0.8) 2	(96.0) 242	(1.6) 4
大 阪	(100.0) 186	(0.5) 1	(93.6) 174	(0.5) 1	(1.1) 2	(1.1) 2	(92.9) 169	(5.9) 11
福 岡	(100.0) 126	(4.8) 6	(84.9) 107		(0.8) 1	(0.8) 1	(83.3) 105	(10.3) 13

2-26表 地区別就業による勉学上の困難の内容別新聞配達児童、年少配達員

項目 地区別	総 数	勉学上困難がある者	時(宿題・予・余・復習)の余裕なし	授業中ねむくなる	試験時困る	体が疲れ勉強に差する	遅刻する	クラブで活ない動い	スポーツができない	学力が落ちる	読書ができない	不明
仙 台	(100.0) 153	(34.6)	(37.7)	(26.4)	(22.6)	(15.1)						(3.8)
東 京	(100.0) 223	(19.3)	(44.2)	(25.6)	(11.6)	(11.6)		(2.3)		(2.3)		(7.0)
名古屋	(100.0) 271	(37.3)	(31.7)	(50.5)	(8.9)	(13.9)	(2.0)	(4.0)		(1.0)	(1.0)	
大 阪	(100.0) 196	(54.1)	(36.8)	(61.3)	(8.5)	(7.5)	(2.8)	(2.8)	(2.8)			
福 岡	(100.0) 164	(33.6)	(36.4)	(25.5)	(20.0)	(21.8)	(10.9)	(1.8)		(3.6)	/	

(注) () 内の数字は総数を100としたときの割合。

2-27 表地区別疲労感別年少新聞配達員数

地区別	項目	総 数	非 常 に 疲 れ る	少 し 疲 れ る	疲 れ な い	不 明
仙 台	合	(100.0) 153	(2.0)	(56.2)	(41.8)	
東 京	京	(100.0) 223	(0.9)	(48.9)	(48.4)	(1.8)
名 古 屋	屋	(100.0) 271	(2.2)	(58.3)	(39.5)	
大 阪	阪	(100.0) 196	(7.1)	(61.3)	(31.6)	
福 岡	岡	(100.0) 164	(2.4)	(53.7)	(43.9)	

2-28表 就業による困難、不快事等の内容別年少新聞配達員数

	総 数 (不快のある者 就業による困難)	犬 が ほ え る	夏・冬・雨・雪等の候	得意先の小言	配達した新聞が	集はかどらない時	新聞を新わられた時	得意先との板にさみ 拡張の時店主と	店主・店員等の解	遊 べ な い
仙 台	(100.0) 78	(24.4)	(30.8)	(17.9)	(1.3)		(1.3)			(3.8)
京 京	(100.0) 99	(38.4)	(45.5)	(14.1)	(2.0)	(1.0)	(3.0)		(5.1)	(3.0)
名古屋	(100.0) 159	(47.8)	(30.2)	(11.3)	(4.4)	(4.4)	(4.4)	(3.8)	(4.4)	(3.8)
大 阪	(100.0) 116	(12.9)	(41.4)	(7.8)	(0.9)	(1.7)	(10.3)	(1.7)	(5.2)	(6.0)
福 岡	(100.0) 93	(23.7)	(43.0)	(11.8)		(1.1)	(3.2)		(6.5)	(2.2)

休日がない	賃金が安い	ねむい	話しかけられる時間 配達先で長時間	新聞が遅く来た時	せびらかれた時 配達途中、学生、	配達部数が多い	間違つて配達した時	時間の余裕がない	ポストの無い家	友人の益口	疲れる	暗くて怖い	その他
		(3.8)	(7.7)	(2.6)	(1.3)	(1.3)	(3.8)	(1.3)			(1.3)	(1.3)	(7.7)
(3.0)				(2.0)	(2.0)	(1.0)		(3.0)	(1.0)				(5.1)
(0.6)		(0.6)		(2.5)		(1.3)		(0.6)	(3.8)	(2.5)	(1.9)	(1.3)	(7.5)
(2.6)	(4.3)	(7.8)		(4.3)	(5.2)		(0.9)	(6.0)		(0.9)	(1.7)	(0.9)	(10.3)
(5.4)	(5.4)	(3.2)		(2.2)	(1.1)			(1.1)			(1.1)	(3.2)	(2.7)

担任教師所見

1 家庭環境 3-1表 地区別、家庭の生活程度

項目 地区別	総 数	普 通 以 上	普 通	やゝ貧困	貧 困
仙 台	(100.0)% 153	(2.0)	(5.29)	(30.1)	(15.0)
東 京	(100.0) 190	(2.1)	(3.90)	(34.2)	(24.7)
名 古 屋	(100.0) 262	(1.1)	(41.6)	(42.0)	(15.3)
大 阪	(100.0) 177		(32.8)	(40.6)	(26.6)
福 岡	(100.0) 162	(0.6)	(32.7)	(47.6)	(19.1)

第2表 地区別、生活保護法の被適用世帯数

項目 地区別	総 数	被 適 用 世 帯 である	被 適 用 世 帯 でない	不 明
仙 台	(100.0)% 153	(13.7)	(85.6)	(0.7)
東 京	(100.0) 190	(21.1)	(78.9)	
名 古 屋	(100.0) 262	(14.9)	(84.3)	(0.8)
大 阪	(100.0) 177	(18.6)	(81.4)	
福 岡	(100.0) 162	(22.2)	(76.6)	(1.2)

II 本人 第3表 地区別、本人の健康状態

項目 地区別	総 数	壮 健	普 通	やゝ弱い	虚 弱	不 明
仙 台	(100.0)% 153	(22.2)	(71.9)	(5.9)		
東 京	(100.0) 190	(23.7)	(67.4)	(8.9)		
名 古 屋	(100.0) 262	(17.6)	(72.1)	(9.5)		(0.8)
大 阪	(100.0) 177	(23.2)	(64.3)	(11.9)	(0.6)	
福 岡	(100.0) 162	(16.0)	(71.7)	(11.1)	(1.2)	

第4表 地区別、学業成績別年少配達員数

項目 地区別	総 数	優 秀	普 通	やや劣る	劣 る	不 明
仙 台	(100.0) 153	(5.2)	(44.5)	(28.1)	(19.6)	(2.6)
東 京	(100.0) 190	(2.1)	(37.4)	(38.9)	(19.0)	(2.6)
名古屋	(100.0) 262	(3.1)	(26.3)	(38.6)	(30.9)	(1.1)
大 阪	(100.0) 177	(28)	(29.4)	(41.8)	(25.4)	(0.6)
福 岡	(100.0) 162	(4.9)	(28.4)	(40.7)	(24.1)	(1.9)

第5表 地区別、授業時間中に就労することの有無別年少配達員

項目 地区別	総 数	無 計	号 外 配 達	新 聞 刊 載 が 遅 れた 時	体 育 会 授 業 前 の 練習 や 補時	校 外 教 授	掃 除 当 番	文化祭・体力測定の時	7 時 間 目 の 早 退	農 業 鑑 期	家に の 都合 で 父 と 一 し よ に 仕 事 合 わ ない 場 合	その 月 が 特 に 経済 的に 苦 しい 時	不 明
仙 台	(100.0) 153	(79.1)	(20.9)	(10.5)	(11.1)								(1.5)
東 京	(100.0) 190	(99.0)	(1.0)				(0.5)		(0.5)				
名古屋	(100.0) 262	(80.2)	(19.8)	(19.8)									
大 阪	(100.0) 177	(88.1)	(11.9)	(6.8)	(2.2)	(2.2)	(0.6)	(0.6)			(0.6)	(0.6)	
福 岡	(100.0) 162	(96.3)	(3.7)	(2.5)	(0.6)					(0.6)			

第6表 地区別 配達業務の健康におよぼす影響別少年配達員数

地 区 別		仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
項 目	数	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
1. 全然影響がないと思われる	153	73.8	61.5	65.7	56.0	66.6
2. 多少影響があると思われる		(21.6)	(33.7)	(29.8)	(37.2)	(29.0)
健康にプラスした		(1.3)	(1.6)	(1.9)	(1.1)	(5.0)
疲労の様子が時折みられる		(9.8)	(13.2)	(14.1)	(15.3)	(11.1)
睡眠不足		(6.5)	(8.9)	(14.1)	(13.0)	(6.2)
活気がなくなつた		(2.6)	(2.1)	(3.0)		(2.5)
病欠が多くなつた		(1.3)	(0.5)	(2.3)	(3.4)	(0.6)
血色が悪くなつた		(0.7)	(3.2)	(1.5)	(0.6)	(1.2)
朝早すぎて学校へ来る頃疲れている		(0.7)	(2.1)	(0.4)	(1.7)	(1.2)
頭痛を訴える			(1.1)	(1.1)	(2.3)	
風邪にかかり易い		(1.3)	(1.6)		(1.1)	
持久力が不足してきた		(0.7)	(1.1)	(1.1)		
イライラした様子を示す			(1.1)	(0.8)	(0.6)	(0.6)
発育に悪い影響があると思う			(0.5)	(1.1)		
病氣中無理をして配達している				(1.5)		
貧血で倒れた			(1.1)		(0.6)	
配達中時折負傷(軽傷)する			(0.5)	(0.8)		
食欲不振					(0.6)	(0.6)
肩こりを訴える				(0.8)		
腹痛を訴える		(0.7)		(0.4)		
3. 相当影響をお上ましていると思われる		(0.7)	(1.1)	(1.5)	(4.5)	(2.5)
健康にプラス			(0.5)			(0.6)
疲労の色が濃い		(0.7)		(0.8)	(2.8)	(0.6)
睡眠不足			(1.1)	(0.4)	(1.7)	(0.6)
頭痛を訴える					(0.6)	(0.6)
配達中重傷を負つた				(0.4)		
病欠が多えた						(0.6)
不 明		(3.9)	(3.7)	(3.0)	(2.3)	(1.9)

第7表 地区別、配達業務の学業におよぼす影響

地区別		仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
項 目						
総 数		(100.0) 153	(100.0) 190	(100.0) 262	(100.0) 177	(100.0) 162
1. 全然影響がないと思われる		(5.5)	(3.8)	(4.5)	(2.7)	(4.7)
2. 多少影響があると思われる		(41.2)	(5.3)	(49.3)	(63.5)	(48.2)
自習時間の不足		(18.3)	(2.4)	(25.2)	(3.4)	(22.8)
宿題を忘れたり、やらない		(5.2)	(9.5)	(3.8)	(10.2)	(3.1)
時折居眠りする		(3.3)	(4.7)	(4.6)	(7.9)	(6.2)
学習意欲が低下してきた		(5.2)	(2.6)	(6.9)	(6.8)	(3.1)
集中力にかける		(7.8)	(9.5)	(11.8)	(7.3)	(7.4)
素行態度、生活に悪影響		(0.7)	(3.2)	(3.4)	(4.0)	(1.2)
早退、遅刻をするようになった		(0.7)	(1.1)	(1.1)	(2.8)	(6.8)
成績低下		(4.6)	(1.1)	(2.3)	(1.7)	(0.6)
クラブ活動に参加できない		(3.3)	(2.1)	(0.4)	(1.7)	(1.9)
精神的疲労がある		(0.7)	(1.6)	(0.8)	(0.6)	(0.6)
補習時間最終時間にソワソワする。		(0.7)	(1.1)		(0.6)	(1.9)
忘れ物がふえた			(1.1)	(0.4)	(1.1)	
学用品を購入できるようになった				(0.4)		
計		(41.9)	(57.4)	(52.3)	(62.5)	(49.4)
3. 相当影響をおよぼしていると思われる		(0.7)	(3.7)	(3.0)	(6.2)	(1.2)
学習意欲がなくなつた			(1.6)	(1.9)	(1.7)	(0.6)
全然自習しない			(1.1)	(0.4)	(2.8)	(0.6)
居眠りをよくする			(0.5)	(1.5)	(1.7)	
仲間の悪影響が深刻				(0.4)	(2.3)	
注意力、集中力を欠く			(1.1)	(0.4)		
成績がひどく低下		(0.7)		(0.4)	(1.1)	
耐久力、思考力の低下			(0.5)	(0.4)		
クラス全体に悪影響			(0.5)			
不 明		(4.6)	(4.2)	(1.9)	(2.8)	(3.1)

第1表A 地区別、児童生徒数及び就業児童生徒数並びに平均就業率

区 分		仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
小 学 校	学 校 数	15	13	20	10	8
	児 童 数	24,971	21,121	27,856	12,732	10,055
	就 業 児 童 数	235	60	106	33	86
	平 均 就 業 率	0.93%	0.48%	0.39%	0.36%	0.81%
	平均就業児童数	15.7	4.6	5.3	3.3	10.7
中 学 校	学 校 数	17	58	42	50	23
	生 徒 数	26,206	68,578	68,227	102,436	27,844
	就 業 生 徒 数	732	1,166	1,499	1,524	871
	平 均 就 業 率	3.32%	1.64%	2.19%	1.62%	3.18%
	平均就業生徒数	43.1	20.1	35.7	30.5	37.8

就業生徒数が不明の学校は除いてある

第1表B 地区別、性別、就業者数別学校数

区 分		仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
小 学 校	計	(1) 15	13	(4) 20	10	(4) 8
	4人以下	(1) 2	8	(4) 10	9	(4) 2
	5人～9人	2	3	8		1
	10人～19人	7	2	2	1	2
	20人～29人	2				
	30人～	2				
中 学 校	計	(4) 17	(5) 58	(15) 42	(7) 50	(13) 23
	9人以下	(4) 3	(5) 7	(15) 1	(6) 5	(13) 1
	10人～29人	4	45	17	(1) 19	8
	30人～49人	3	6	16	21	8
	50人～69人	5		5	4	6
	70人～	2		3	1	

() 内は女子の就業している学校で、女子のみについてを示す。

第1表0 地区別、学年別、性別就業者数並びに比率

区 分				仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
小 学 校	計	実 数	合計	235	60	106	33	86
			2年	3		1		2
			3年	4		2		1
			4年	19	2	7	1	7
			5年	77	15	32	6	29
			6年	132	43	64	26	47
	比 率		合計	100	100	100	100	100
			2年	1.3		0.9		2.3
			3年	1.7		1.9		1.1
			4年	8.1	3.3	6.6	3.0	8.1
			5年	32.8	25.0	30.2	18.2	33.7
			6年	56.1	71.7	60.4	78.8	54.8
中 学 校	男	実 数	合計	234	60	100	33	80
			2年	3		1		2
			3年	4		2		1
			4年	19	2	7	1	7
			5年	77	15	29	6	27
			6年	131	43	61	26	43
	女	実 数	合計	(0.4%) 1	0	(5.4%) 6	0	(7.0%) 6
			2年					
			3年					
			4年					
			5年			3		2
			6年	1		3		4
小 学 校	計	実 数	合計	732	1,166	1,499	1,524	871
			1年	256	345	463	436	407
			2年	333	536	673	685	324
			3年	143	285	363	403	140
	比 率		合計	100	100	100	100	100
			1年	35.0	29.5	31.0	28.6	46.7
			2年	45.5	46.0	45.0	45.0	37.2
			3年	19.5	24.5	24.0	26.4	16.1
中 学 校	男	実 数	合計	724	1,150	1,469	1,486	838
			1年	255	341	454	428	390
			2年	329	530	659	673	314
			3年	140	279	356	385	134
	女	実 数	合計	(1.1%) 8	(1.4%) 16	(2.0%) 30	(2.5%) 38	(3.8%) 33
			1年	1	4	9	8	17
			2年	4	6	14	12	10
			3年	3	6	7	18	6

就業児童生徒数が不明の学校は除いてある

第2表 地区別学校長の証明書の発給の状況

区 分		仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
計	計	100%	100%	100%	100%	100%
	有	70.6	27.7	93.0	20.0	52.0
	無	17.6	70.9	4.7	80.0	48.0
	不 明	11.8	1.5	2.3	0	0
小 学 校	実数計	15	21	20	10	8
	有	2	0	1	0	3
	無	12	21	19	10	5
	不 明	1	0	0	0	0
中 学 校	実数計	17	65	42	50	25
	有	12	18	39	10	13
	無	3	46	2	40	12
	不 明	2	1	1	0	0

第3表1 地区別 新聞発達業務に関する意見別学校数(中学校)

項 目	地 区	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
		17校	58校	42校	50校	23校
新 聞 配 達 の 業 務 に 関 す る 意 見	計	31	137	133	114	47
	(1) 就業の是非を述べたもの	5	23	21	21	9
	① 義務教育中のものゝ就業は避けたい		(14)	(12)	(12)	(4)
	② 家庭の貧困等、現状では止むを得ないことと思う	(1)	(6)	(4)	(8)	(2)
	③ 心身の鍛錬、勤労精神、堅忍不拔の意志を培う意味で就業に賛成する	(2)	(1)	(3)		(1)
	④ 身体、学業にそれ程影響はないと思われる	(2)		(1)		(1)
	⑤ 家計補助の収入を得る道の一つとして比較的筋の通った仕事と思う。収入も適当である。		(2)	(1)	(1)	(1)
	(2) 就業上問題となつている点について述べたもの	24	101	99	86	35
	① 児童の健全な発育、人間形成を阻害する		(2)			
	② 健康上好ましくない		(7)	(6)	(13)	(1)
	③ 勉学上好ましくない、学力低下を来たす	(6)	(17)	(24)	(21)	(14)
	④ 非行誘発の原因となり易いなど生活指導上好ましくない	(1)	(24)	(23)	(24)	(9)
	⑤ 販売店の従業員管理が不十分であることから生徒の就業の場として適当でない	(7)	(12)	(17)	(2)	(1)
	⑥ 労働条件に問題がある	(9)	(28)	(24)	(19)	(9)
	⑦ 交通量の増増した現在、児童生徒の生命保護、事故防止が不十分である		(1)	(2)	(2)	
	⑧ 就業の動機が、家庭の経済上止むを得ずというものでなく、友人に誘われ、小遣いを得るため、欲しいものを購入するため等の者が多い。	(1)	(10)	(3)	(5)	(1)
	(3) 児童生徒の指導方針について述べたもの	1	5	7	3	1
	(4) そ の 他	1	8	6	4	2

※ 重複をゆるしているため、合計は学校数合計と一致しない。

表-2 地区別新聞配達業務に関する意見別学校数(小学校)

項 目	地 区 別	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
計		15校 26	13校 36	20校 35	10校 19	8校 15
(1) 就業の是非を述べたもの		4	7	13	7	3
① 義務教育中のものの就業は避けたい	○	(2)	(3)	(9)	(6)	(1)
② 家庭の貧困等現状では止むを得ないことと思う			(3)	(4)		(1)
③ 心身の鍛錬、勤労精神、堅忍不拔の意志を培う意味では就業に賛成する					(1)	
④ 身体、学業にそれ程影響はないと思われる		(1)	(1)			(1)
⑤ 責任能力を考えると就業は無理である		(1)				
(2) 就業上問題となつている点について述べたもの		19	22	14	10	11
① 児童の健全な発育、人間形成を阻害する		(1)	(1)	(3)	(1)	
② 健康上好ましくない		(3)	(9)	(3)	(4)	(3)
③ 勉学上好ましくない、学力低下を来す		(4)	(2)	(3)	(3)	(1)
④ 非行誘発の原因となり易いなど生活指導上好ましくない		(6)	(4)	(4)		(2)
⑤ 販売店の従業員管理が不十分であることから生徒の就業の場として適当でない		(1)	(1)			
⑥ 労働条件に問題がある。		(2)	(2)		(1)	(4)
⑦ 交通量の激増した現在、児童生徒の生命保護事故防止が不十分である		(2)		(1)		
⑧ 就業の助機が、家庭の経済上止むを得ずというものでなく、友人に誘われ、小遣いを得るため、欲しいものを購入するため等の者が多い			(3)		(1)	(1)
(3) 児童生徒の指導方針について述べたもの		2	1	7	1	
(4) そ の 他		1	6	1	1	1

重複をゆるしているため合計は学校数合計と一致しない

表3-3 新聞配達業務に関する問題点別学校数

項 目	地 区 別	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	福 岡
問 題 点	計	小学 26 中学 24	小学 36 中学 101	小学 35 中学 99	小学 19 中学 86	小学 15 中学 35
	(1)児童の健全な発育、人間形成を阻害する。 (2)健康上好ましくない。 睡眠不足になっている。 疲労している。 体力に押し過ぎである。 朝食を遅る時間のないものもある。 (3)勉強上好ましくない、学力低下を来す。 ・号外、特報配達に呼び出し、学習が中断される。 ・人間形成に重要なクラブ活動等に参加できない。 ・遅刻、早退、欠席が多い。 ・学習意欲を失つてくる。 ・配達の時刻を気にして学習に専念できない。 ・家庭学習ができない。 (4)非行誘発の原因となり易いなど生活指導上好ましくない。 ・不良交友の場となり、非行の機会が多い。 ・資金の使途から問題が発生する。 ・朝の配達のために販売所に宿泊させることなどから成人従業員の好ましくない影響をうける ・就業のため受ける影響が多く適切な指導がなされない。	小学 1 中学 2 3 7 (4)(2) (4)(2) (1) 4 2 17 (4) (1)(1) (1) (1) 6 1 (1) (3)(1) 6 1	小学 1 中学 2 9 7 (4)(2) (4)(2) (1) 2 17 (8) (1) (1) (1) 4 24 (14) 11 (5) (1)	小学 3 中学 6 (1)(1) (2)(3) (1) 3 24 (1)(12) (1)(2) (2) (1) (2) 4 23 (2)(10) (2)(10) (1) (2)(1)	小学 1 中学 4 4 13 (1)(6) (4) (3)(2) (1) 3 21 (3) (3) (2) (1)(4) (1) 24 (13) (4) (4) (1)	小学 3 中学 1 3 1 (1) (1) (1) 1 14 (5) (4) (1) (1) 2 9 (3) (1)(4) (4) (1)
新聞配達業務に関する点、見						

販売店の従業員管理が不十分であることから、生徒の就業の場として適当でない。	7	1	12	17	2	1
• 学習途上にある生徒を雇用するのであるから、販売店は非教育的環境の排除に努めると共に積極的指導の責任をもつものであると考えるが、それがなされていない。 • 販売店に指導性が欠けている。 ⑧労働条件の問題がある。 • 集金をさせる。 • 賃金が安すぎる。 • 朝夕両方を持たせることは負担が過重である。 • 代りの人をみつけないと退職させない。 ⑨期の配達のため販売所に逼迫させる • 配達量が多すぎる。 • 朝刊配達は疲労が多い。 • 駅、本社まで新聞を受け取りにやる。 • 販路拡張や週刊誌販売をさせる。 • 賃金に個人差をつける • 雇用関係、労働条件が明確でない。 • 折り込みの報酬が安すぎる。 • 購読者数維持の責任を負わせる。 • 不配に対する賃金の差引き制度の問題がある。 • 労働災害補償について明確でない。 • 販売店による労働条件のひらきが大きい。	(1) (3) (3) (6) (1) (1) (1) (1)	 2 	((5) 	(10) 	 	
⑩従業の労働が家庭の経済上止むを得ず就業するものでなく、友人にさそわれ小遣いを得るため、欲しいものを購入するため等の者が多い。	1	3	10	3	5	1

第4表—1. 地区別、労働関係に関する意見別学校数（中学校）

項 目 \ 地 区 別	仙 台	東 京	名古屋	大 阪	福 岡
計	12	40	43	40	14
労働関係法律制度に関するもの	2	10	8	9	6
所轄行政官庁への要望	2	11	9	13	1
使用者の遵法態度に関するもの	2	8	7	4	2
そ の 他	6	11	19	14	5
（ 中 学 校 ）					
労働基準法に関するもの	1	9	9	8	6
長期休暇を除いた日は就労禁止を明確に定めるべきだ		(1)			
賃金に基準を設けてほしい	(1)	(2)	(1)		
現実に即した法律にきりかえるべきだ		(5)	(1)		(1)
証明書制度に強力な法的措置がほしい		(1)			
生徒の使用を禁止すべきだ			(4)	(4)	(2)
業務内容の規制が必要である（労働量、時間、拡張業務、集金等）			(2)	(3)	(3)
生徒の使用については、もう少し細部に互る規定がほしい			(1)		
賃金は家族に渡す方がよい				(1)	
そ の 他					
・ 社会福祉法の確立、義務教育費全額国庫負担などから保護の強化をすすめるべきだ	2	7	8	11	5
・ 災害に対する処置が明確でない	2	1	1		1
・ 法的には、時間的にみて不可能の範囲に入るが止むを得ない	1	1			
・ 現法律が生きるようにしてほしい		2	2		

第4表-2 地区別、労働関係に関する意見別学校数（小学校）

項 目 \ 地 区 別	仙 台	東 京	名古屋	大 阪	福 岡
計	5	18	14	7	2
労働関係法律制度に関するもの	1	5	1		
同法施行に関し所轄行政官庁への要望	3	5	6	2	2
使用者の遵法態度に関するもの		2			
そ の 他	1	6	7	5	
（小 学 校）					
労働基準法に関するもの					
就労を禁止すべきだ		3			
定期健康診断を法令化して実施してほしい		1			
賃金に基準を設けてほしい	1				
そ の 他					
社会保障等福祉的な面を増し就労防止をしてほしい		6	7	5	

重複をゆるしているもので合計は学校数合計と一致しない

